# 情報リテラシー啓発のための羅針盤

# 情報活用編

S

第 1.0 版 (2020年10月7日 発行)

株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン編



# 目次

1. 本書について	1
2. 本書の対象	
3. 本書の概要(サマリ)	2
4. 項目	11
4-1. 始める(基本操作)	12
■ 項目 1. 電子メール(E-mail)を受け取る・送る	<b>5</b> 13
■ 項目 2. 写真や動画を撮る・編集する	17
■ 項目 3. オンライン通話(ボイスチャット)をす	<sup>†</sup> る21
■ 項目 4. 検索をする	24
■ 項目 5. Wi-Fi を利用する	27
4-2. 情報を発信・共有する	30
■ 項目 6. SNS(Social Networking Service)を利	<b>リ用する</b> 31
■ 項目 7. 動画を視聴する・配信する	39
■ 項目 8. GPS (Global Positioning System:全均	<b>b球測位システム)を使う4</b> 3
4-3. 遊ぶ	45
■ 項目 9. ゲームをする	46
■ 項目 10. 電子書籍を読む	49
■ 項目 11. イラストを描く・音楽を作る・小説を	書く52
4-4. 学ぶ・働く	57
■ 項目 12. オンライン学習をする	58
■ 項目 13. プログラミングをする	62
■ 項目 14. テレワークをする	68
■ 項目 15. 業務アプリ(文書作成、表計算、プレ	ゼンテーション支援等)を使う73
■ 項目 16. グループウェアを利用する	77
4-5. 売る・買う	82
■ 項目 17. ネット通販を利用する	83
■ 項目 18. オンライン売買仲介サービスを利用す	<b>る</b>
■ 項目19. 電子決済をする	93
■ 項目 20. 暗号資産(仮想通貨)を使う	95
4-6. 暮らす(ICT をもっと活用する)	
■ 項目 22. スマート家電を使う	
■ 項目 24. フィルタリングやペアレンタルコント	ロール(OS の機能制限)を使う111
<b>■</b> 項目 25. 便利なアプリ(電卓、翻訳、レコーダ	<b>一等)を使う</b> 116

*	本書の内容は株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパンで取りまとめたものであり、株式会社ラックの意見を代表するものではありません。

#### 1. 本書について

小中高等学校の学習指導要領が改訂され、2020年度の小学校を皮切りに実施された新学習指導要領では、総則の中に見られる小・中・高等学校共通のポイントとして、情報活用能力(情報モラルを含む)を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、各学校のコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されています。このことから、学校、社会、家庭においてはこれまで以上に、情報モラル・情報セキュリティも含めた情報の収集、読解、創造、発信等のリテラシー(以下「情報リテラシー」)を身に付けていくことが求められています。

株式会社ラック(社:東京都千代田区、代表取締役社長:西本 逸郎、以下「ラック」)の研究開発部門である「サイバー・グリッド・ジャパン®」では、情報セキュリティにおける先端技術の研究に加え、サイバー分野における啓発活動も積極的に推進しています。サイバー空間における情報リテラシーを、世代・立場別にどの水準まで習得する必要があるかをわかりやすく示した指南書「情報リテラシー啓発のための羅針盤(以下「羅針盤(本編)」)」を 2019 年 3 月に公開し、情報リテラシーに関するインシデント(発生しうるトラブル等の事象)を「情報モラル」、「情報セキュリティ」、「消費者トラブル」の 3 つに分類して 37 項目で整理を行い、様々な世代や立場の情報リテラシー啓発に活用いただいています。「羅針盤(本編)」はインシデントに基づいた ICT における影の側面を中心にまとめたものとなっていますが、今後、情報活用能力の育成が図られる中で、より一層 ICT を活用した光の側面についてもバランスよく啓発を行っていく必要があります。

この「情報リテラシー啓発のための羅針盤 情報活用編」(以下「本書」) は、ICT や情報メディア等の活用について「始める(基本操作)」、「情報を発信・共有する」、「遊ぶ」、「学ぶ・働く」、「売る・買う」、「暮らす (ICT をもっと活用する)」の 6 つに分類して 25 項目でまとめ、光の側面に着目し解説を行っています。本書と羅針盤(本編)を組み合わせて利用することで、情報リテラシーにおける光(情報活用)と影(インシデント)の側面をバランスよく啓発することが可能となります。

引き続きラックは、サイバー・グリッド・ジャパンにおいて、啓発活動を実践したノウハウの蓄積、共 有、評価を行い羅針盤(本編)及び本書へ反映していくとともに、より効果的な啓発手法を検討すること で、情報リテラシー啓発活動における一助となることを目指してまいります。

# 2. 本書の対象

本書は、地域社会や会社、学校等において、情報リテラシーを啓発・教育する講師やファシリテーター、 先生、保護者の他、情報リテラシーについて主体的に学びたい方を対象にしています。

# 3. 本書の概要(サマリ)

本書では、情報活用能力を 25 項目に分け、学術的根拠及び法教育の視点に基づきながら、各項目の概要と情報リテラシー啓発における指針を示しています。

各項目の概要(サマリ)については、以下を参照ください。

#### 《項目の概要 (サマリ)》

項目	項目名	概要	活用例	啓発のポイント
No.	(#+#/k)			
<u>始める</u> 1	(基本操作) 電子メール (E·mail) を受 け取る・送る	インターネットを使用して、手紙 のようにテキストや写真、動画の 情報等を交換する手段のこと。	①メール専用ソフトを起動する。 ②メールを受信する。 ③メールを閲覧する。《ポイント1》 ④メールを書く(新規・返信・転送)。《ポイント2》 ⑤メールを送る(返信する、転送する)。《ポイント3》 ⑥メーラーを終了する。	《ボイント 1》メールを閲覧する。 ・メール専用ソフトと Web メールサービスの違いや利点。 ・フィッシング (詐欺) メールや、広告宣伝メールへの対応。 ・身に覚えのないメールに記載されている URL はクリックしない。 《ボイント 2》メールを書く (新規・返信・転送)。 ・メールを書く時は 5W1H を意識する。 ・メールに件名を付けるのも忘れない。 ・知らない人や目上の人には丁寧な言葉遣いや気配りに気を付ける。 ・メール署名を使う利点と、使用する際の注意点。 《ボイント 3》メールを送る (返信する、転送する)。 ・TO、CC、BCC の使い分け。 ・有権者の電子メールを使った選挙運動の禁止について。 ・送信前に再度、メールの宛先を確認する。無許可で第三者にメールを転送しない。 ・メールへの返信の注意点。
2	写真や動画を撮る・編集する	スマホやタブレット、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機を使って写真や動画を撮影すること。 スマホ等で撮影した写真や動画には位置情報を付与することができます。	①スマホのカメラを起動する。 ②写真(動画)を撮影し、スマホに 保存する。《ポイント 1》 ③写真(動画)を編集、加工する。 《ポイント 2》 ④写真(動画)を SNS に公開する。 《ポイント 3》	《ボイント 1》写真(動画)を撮影し、スマホに保存する。 ・写真や動画への位置情報の付与と注意点。 ・写真や動画を撮る場合や SNS で公開する場合は、相手に許可を取る。 《ボイント 2》写真(動画)を編集、加工する。 ・画像の加工やトリミングについて。 ・他人の撮影した写真等の転載、編集・加工による著作権侵害への注意の必要性。 《ボイント 3》写真(動画)を SNS に公開する。 ・適切な公開範囲の設定。 ・SNS での公開や共有は、写っている人に許可を取る。 ・位置情報が付加されている写真の公開有無。 ・他人の作品を無断で公開しない。 ・SNS に公開する前に、本当に公開しても良い内容かよく考える。 ・リベンジポルノ、児童ポルノについて。
3	オンライン通話 (ボイス チャット) をする	スマホのビデオ電話機能やメッセ ージアプリ等を通じて、インター ネットを介して音声通話をした り、ビデオ通話をしたりすること。 メッセージアプリには、無料でオ ンライン通話をすることができる サービス等もあります。	①オンライン通話アプリを起動する。《ポイント 1》 ②相手とオンライン通話をする。 《ポイント 2》 ③オンライン通話アプリを終了する。	《ポイント 1》オンライン通話アプリを起動する。 ・オンライン通話アプリのセキュリティ対策の重要性について。 《ポイント 2》相手とオンライン通話をする。 ・オンライン通話での工夫(アバター、背景)について。 ・テキストチャットの活用について。 ・自宅や外出先等でオンライン通話をする際の注意点。 ・オンラインゲームでボイスチャット機能を利用する前の注意点。
4	検索をする	Web サイトやアプリ等を通じて、 インターネット上から必要な情報 を探し出すこと。	①Web ブラウザを起動する《ポイント1》 ②Web ブラウザの検索ボックスに検索したいワードを入力する。《ポイント2》 ③検索結果の一覧が表示される。 《ポイント3》 ④検索結果の Web サイトを閲覧する。《ポイント4》	《ポイント 1》Web ブラウザを起動する。 ・検索エンジンを利用する利点について。 ・専門的な内容を検索する場合の効率的な方法について。 《ポイント 2》Web ブラウザの検索ボックスに検索したいワードを入力する。 ・検索オブションの活用について。 ・サジェスト汚染について。

項目	項目名	概要	活用例	啓発のポイント
<b>No.</b> 4	検索をする (前ページからの続き)			《ポイント3》検索結果の一覧が表示される。 ・複数の検索サービスの活用等、一般的な情報を得るための工夫について。
				《ポイント4》検索結果のWebサイトを閲覧する。 ・情報の真偽を判断する方法について。 ・違法、有害コンテンツの閲覧を最小化するための対策について。
5	Wi-Fi を利用する	PC やスマホ、ゲーム機等で無線を 通じてインターネット回線を利用 すること。Wi-Fi はカフェやホテ ル、空港等、様々な場所で提供され ています。	<ul> <li>①Wi·Fi のアクセスポイントを探す。《ポイント1》</li> <li>②Wi·Fi のアクセスポイントに接続する。《ポイント2》</li> <li>③Web ブラウザやアプリを利用する。《ポイント3》</li> <li>④Wi·Fi を切断する。</li> </ul>	《ポイント1》Wi-Fi のアクセスポイントを探す。 ・公衆無線 LAN やフリーWi-Fi について。 ・災害時に利用できる無料 Wi-Fi 「00000JAPAN(ファイブゼロジャパン)」について。  《ポイント2》Wi-Fi のアクセスポイントに接続する。 ・屋外でWi-Fi に接続する際の注意点。 ・自宅でWi-Fi に接続する際の注意点。 《ポイント3》Web ブラウザやアプリを利用する。 ・暗号化通信された URL(HTTPS)の利用について。 ・フリーWi-Fi を利用する場合や偽スポットに接続した場合の通信盗聴のリスクについて。
情報を発	信・共有する			7 THE SECOND SEC
	Service)を利用する	有、つぶやき、ゲーム、プログ等、世界中の様々な人たちと自由に交流できる Web サイトやアプリを利用すること。	イント 1》 ②他人の投稿を閲覧する。《ポイント 2》 ③SNSで投稿・反応する。 (1)自分のコメントや写真等を投稿する。《ポイント 3》 (2)他のユーザーをフォローする (フォローを解除する)。《ポイント 4》 (3)他のユーザーの投稿に反応する(いいね、お気に入り等)《ポイント 5》 (4)他のユーザーの投稿や Web の記事等を引用、拡散する。《ポイント 7》 (6)他のユーザーにダイレクトメッセージを送る。《ポイント 8》 ④SNS サービスを終了する。	・SNS の利点について。 ・様々な目的、用途で使われる SNS について。 ・ 様々な目的、用途で使われる SNS について。 ・ なりすましの友達申請への対策について。 ・ なりすましの友達申請への対策について。 ・ なりすましの友達申請への対策について。 ・ なりすましの友達申請への対策について。 ・ なりすましの友達申請への対策について。 ・ SNS でのトラブルや、自らが加害者になる可能性について。 ・ SNS 利用の年齢制限について。 ・ スマホのフィルタリングサービスやカスタマイズ機能の利用について。 ・ 《ボイント3》自分のコメントや写真等を投稿する。 ・ SNS は公共の場。 ・ デマの発信は行わない。 ・ SNS に公共の場。 ・ デマの発信は行わない。 ・ SNS で情報発信する際の注意点(個人情報、位置情報、公開範囲等)について。 ・ 投稿した発言や画像が加工、拡散されるリスクについて。 ・ 他人の投稿した画像を複製・投稿・再配布する際の注意点について。 ・ といて。 ・ SNS に公開する写真の取り扱いについて。 ・ SNS に公開する写真の取り扱いについて。 ・ SNS に公開する写真の取り扱いについて。 ・ スイント 4》他のユーザーをフォローする(フォローを解除する)。 ・ フォローやリスト機能の活用について。 ・ ソーシャル・ハラスメントについて。 ・ ソーシャル・ハラスメントについて。 ・ SNS において他人との関係をつなぐ様々な機能の活用について。 ・ SNS において他人との関係をつなぐ様々な機能の活用について。 ・ ポイント 5》他のユーザーの投稿にフメントする。 ・ 他のユーザーの投稿にコメントする際に気をつけること。 ・ 異なる意見を持つ相手にも節度ある態度を保つ。  《ボイント 7》他のユーザーの投稿や Web の記事等を引用、
				拡散する。 ・安易な引用、拡散の危険性。 ・引用、拡散した情報が間違っていた時の対処法。 ・他人の著作物を侵害しない。 ・炎上への加担(引用・拡散含む)はしない。  《ボイント8》他のユーザーにダイレクトメッセージを送る。 ・ダイレクトメッセージを利用する際の注意点。 ・悪意あるダイレクトメッセージの誘いについて。 ・SNSで知り合った面識のない人には安易に会いに行かない。 ・児童ボルノ等の自画撮りの強要は拒否する。

項目 No.	項目名	概要	活用例	啓発のポイント
7	動画を視聴する・配信する	Web サイトやアブリを通じて、動画配信サービスや SNS 等に提供・ 共有された動画(映画やアニメ、個 人が撮影した動画等)を視聴・配信 すること。	【活用例1:動画の視聴】 ①動画配信サービス(Web サイト・アプリ)を起動する。《ポイント1》 ②見たい動画を選択する。 ③動画を視聴する。《ポイント2》 ④動画の評価やコメントをする。 《ポイント3》 ⑤動画配信サービス(Web サイト・アプリ)を終了する。 【活用例2:動画の配信】 ①動画配信サービス(Web サイト・アプリ)を起動する。 ②配信したい動画をアップロードする。 ③アップロードした動画を公開する(もしくは生放送で配信する)。	《ボイント1》動画配信サービス(Web サイト・アプリ)を起動する。 ・動画配信サービスの利用でできること。 《ボイント2》動画を視聴する。 ・動画の閲覧を制限する機能について。 ・違法・有害な動画を見つけた場合の対応について。 ・違法であると知りながらその動画をダウンロードする行為は違法となる。 ・動画の視聴にかかる通信料について。 《ボイント3》動画の評価やコメントをする。 ・動画へのコメントやダイレクトメッセージについて。 ・トラブルに巻き込まれてしまった場合の対応について。 ・ドラブルに巻き込まれてしまった場合の対応について。 ・ボイント4》アップロードした動画を公開する(もしくは生放送で配信する)。 ・動画配信時の著作権や肖像権侵害について。 ・公開した動画は2度と消せない。 ・動画共有サービス利用前の規約の事前確認について。
			《ボイント 4》 ④動画の評価やコメントをする。 《ポイント 3》 ⑤動画配信サービス(Web サイト・ アプリ)を終了する。	
8	GPS(Global Positioning System:全地球測位シス テム)を使う	複数の GPS 衛星を通じて、地球上の現在位置を測定するシステムを利用すること。写真や動画の位置情報の付与に利用されたり、地図アプリ等で自分の位置を表示したりするのに利用されています。その他、GPS を利用したゲームやカーナビ、SNS 等でも利用され、位置情報の共有により利便性がより高まる場合もあります。	①地図アプリを起動する。《ポイント1》 ②自分がいる場所とその近辺の地図を表示する。 ③目的地への経路を調べる。 ④地図アプリを終了する。	《ボイント1》地図アプリを起動する。 ・GPS を利用してできること。 ・SNS に位置情報付与した写真を公開する利点と注意点について。 ・スマホ等の紛失に備えた GPS の活用。 ・GPS 機能を利用したアプリやゲームについて。 ・公道上でアプリを見ながら歩行する際の注意点について。
遊ぶ				
9	ゲームをする	Web サイトやアプリにて提供されるオンラインゲームやソーシャルゲーム(主に SNS 上で提供されるコミュニケーション機能があるゲーム)で遊ぶこと。無料のゲームや有料のゲーム、課金でアイテム等を購入できるゲームがあります。	①ゲームをダウンロードする(有料の場合は購入してダウンロード)。《ポイント1》 ②ゲームを立ち上げ、遊ぶ。《ポイント2》 ③ (必要に応じ) ゲームに課金する。《ポイント3》 ④ゲームを終了する。	《ボイント1》ゲームをダウンロードする(有料の場合は購入してダウンロード)。 ・ゲームをダウンロードする前に説明を確認する。 ・ガチャによる課金方式の注意点。高額課金にならないための対策。 ・フィルタリングサービスやOSのペアレンタルコントロールの利用について。  《ボイント2》ゲームを立ち上げ、遊ぶ。 ・様々な種類のゲームについて。 ・体調を崩さないように、ルールを設けて遊ぶ。 ・ソーシャルゲームで遊ぶ際の注意点。 ・チート行為は絶対に行わない。  《ポイント3》(必要に応じ)ゲームに課金する。 ・未成年者が課金をする際の注意点。 ・高額課金を防ぐ。 ・RMT(リアルマネートレード)は行わない。
10	電子書籍を読む	インターネット上で提供される電子書籍、マンガ、雑誌等を読むこと。PCやスマホの閲覧アプリや、専用の電子書籍リーダー等を使って閲覧することができます。	①電子書籍サービス(Web サイト・アプリ)を起動する。《ポイント 1》 ②(必要に応じ)電子書籍を購入する。《ポイント 2》 ③電子書籍を閲覧する。《ポイント 3》 ④電子書籍サービス(Web サイト・アプリ)を終了する。	《ボイント1》電子書籍サービス (Web サイト・アプリ) を起動する。 ・電子書籍の利点について。 《ボイント2》(必要に応じ) 電子書籍を購入する。 ・紙の書籍との電子書籍の特性を理解する。 ・電子書籍は紙媒体の書籍とレイアウトが異なる場合がある。 ・購読スタイルに合わせてサービスを選択する。 ・電子書籍の2つのタイプ (売買タイプとライセンスタイプ) について。 《ボイント3》電子書籍を閲覧する。 ・海賊版サイトは利用しない。

項目 No.	項目名	概要	活用例	啓発のポイント
11		【活用例1:イラストを描く】 ①イラスト・画像編集アプリを起動する。 ②ペンタブ等を使いイラストを描く(編集する)。《ポイント1》 ③描いたイラストを SNS 等にアップする。《ポイント2》 ④イラスト・画像編集アプリを終了する。	《ボイント1》ペンタブ等を使いイラストを描く(編集する)。 ・デジタルでイラストを描くための多様なアプリやツールについて。 ・デジタルでイラストを描くメリットについて。 ・他人の作成したイラストや画像等の素材を加工する際の注意点。  《ボイント2》描いたイラストを SNS 等にアップする。 ・自分の作品を SNS 等に公開する場合は、各サービスの利用規約や禁止事項を確認する。 ・ネット上のフリー素材を利用する場合は、著作権や肖像権の侵害に注意し、素材利用の条件等についても注意する。 ・他人の楽曲を利用、カバー演奏する場合は、権利者の許諾を取って利用する。 ・二次創作の注意点について。	
			【活用例 2:音楽を作る】 ①音楽制作アプリを起動する。 ②音楽を作る(編集する)。《ポイント3》 ③制作した音楽を SNS 等にアップする。《ポイント2》 ④音楽制作アプリを終了する。 【活用例 3:小説を書く】 ①テキストアプリ等を起動する。 ②小説を書く(編集する)。《ポイント4》 ③作成した小説を SNS 等にアップする。《ポイント2》	《ポイント 3》音楽を作る (編集する)。 ・PC 等で音楽を作成するための多様なアプリやツールについて。 ・サンプリングで楽曲制作する場合は権利者の許諾を取る。 ・AI を使った作曲サービスについて。  《ポイント 4》小説を書く (編集する)。 ・スマホのテキストアプリの利用について。 ・テキストアプリ (エディタ) のサポート機能について。
			④テキストアプリ等を終了する。	
学ぶ・値 12	大ンライン学習をする	PCやスマホを活用して、場所や時間にとらわれずに学習すること。 生徒が離れた場所にいる教員とオンラインツールやアプリによってつながり、リアルタイム(双方向)で学習したり、生徒同士でグループワークを行ったりすることができます。	①オンライン学習の準備をする。 《ボイント1》 ②オンライン学習を始める。《ボイント2》 ③オンライン学習を終了する。《ボイント3》 ④課題に取り組む・提出する。《ボイント4》	《ボイント1》オンライン学習の準備をする。 ・オンラインツールやアブリの準備について。 ・オンライン学習の前にセキュリティ対策やウイルス対策を実施する。 《ボイント2》オンライン学習を始める。 ・オンライン学習の2つのタイプ(「双方向型」と「オンデマンド型」)のメリット・デメリットについて。 ・オンラインツールの操作確認と、「カメラ」、「マイク」等の準備について。 ・PC、スマホ等のトラブルへの対応について。 ・画面に映し出されるプライベート情報投影への対策について。 ・画面は映し出されるプライベート情報投影への対策について。 ・画面は中時の注意点について。 ・チャット利用時の添付ファイルの誤送信について。 《ボイント3》オンライン学習を終了する。 ・オンライン学習が終わったら必ず「退出」をして、オンラインツールやアブリ等を終了する。 ・オンライン学習における心身等の切り替えについて。 《ボイント4》課題に取り組む・提出する。 ・課題提出用のクラウドービスの事前の動作確認について。 ・システムの混雑を考慮し、課題の提出は余裕をもって行う。 ・教員等へのメールは、正しく内容が伝わるように注意する。 ・オンライン学習を充実させるための情報やコンテンツについて。

項目	項目名	概要	活用例	啓発のポイント
No. 13	プログラミングをする	PC やスマホに実行させたい動作 や機能等を、プログラムとして書 き出すこと。プログラム専用の言 語(プログラミング言語)を使用し て、PC やスマホに指示を出すプロ グラムを作成できます。プログラ ミングにより、作業の自動化、高速 化、正確性の向上が見込まれます。	①プログラミング環境を用意する。 (1)目標を設定する。《ポイント1》 (2)学習する言語や開発ツールを 決める。《ポイント2》 (3)情報収集をする。《ポイント3》 (4)開発環境、使用するソフトウェ アをインストールする。《ポイント4》 ②プログラミングを行う。《ポイント5》 ③プログラムを実行する。《ポイント6》 ④(必要に応じ)アプリ等を公開する。《ポイント7》 ⑤プログラミングを終了する。	《ボイント1》目標を設定する。 ・プログラミング教育の目的について。 ・プログラミングを始める際の心構えについて。 《ボイント2》学習する言語や開発ソールを決める。 ・プログラム言語の種類について。 ・オープンソースを利用するメリットとデメリットについて。 《ポイント3》情報収集をする。 ・プログラミングに関する情報収集について。 《ポイント4》開発環境、使用するソフトウェアをインストールする。 ・OS やOS のバージョン等を考慮した開発環境について。 《ボイント5》プログラミングを行う。 ・プログラムコードの著作権について。 ・違法となる行為について。 ・違法となる行為について。 ・『エグラムの動作テストについて。 ・デスト環境を構築してテストを行う 《ポイント7》(必要に応じ)アプリ等を公開する。 ・アプリ等を公開前する前の注意事項について。 ・ユーザーからの要望やクレーム等への対応について。
14	テレワークをする	ICT を活用して、場所や時間にとらわれずに仕事をすること。電話やメール以外にも、チャットやオンライン会議システムを利用して、連絡を行ったり、情報を共有したりする方法があります。従来のオフィス勤務では、従業員の勤務する場所や時間が決められていましたが、今後、多様な働き方が浸透する中で、働き方の一つとして普及することが見込まれています。また、働き方改革の推進により、大学等でもテレワークが推奨されています。	①テレワーク環境を準備する。《ポイント 1》 ②テレワークをする。 (1)自宅でテレワークをする。《ポイント 2》 (2)公共の場所(外出先やカフェ等)でテレワークをする。《ポイント 3》 ③テレワークを終了する。	《ポイント 1》テレワーク環境を準備する。 ・テレワークの運用ルールについて。 ・テレワークの運用ルールについて。 ・オンライン会議について。 ・テレワークの技術対策について。 ・テレワークの技術対策について。 《ポイント 2》自宅でテレワークをする。 ・テレワークで端末や書類を管理する際の注意点について。 ・業務書類や電子ファイルの保存・保管にあたっての注意点について。 ・業務書類や電子ファイルの保存・保管にあたっての注意点について。 ・デレワークの実施環境について。 《ポイント 3》公共の場所(外出先やカフェ等)でテレワークをする。 ・公共の場所で通信を行う際の注意点について。 ・公衆無線 LAN の自動接続をするリスクと対策について。 ・公衆無線 LAN でのファイルやフォルダを共有するリスクと対策について。 ・第三者と場所を共有する環境で業務をするリスクと対策について。 ・公共の場でオンライン会議は行わない。 ・シェアオフィスやサテライトオフィスなどのサービス利用について。
15	業務アプリ(文書作成、表 計算、プレゼンテーショ ン支援等)を使う	PCやタブレット、スマホ向けに提供されている業務アプリを利用して資料を作成したり、プレゼンテーションをしたりすること。	①業務アプリ (文書作成、表計算等)を起動する。《ポイント1》 ②データ (テキスト、数値等)の入力を行う。《ポイント2》 ③ファイルを保存する。《ポイント3》 ④ファイルを共有する。《ポイント4》 ⑤業務アプリ (文書作成、表計算等)を終了する。	(でついて。 《ボイント1》業務アプリ(文書作成、表計算等)を起動する。 ・様々な業務アプリと、スマホやタブレットでの利用について。 ・プレゼンテーション支援ツールについて。 《ボイント2》データ(テキスト、数値等)の入力を行う。 ・個人情報等の重要情報を扱う場合の注意点について。 ・文書作成アプリにおける変更履歴の活用について。 ・支書件成アプリにおける変更履歴の活用について。 ・表計算アプリの関数やマクロ機能の活用について。 ・複数人でファイル編集をする際の注意点について。 ・翻訳機能を用いる場合は、人間による確認訂正を行う。 《ボイント3》ファイルを保存する。 ・ファイルのプロパティに保管される情報と、その注意点について。 ・不要な情報を削除するための機能について。 ・不要な情報を削除するための機能について。 ・ファイルを保存する前のチェック項目について。 《ボイント4》ファイルを共有する。 ・クラウドサービスを利用するメリットについて。 ・社内情報資産の取り扱いルールの確認について。 ・ファイルを共有する際は適切な公開範囲を設定する。 ・クラウドサービス上の共有ファイルの操作や保存の仕方について。 ・ファイルに上書きや改ざんを防ぐための方法について。 ・翻訳機能を用いる場合の注意点について。

項目	項目名	概要	活用例	<u>啓発</u> のポイント
No. 16	グループウェアを利用する	友達同士や学校、企業の組織内で、 情報やスケジュール等を共有する サービスやアプリを利用すること。電子メールや掲示板(BBS)、 ファイル共有、カレンダー機能を 有しているグループウェアもあり ます。	①グループウェアにログインする。《ポイント 1》 ②情報を共有する。《ポイント 2》 ③スケジュールを調整する。《ポイント 3》 ④メンバーとチャットをする。《ポイント 4》 ⑤グループウェアを終了する。	《ボイント1》グループウェアにログインする。 ・グループウェアについて。 ・グループウェアの様々な利用シーンについて。 ・学校向けのグループウェアの活用について。 ・企業向けのグループウェアの活用について。 ・グループウェア初心者向けの利用環境作りについて。 ・IDとパスワードの管理について。 《ボイント2》情報を共有する。 ・グループウェアを利用するメリットと、適切な公開範囲の設定について。 ・グループウェアを利用するメリットと、適切な公開範囲の設定について。 ・グループウェアを利用しなくなったメンバーは無効にするか削除する。 《ボイント3》スケジュールを調整する。 ・スケジュール管理機能について。 ・メケジュール間整に特化したWebサイトやアプリ等の活用について。 《ボイント4》メンバーとチャットをする。 ・グループウェアのチャットの活用について。 ・ゲループウェアのチャットの活用について。 ・チャット内で個人情報や機密情報等を取り扱う際の注意点について。 ・チャットとオンライン通話や電話等を組合せたコミュニケーションについて。
売る・買	<b>早</b> ら			・チャットによるハラスメント行為について。
17	ネット通販を利用する	インターネット上の通信販売を利用すること。インターネット上にあるショッピングモールや店舗(実店舗含む)を介して、様々な商品やサービスを購入することができます。	<ul> <li>①通販サイトにアクセスする。《ポイント 1》</li> <li>②商品を比較・選択する。《ポイント 2》</li> <li>③商品を購入する。《ポイント 3》</li> <li>④通販サイトを閉じる。</li> </ul>	《ボイント 1》通販サイトにアクセスする。 ・店舗の口コミや売買実績の活用について。 ・ユーザー登録時の ID/PW は厳重に管理する。  《ボイント 2》商品を比較・選択する。 ・検索機能の活用について。 ・信頼できる店舗や商品の見つけ方について。 ・比較・検索サイトでは広告が上位に表示されやすいため、慎重な見極めが必要。  《ボイント 3》商品を購入する。 ・海賊版の商品は購入しない。 ・情報商材の購入は詐欺の可能性も考慮する。 ・送料の確認について。 ・お試しという言葉に安易に飛びつかない。 ・購入前にキャンセルや返品・交換方法を確認する。 ・海外の通販サイト等の利用で気をつけること。
18	オンライン売買仲介サー ビスを利用する	インターネット・オークションやフリマ等、インターネット上の売買を仲介するサービスを利用して、物品やサービスの取引をすること。	【活用例1:商品の落札】 ①オークションサイトにアクセスする。《ポイント1》 ②商品を選択する。 ③オークションに参加し、商品を落札する。《ポイント2》 ④落札した商品の支払いをする。 《ポイント3》 ⑤商品を受け取る。《ポイント4》 ⑥(必要に応じ)出品者の評価を行う。《ポイント5》	<ul> <li>(ポイント1) オークションサイトにアクセスする。</li> <li>・オークションサイトやフリマアプリとは。</li> <li>・オークションサイトやフリマアプリを利用する利点について。</li> <li>(ポイント2) オークションに参加し、商品を落札する。</li> <li>・安全な取引をするための対策。</li> <li>・入札する際の注意点。</li> <li>・中古品を入札する際の注意点。</li> <li>・世品を入札する際の注意点。</li> <li>・世品を入れする際の注意点。</li> <li>・世品を務入しない、転売に加担しない。</li> <li>・値引き交渉について。</li> <li>・信引き交渉について。</li> <li>・信報商材等、商品の価値が曖昧なものを購入する際に注意すること。</li> <li>・チケット転売禁止法について。</li> <li>(ポイント3) 落札した商品の支払いをする。</li> <li>・安全な取引ため、オークションサイトやフリマサイトが提供している支払い方法を利用する。</li> <li>・入金が遅れる場合は連絡する。</li> <li>・商品を受け取ったら連絡する。</li> <li>・商品に不備があった場合の対応について。</li> <li>(ポイント4) 商品を受け取る。</li> <li>・商品に不備があった場合の対応について。</li> <li>(ポイント5) (必要に応じ) 出品者の評価を行う。</li> <li>・出品者の評価について。</li> </ul>

項目 No.	項目名	概要	活用例	啓発のポイント
18	オンライン売買仲介サービスを利用する(前ページからの続き)		【活用例 2: 商品の出品】 ①オークションサイトにアクセスする。 ②商品を出品する。《ポイント 6》 ③出品した商品が落札される。 ④落札者から落札金額の入金がある。 ⑤商品を発送する。《ポイント 7》 ⑥ (必要に応じ) 落札者の評価を行う。《ポイント 8》	《ポイント 6》商品を出品する。 ・利用規約等で出品が禁止されている商品は出品しない。 ・オークションサイト等を利用する際に留意すべき法律等について。 ・正確な情報を記載すること。 ・匿名取引の活用について。 ・チケット転売禁止法について。 《ポイント 7》商品を発送する。 ・丁寧は梱包と配送を心がける。 ・発送が遅れる場合は連絡する。 《ポイント 8》(必要に応じ) 落札者の評価を行う。 ・落札者の評価について。
19	電子決済をする	商品やサービスの売買を現金で支払うのではなく、電子マネー等の 送信によって支払うこと。スマホ 等に搭載された機能で決済を行う ことをモバイル決済といい、電車 の改札やバスの運賃の支払い、自 動販売機等、コンビニの店頭など で利用されています。	①電子決済の方法を選択する。《ポイント 1》 ②必要に応じ電子マネーアプリの 認証を行う。《ポイント 2》 ③スマホ等をリーダーにかざし決 済を行う。《ポイント 3》	《ポイント 1》電子決済の方法を選択する。 ・モバイル決済について。 ・スマホによる電子決済を利用する場合のセキュリティ対策 について。 ・サーバ型の電子マネーについて。 《ポイント 2》必要に応じ電子マネーアブリの認証を行う。 ・簡単なパスワードやパスコードの利用は避ける。 《ポイント 3》スマホ等をリーダーにかざし決済を行う。 ・様々な電子決済の方法について。 ・金銭感覚を維持するための工夫について。 ・電子決済の現金の併用について。
20	暗号資産 (仮想通貨) を使う	暗号資産(仮想通貨)とは、財産的価値をもって取引される電子データのことです。物品やサービスの売買で利用されています。	【活用例1:暗号資産(仮想通貨)を購入する】 ①暗号資産(仮想通貨)取引所に口座を開設する《ポイント1》 ②口座に入金する。 ③暗号資産を購入する。《ポイント2》	《ポイント1》暗号資産(仮想通貨)取引所に口座を開設する。 ・暗号資産(仮想通貨)と現金(法定通貨)の交換について。 ・暗号資産のメリットとデメリット。重要な情報を入力する際の注意点。 ・暗号資産の口座開設時の本人確認書類の提出について。 ・暗号資産のセキュリティ保護に使われている「ブロックチェーン」技術について。 ・ICOを利用した資金調達方法と注意点について。  《ポイント2》暗号資産を購入する。 ・暗号資産は「販売所」か「取引所」のいずれかのサービスから購入できる。 ・販売所での購入、取引方法について。 ・取引所での購入、取引方法について。
			【活用例 2:暗号資産(仮想通貨)で支払いをする】 ①暗号資産(仮想通貨)取扱店舗で商品を選択する。 ②支払い方法で暗号資産(仮想通貨)の支払画面に遷移する。 ④支払いを完了する。 【活用例 3:暗号資産(仮想通貨)を受け取る】 ①ポイントサイトに登録する。《ポイント4》 ②暗号資産(仮想通貨)を獲得する。《ポイント5》 ③暗号資産(仮想通貨)を受け取る。	《ポイント 3》支払い方法で暗号資産(仮想通貨)を選択する。 ・オンラインのショッピングサイト等における、暗号資産での 支払いについて。  《ポイント 4》ポイントサイトに登録する。 ・暗号資産(仮想通貨)を入手する様々なサービスと、詐欺等 への注意点について。  《ポイント 5》暗号資産(仮想通貨)を獲得する。 ・暗号資産(仮想通貨)をボイントのように獲得できるサービスについて。 ・不正アクセスによる損失のリスクについて。 ・暗号資産(仮想通貨)に対する課税について。
21	インターネット広告を利 用する	メール等を使用した広告や、Web サイトやアプリ等に掲載される広 告を利用すること。ディスプレイ 広告(Webサイト上に表示される 広告)やリスティング広告(検索 結果に連動して表示される広告)、成果報酬型広告(インターネット 広告を介した利益に応じて報酬が 支払われる広告)等、多様なイン ターネット広告が存在していま す。	【活用例 1: Web サイトやアプリ上に掲載されているインターネット広告】 ①インターネット広告が表示される。《ポイント 1》 ②表示されているインターネット広告をクリックする。《ポイント 2》 ③インターネット広告を表示する。《ポイント 3》	《ポイント 1》インターネット広告が表示される。 ・インターネット広告の表示について。 ・インターネット広告の表示制限について。 《ポイント 2》表示されているインターネット広告をクリックする。 ・様々なインターネット広告の形態や手法について。 《ポイント 3》インターネット広告を表示する。 ・悪質なインターネット広告(不正な個人情報の入力や請求)について。 ・インターネット広告のブロック機能について・フィルタリングサービスや OS のペアレンタルコントロールの利用について。

項目 No.	項目名	概要	活用例	啓発のポイント
21	インターネット広告を利 用する (前ページからの 続き)		【活用例 2:メールによるインターネット広告】 ①広告メールを受信する。《ポイント 4》 ②メールに記載されている広告や URL リンクをクリックする。《ポイント 5》 ③クリック先の広告を表示する。	《ポイント 4》広告メールを受信する。 ・迷惑メールへの対策。 ・利用しない広告宣伝メールは解除する。 ポイント 5》メールに記載されている広告や URL リンクをクリックする。 ・迷惑メールの URL 等はクリックしない。
募らす	L (ICT をもっと活用する)		<b>③クリック元の広日を衣小りる。</b>	
22	スマート家電を使う	デキストや音声(会話)、その他の センサーによる情報取得を通じて、スマホ等様々な情報機器・家 電の利用をサポートする機能が搭載されている家電をスマート家電 と呼びます。遠隔操作でAI (Arti ficial Intelligence:人工知能)を 搭載したスマート家電を利用する こともできます。IoT (Internet o f Things:モノのインターネット) の普及に伴い、スマホ以外にも 様々な家電や情報機器に、言葉を 理解し学習や推論、判断等の知的 行動を人に代わってコンピュータ が行う AI が搭載され始めていま す。	①スマホやスマートスピーカーで 音声アシスタントを起動する。《ポ イント 1》 ②スマホやスマートスピーカーに 話しかけ、質問をする。《ポイント 2》 ③音声アシスタントを終了する。	《ポイント 1》スマホやスマートスピーカーで音声アシスタントを起動する。 ・音声アシスタントを利用する利点について。 ・様々な業種での AI の活用について。 ・スマート家電の様々な種類と性能について。 《ポイント 2》スマホやスマートスピーカーに話しかけ、質問をする。 ・スマート家電の利用について。 ・音声アシスタントを活用したスマホの操作について。 ・音声アシスタントによる個人情報の漏えいについて。 ・スマートスピーカーを利用する際の注意点について。 ・スマートスピーカーを利用する際の注意点について。 ・スマートスピーカーのセキュリティへの配慮について。 ・AI やスマートスピーカーに入力した内容は、AI のデータとして再利用される可能性がある。
23	スマートウォッチを使う	腕時計型のウェアラブルデバイス を使うこと。時計の機能以外にも、 電話やインターネット、電子決済 の機能を有しているものがありま す。また、スマートウォッチに内 蔵されているセンサーを通じて、 ヘルスケアアブリ等と連携して健 康を管理することもできます。	①スマートウォッチを着用する。 《ポイント 1》 ②スマートウォッチを利用する。 (1)スマートウォッチで電子決済 をする。《ポイント 2》 (2)ネットを利用する。《ポイント 3》 (3)ヘルスケアアプリを利用する。 《ポイント 4》	《ボイント 1》スマートウォッチを着用する。 ・スマートウォッチの機能について。 ・スマートウォッチの普及について。 《ボイント 2》スマートウォッチで電子決済をする。 ・スマートウォッチを利用した電子決済について。 ・スマートウォッチを利用した電子決済についてが、 (ボイント 3》ネットを利用する。 ・スマートウォッチとスマホを連携してできることや、ながら操作等の注意点について。 (ボイント 4》ヘルスケアアブリを利用する。 ・ヘルスケアアブリでできる健康管理について。 ・GPSと運動した機能について。 ・スポーツやアウトドアの利用想定した製品や機能について。
24	フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限) を使う	Web サイトの閲覧やアプリの利用、利用時間制限等、子供のPC、スマホ等の利用を保護者等の大人が制限・解除する仕組みのこと。携帯電話通信事業者が提供するサービス以外にも、OSの機能として提供されたり、ソフトウェアやアプリで提供されていたりするものもあります。	【活用例 1: Android でフィルタリングの設定を変更する】 ①携帯電話通信事業者の提供するフィルタリングサービスの手順に従い保護者が設定する管理画面を開く。 ②フィルタリングアプリの設定(Webサイト・アプリ)を変更する。《ボイント1》 ③設定画面を終了する。 【活用例 2: iPhone でフィルタリングの設定を変更する】 ①携帯電話通信事業者の提供するフィルタリングサービスの手順に従い保護者が設定する管理画面を開く。 ②フィルタリングサービスの手順に従い保護者が設定する管理画面を開く。 ②フィルタリングアプリの設定(Web サイト)を変更する。《ボイント1》 ③OSの機能制限(スクリーンタイム)で設定(アプリ)を変更する。 《ポイント2》 ④設定画面を終了する。	《ボイント1》フィルタリングアプリの設定を変更する。 ・フィルタリングサービスを利用してできること。 ・フィルタリングサービスを利用してできること。 ・フィルタリングやペアレンタルコントロールは万能ではないため、補剛者の見守りや情報リテラシー等の総合的な対策が必要。 ・フィルタリングやペアレンタルコントロールは子供のリテラシーや成長段階、利用状況等に合わせて見直しを行う。  《ボイント2》OSの機能制限(スクリーンタイム)で設定(アプリ)を変更する。 ・iOSの機能制限(スクリーンタイム)による、アプリのレーティング設定について。 ・iOSの機能制限(スクリーンタイム)による、Webサイトやアプリの制限について。子供だけでなく大人にもスマホの使い過ぎの防止に活用できる。

項目 No.	項目名	概要	活用例	啓発のポイント
24	フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限)を使う(前ページからの続き)		【活用例 3: その他のペアレンタ ルコントロールを変更する】 ①OS や各サービス・アブリのペア レンタルコントロールの設定画面 を開く。《ポイント3》 ②ペアレンタルコントロールを設 定する。《ポイント4》 ③設定画面を閉じる。	《ポイント 3》OS や各サービス・アプリのペアレンタルコントロールの設定画面を開く。 ・PC やタブレット、OS や各サービス側で用意されているペアレンタルコントロールについて。 ・保護者が子供の端末を管理するためのアプリの提供について。 ・ゲーム機のペアレンタルコントロールについて。・子供に推測されないパスワードを設定し、保護者がしっかりと管理する。  《ポイント 4》ペアレンタルコントロールを設定する。 ・OS や各サービス・アプリのペアレンタルコントロールで設定できる内容について。
25	便利なアプリ (電卓、翻訳、レコーダー等)を使う	PCやタブレット、スマホ向けに提供されているツール等の便利なアプリを利用すること。電卓、翻訳、レコーダー、通貨変換等のアプリがあります。	①スマホアプリを使う。 (1) プリインストールされている アプリを使う。《ポイント1》 (2) ストアからインストールした アプリを使う。《ポイント2》 ②スマホアプリをアップデートす る。《ポイント3》 ③アプリを終了する。《ポイント4》	《ポイント 1》プリインストールされているアプリを使う。 ・PC やスマホにプリインストールされている便利なアプリについて。 ・プリインストールされているアプリの便利な機能について。 《ポイント 2》ストアからインストールしたアプリを使う。 ・無料アプリと有料のアプリについて。 ・ おり便利な機能を実装したアプリの利用について ・ 翻訳アプリを使う際の注意点について。 ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) の利用について。 ・ 不正なアプリの存在と注意点について。 ・ 保護者等が使っていたスマホ等を子供に渡す場合の対応について。 《ポイント 3》スマホアプリをアップデートする。 ・ アプリは最新の状態にアップデート。 《ポイント 4》アプリを終了する。 ・ アプリの終了方法について。 ・ 使わなくなったアプリの整理について。

## 4. 項目

各項目に記載されている内容は以下のとおりです。各項目に記載の内容は、適宜見直し、更新を行います。

#### A) 概要

項目の説明、内容です。

#### B) 活用方法と注意のポイント等

活用の方法と注意すべきポイント等について記載しています。注意すべきポイント等の詳細については、「C) 啓発すべき内容」に記載しています。

#### C) 啓発すべき内容

注意すべきポイント等について、啓発時の具体的な内容や関連する「羅針盤(本編)」のインシデント項目、主な関係法令について記載しています。

- ・ 啓発の具体的な内容 啓発時に盛込むべき具体的な内容の例です。
- ・ 関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照) 注意すべきポイント等と関連する「羅針盤 (本編)」における主なインシデントについて記載しています。ICT を活用する中で発生するトラブルについては、「羅針盤 (本編)」に記載されている内容が参考となります。

#### ・ 主な関係法令

関係する法令や罰則等がある場合は、その法令や罰則を記載しています。どのような法令により規定されているのか、また、関係法令に違反した場合にどのような罰則が科せられるのかを 啓発する際に、本項目に記載の内容が参考となります。

## D) 参考事例

各項目を説明したり啓発したりする上で、参考となる事例等について記載しています。

#### 4-1. 始める(基本操作)

ICT や情報メディアを活用する上での基本的な操作を説明しています。ICT メディアの活用に共通する基本的な操作を身に付けることで、様々な用途に応用して、情報を活用できるようになります。

- 項目 1. 電子メール (E-mail) を受け取る・送る
- 項目 2. 写真や動画を撮る・編集する
- 項目 3. オンライン通話 (ボイスチャット) をする
- 項目 4. 検索をする
- 項目 5. Wi-Fi を利用する

#### ■ 項目 1. 電子メール (E-mail) を受け取る・送る

#### A) 概要

インターネットを使用して、手紙のようにテキストや写真、動画の情報等を交換する手段のこと。

B) 活用方法と注意のポイント等

#### 【活用例】

- ① メール専用ソフトを起動する。
- ② メールを受信する。
- ③ メールを閲覧する。 ポイント1
- ④ メールを書く(新規・返信・転送)。ポイント2
- ⑤ メールを送る(返信する、転送する)。 ポイント3
- ⑥ メーラーを終了する。

#### C) 啓発すべき内容

#### ポイント1:メールを閲覧する。

- ・電子メールはメール専用ソフト(メーラー)を使うだけでなく、Web ブラウザからインターネット経由でメールサーバに接続し、ブラウザ上でメールの閲覧や送受信が行える Web メールサービスを利用する方法もあります。Web ブラウザのみあれば良いため、PC、スマホ、タブレット等、あらゆる端末からメールを閲覧することができて便利です。また、メーラーや端末のウイルス対策や迷惑メール対策等によって、必要なメールがブロックされてしまうようなケースもあり、そのような場合は代替手段として Web メールの利用等が考えられます。ただし、メール・プロバイダによるブロックで必要なメールが弾かれることもありますので、予めメール・プロバイダの Web サイト等で迷惑メールフィルタの機能についてチェックしたり、サポートセンターで確認したりしておきましょう。さらに、共用端末(PC、タブレット等)から自分のメールアカウントにアクセスするのは、パスワード等が残る可能性があるので、避けましょう。
- ・ 送信者を詐称したフィッシング(詐欺)メールやウイルス(マルウェア)が添付されたメール、 無許可で送られてくる広告宣伝メール等が送られてくる場合があります。そのようなメールが 届いた時には、メールを開かずに削除しましょう。特に特定組織を狙い撃ちにして、技術情報や

顧客情報、蓄積されたノウハウまでを盗み出す標的型メールに添付されているようなファイルには、開かずにはいられないようなタイトルのファイルが添付されているケースがありますので気を付けてください。メーラーの機能やウイルス対策ソフト・アプリを利用して、そのようなメールを迷惑メールボックス等に振り分けることもできます。

・ 身に覚えのないメールに記載されている URL は、見ることを望まない広告・画像が表示される おそれがあるので、クリックしないようにしましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 25. フィッシング
- ・ インシデント項目 27. ウイルス (マルウェア) 感染
- インシデント項目 32. 迷惑メール

#### 【主な関係法令】

- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
- 不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)
  - ▶ 不正入力要求 (7条):1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 特定電子メール法(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律71条5の5)
  - 罰則(34条1号、37条1号):1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人は3000万円以下の罰金)
  - ▶ 措置命令(7条)
- 特定商取引法(特定商取引に関する法律)

#### ポイント2:メールを書く(新規・返信・転送)。

- ・ メールを書く時は、文章表現を工夫し、誤解の生じない分かりやすい文章を書くことが大切です。「誰が」、「いつ」、「どこで」、「何を」、「なぜ」、「どうするのか」といった 5W1H を意識してメールを書くと良いでしょう。
- ・ メールに件名を付けるのも忘れないようにしましょう。メールの件名は、書き方次第で、急ぎか、 重要か、誰からかなどの様々な情報を組み込み、また読み取ることができます。件名を書く際は、 本文を要約する能力も大切です。
- 知らない人や目上の人にメールを書く時は、丁寧な言葉遣いや気配りにも気を付けるようにしましょう。
- ・ メール署名は、自身の正式な所属や連絡先を示すために、メールの文末に用いられます。メーラーによっては、複数の署名テンプレートを登録し、目的別に使い分けることが可能なものもあり、必要となる情報を署名としてメールに載せておくことで、メールの受信者も連絡を取りやすくなります。しかし、過剰なデザイン・記号等を含む署名や、宣伝が過剰な署名等は、受信者に不快感を与える可能性もありますので注意しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント

#### 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 名誉毀損(230条):3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
  - ▶ 侮辱罪 (231条): 拘留又は科料
  - ▶ 脅迫(222条):2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709条)
- いじめ防止対策推進法

#### ポイント3:メールを送る(返信する、転送する)。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ メールを送る(返信する、転送する)際には、メールを誰宛てに届けたいのか区別したり、メールアドレスを他の送信者に知られずに届けたりしたい場合等があるかと思います。そのような場合には、TO(宛先)、CC(Carbon Copy)、BCC(Blind Carbon Copy)を使うことで、情報を届けたい人:TO、情報の複製を届けたい人:CC、情報の複製を送りたいが送信した事実または送信先メールアドレスを他の送信者に隠したい人:BCCの使い分けができますので、上手く活用しましょう。
- ・ 有権者(候補者を除く)が電子メールを使って選挙運動(選挙運動をすることができる期間は、 選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間)をする 行為は法律により禁止されていますので、絶対に行わないようにしましょう。
- ・ 誤って違う人にメールを送ってしまった結果、機密情報や個人情報等の情報を漏えいしてしま う可能性があります。そのようなことがないよう、送信前に再度、メールの宛先を確認するよう にしましょう。また、メールを転送する際は、発信者の許可なく第三者に転送しないようにしま しょう。
- メール返信はチャットと異なり、メール受信後、瞬時に返すものと思われていませんが、あまり 長期間が過ぎた後の返信は相手に好ましくない印象を与える可能性があります。返信に時間が かかりそうな場合には、メールを受領したことと回答を追って連絡する旨を一次返信し、メール の発信者に配慮しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 12. ネット選挙運動違反
- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい (機密情報・個人情報等)

#### 【主な関係法令】

- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
- 公職選挙法
  - ▶ 選挙運動違反
    - ◆ (239条1項第1号):1年以下の禁固又は30万円以下の罰金
- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
  - ▶ 命令違反 (84条):6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)
- 不正競争防止法

#### D) 参考事例

- ・ 電子メールの仕組み | インターネットを使ったサービス | 基礎知識 | 国民のための情報セキュリティサイト (【総務省】http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/security/basic/service/04.html)
- ・ 【例文つき】教授へのメールの書き方・返信のマナーとは? 大学生は要チェック! | 大学入学・新生活 | 授業・履修・ゼミ | マイナビ 学生の窓口(【マイナビ】https://gakumado.my navi.jp/gmd/articles/43360)
- ・ ビジネスメールの基本の書き方&マナーまとめ【シチュエーション別例文つき】 | ビジネスマナー | 電話・メール | フレッシャーズ マイナビ 学生の窓口(【マイナビ】https://gakum ado.mynavi.jp/freshers/articles/40095)

#### ■ 項目 2. 写真や動画を撮る・編集する

#### A) 概要

スマホやタブレット、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機を使って写真や動画を撮影すること。スマホ等で撮影した写真や動画には位置情報を付与することができます。

B) 活用方法と注意のポイント等

#### 【活用例】

- ① スマホのカメラを起動する。
- ② 写真(動画)を撮影し、スマホに保存する。

ポイント1

③ 写真(動画)を編集、加工する。

ポイント2

④ 写真(動画)を SNS に公開する。

ポイント3

#### C) 啓発すべき内容

#### ポイント1:写真(動画)を撮影し、スマホに保存する。

- ・ スマホやタブレット、デジタルカメラだけでなく携帯型ゲーム機にもカメラ機能が搭載されており、撮影した写真や動画に撮影日時や位置情報(緯度・経度)等の情報(Exif 情報)を付けることができます。これらの情報は後から撮影場所を探しやすくするなどの効果が期待できますが、位置情報を含む写真を SNS に公開した場合、自宅の場所等が他人に知られてしまう危険性があります。位置情報は設定画面等で事前に ON・OFF の設定をすることができ、また、SNSの投稿時に位置情報を付与することができるものもあるので、不要な位置情報は付与しないようにしましょう。
- ・ 食事内容を撮影することは、食生活の記録等、写真をメモ代わりにも使え便利ですが、レストランや友人宅で写真や動画を撮る場合は、「撮影すること」や「利用内容」について相手に許可を取りましょう。特に飲食店等で店内や料理を撮影する場合は、お店の人に撮影しても良いかをきちんと確認することが大切です。また、商店等のお店の場合、商品の商標や意匠権の問題もありますので、お店の人に必ず許可を取りましょう。撮影した写真を SNS で公開する場合は、後日トラブルにならないように撮影の可否と SNS への掲載の可否を、撮影時にワンセットで了解を取る習慣づけをしましょう。また、逆に自分が尋ねられた場合には、嫌な時ははっきりと断りましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 10. 肖像権侵害
- ・ インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与

#### 【主な関係法令】

- 憲法
  - ▶ 幸福追求権(13条) ※肖像権(人の顔や全身などの姿を勝手に撮影されない、または撮影されたものを公開されない権利。肖像権には人格権の一部としての肖像権と財産権の一部としての肖像権がある)の根拠条文
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

#### ポイント2:写真(動画)を編集、加工する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 撮影した写真や動画には、撮影時に意図していなかった情報が写りこんでいることがあります。 他人の姿や自宅の場所などを特定できる情報が写りこんだ状態で写真や動画を SNS に公開する と、不特定多数の人に閲覧され、写真に写っている人のプライバシーが明らかになるなど予期せ ぬトラブルに発展することがあります。画像の加工アプリ等を使って、必要のない情報を取り除 いたり、特定できないように他人の顔や姿にモザイクやトリミング(画像の不要な部分を切り取 ること)加工を施したりして、不要な情報を見せないように工夫しましょう。
- ・ 他人の撮影した写真等を転載する際には、著作権を侵害しないことが必要ですが、さらに編集・ 加工をすると著作者人格権の一つである同一性保持権などの侵害になることにも注意が必要で す。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・ インシデント項目 9. 著作権侵害

#### 【主な関係法令】

- 民法(不法行為)
- 著作権法
  - ▶ 著作権侵害

#### ポイント3:写真(動画)をSNSに公開する。

- 写真や動画をネットで公開する前に、誰に向けて公開するかを想定し、適切な公開範囲を設定しましょう。
- ・ プライベートな写真であっても、写真に写った人たちに事前に許可を取ってから SNS に公開したり、共有したりするようにしましょう。

- ・ SNS には位置情報がそのまま掲載されるサービスもあります。投稿する写真そのもの付与されている位置情報が掲載される場合や、SNS への投稿の際に位置情報が付与される場合もありますので位置情報を付与したまま公開してよい情報かどうかを今一度確認しましょう。
- ・ 撮影した対象が著作権や肖像権、プライバシー権等、他人の権利を侵害するものでないかを確認 し、他人の作品を無断で公開しないようにしましょう。
- ・ 事故、事件や火災現場の撮影は、被災者や被害者の気持ちをよく考えましょう。撮影場所によって警察や消防の救助活動の妨げになることもあります。 SNS に公開する前に、本当に投稿しても良い内容か、よく考えて投稿するようにしましょう。
- ・ 相手への復讐手段として、元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画をネット上で不特定多数に 公開する行為は違法です。また、児童ポルノを所持(ウイルス等により、自己の意思に反して児 童ポルノを所持した場合を除く)したり、配布したりする行為も犯罪となりますので、絶対に行 わないようにしましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 9. 著作権侵害
- インシデント項目 10. 肖像権侵害
- ・ インシデント項目 11. プライバシー権侵害
- インシデント項目 15. リベンジポルノ

#### 【主な関係法令】

- 憲法
  - ▶ 幸福追求権(13条) ※肖像権(人の顔や全身などの姿を勝手に撮影されない、または撮影されたものを公開されない権利。肖像権には人格権の一部としての肖像権と財産権の一部としての肖像権がある)の根拠条文
- 刑法
  - ▶ わいせつ物公然陳列罪(175条):2年以下の懲役または250万円以下の罰金
  - ▶ 名誉棄損(230条):3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709条)
- 著作権法
  - ▶ 著作権侵害
  - ▶ 差止請求
- リベンジポルノ防止法
  - ▶ 公表罪 (3条1項):3年以下の懲役または50万円以下の罰金
  - 提供罪(3条3項):1年以下の懲役または30万円以下の罰金

#### D) 参考事例

- ・ iPhone で写真やビデオを編集する Apple サポート (【Apple】https://support.apple.com/ja-jp/guide/iphone/iphb08064d57/13.0/ios/13.0)
- ・ 写真を編集する Android Google フォト ヘルプ (【Google】https://support.google.com/p hotos/answer/6128850?hl=ja&co=GENIE.Platform=Android)
- ・ 電車内で女性のスカートの中を盗撮したとして、大阪地裁判事が大阪府迷惑防止条例違反罪で 罰金50万円の略式命令を受け、後日弾劾裁判により罷免となった。(2012年)
- ・ 街を歩く女性ファッションを紹介する目的で女性の姿を無断で撮影し、自身が管理する Web サイトに掲載した結果、匿名掲示板に Web サイトへのリンクや複製した画像が転載され、女性への誹謗中傷が行われた。精神的苦痛を被ったとして、被告らから女性に対して慰謝料の支払いが命じられた。(2004 年)

#### ■ 項目 3. オンライン通話 (ボイスチャット) をする

#### A) 概要

スマホのビデオ電話機能やメッセージアプリ等を通じて、インターネットを介して音声通話をしたり、ビデオ通話をしたりすること。メッセージアプリには、無料でオンライン通話をすることができるサービス等もあります。

B) 活用方法と注意のポイント等

#### 【活用例】

- ① オンライン通話アプリを起動する。
- ポイント1
- ② 相手とオンライン通話をする。

ポイント2

- ③ オンライン通話アプリを終了する。
- C) 啓発すべき内容

#### ポイント1:オンライン通話アプリを起動する。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ スマホのビデオ通話以外にも、オンライン通話をできるアプリが数多く提供されています。それらのアプリの中にはセキュリティ対策が不十分なものや、脆弱性のあるものもありますので、アプリを利用する前にインターネット上に掲載されているアプリの情報やセキュリティに関するニュース等も参考に事前に確認をしましょう。特に、機密情報や個人情報を取り扱う場合等、仕事上でオンライン通話をする際は、情報漏えいが起こらないようにセキュリティ対策がきちんと取られているアプリを利用するようにしましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

#### 【主な関係法令】

- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709条)

#### ポイント2:相手とオンライン通話をする。

#### 【啓発の具体的な内容】

アプリによるオンライン通話では、例えば自分の容姿を見せたくない時や部屋の中を写したく

ない時に、自分の代わりにアバターを利用したり、背景を隠したりする機能がある場合がありま すので、上手に活用しましょう。

- アプリによってはオンライン通話をしながら同時にテキストチャットを行えるものがあります。 オンライン通話では伝えられない情報(資料の添付や URL の情報等)はチャットで補足するなど、オンライン通話とテキストチャットを組み合わせて利用することができます。
- ・ 自宅や外出先等で仕事のオンライン通話をする場合、周囲への音漏れや会話の内容に注意しましょう。自宅でも、外に声が漏れて聞こえてしまうようなことがあります。特にイヤホンをしていると自分の声が聞こえず声が大きくなり、個人情報や会社の機密情報を他人に聞かれてしまう可能性があります。やむをえず公共の場でオンライン通話をする場合は、音声を伴わないテキストチャット等を合わせて上手に活用しましょう。オンライン通話が必要になる場合は個室に移動するなど、他人に会話を聞かれない環境で利用することが大切です。
- ・ オンラインゲームにはボイスチャット機能を利用して、見知らぬ人と協力しながら進めていく ものがあります。オンラインゲームを始める前に、マナーに関する Web サイトを参考にするな どして発言の内容やトラブルの対応を知識として事前に身に付けておきましょう。また、ゲーム に熱中するあまり相手を責めるような発言をすることや、会話の中で個人情報を話すことのな いように注意しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- ・ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント
- インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

#### 【主な関係法令】

- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
  - ▶ 脅迫損害賠償請求(709条)
  - ▶ プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の 開示に関する法律)
  - ▶ いじめ防止対策推進法
- 刑法
  - ▶ 脅迫 (222条)
  - ▶ 名誉棄損(230条)
  - ▶ 侮辱罪 (231条)

#### D) 参考事例

・ 総務省による「通信利用動向調査」の中で、インターネットの利用目的(複数回答)として 「無料通話アプリやボイスチャットの利用」を挙げる割合が全回答者約6割で、ホームページ 等の閲覧・書き込みや動画投稿・共有サイトの利用の利用とほぼ同じ割合を示している。一方世代別では、20代の80%以上が利用している一方、60歳以上は40%未満にとどまり、世代による差がみられている。(【総務省】令和元年通信利用動向調査の結果 https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/200529\_1.pdf)(2020年5月29日)

#### ■ 項目 4. 検索をする

#### A) 概要

Webサイトやアプリ等を通じて、インターネット上から必要な情報を探し出すこと。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① Web ブラウザを起動する。 **ポイント1**
- ② Web ブラウザの検索ボックスに検索したいワードを入力する。 **ポイント2**
- ③ 検索結果の一覧が表示される。ポイント3
- ④ 検索結果の Web サイトを閲覧する。 **ポイント4**

#### C) 啓発すべき内容

#### ポイント1: Web ブラウザを起動する。

【啓発の具体的な内容】

- ・ 言葉やニュース、天気予報、電車やバスの乗換情報等、インターネット上の検索エンジンを利用 することで、必要な情報を瞬時に集めることができます。
- ・ 専門的な内容を検索する場合、一般的な検索サービスから得られる情報には限界がある場合があります。調査対象となる分野の専門的な Web サイトや政府や国際機関の Web サイトで検索をする方が、一般的な検索サービスよりも効率的で、正確な情報にたどり着くことができます。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・なし

#### 【主な関係法令】

なし

#### ポイント2:Webプラウザの検索ボックスに検索したいワードを入力する。

- ・ 検索を行う際、検索サービスによっては完全一致検索や語句の除外検索、数値の範囲内で検索するなど、様々な検索オプションを用意している Web サイトやアプリがありますので、必要に応じてそれらのオプションを活用しましょう。
- 検索ボックスに検索したいワードを入れると、まれにネガティブなワードが追加の検索ワード

として表示されることがあります (サジェスト汚染)。サジェスト汚染されたワードで検索を行い、検索の回数が増えると、ネガティブなワードが上位に表示されるようになり、企業や個人等の誹謗中傷にもつながる可能性があり、その後の広告表示にも影響が出ます。興味本位でサジェスト汚染されたワードで検索を行わないようにしましょう。

#### 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること
- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- ・ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント

#### 【主な関係法令】

・なし

#### ポイント3:検索結果の一覧が表示される。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ 検索エンジンの表示結果には、広告や閲覧数を上げるための対策 (SEO 対策) が施されている ことがあります。検索結果が上位であったとしても、必ずしも一般的な情報であるとは限りませ んので、複数の検索サービスで検索結果を比較したり、検索結果を数ページにわたって確認した りするなど、工夫をしましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

#### ポイント4:検索結果のWebサイトを閲覧する。

- ・ インターネット上の情報には、正しいものと誤ったものが混在しているため、情報の取捨選択や 真偽を見極めるリテラシーを養うことが大切です。情報の発信元を確認して情報の正確性・信頼 線を判断するなど、客観的な視点を持つようにしましょう。例えば、政府や教育機関等の信頼で きる Web サイトの情報かどうかを確認したり、書籍や雑誌の情報と比較したりする方法等が考 えられます。
- ・ インターネットは誰でも情報を発信することができるため、意図したフェイクや誤解による誤った情報が掲載されている可能性があります。また、違法・有害なコンテンツも数多く含まれています。携帯電話通信事業者が提供しているフィルタリングサービスや OS のペアレンタルコントロール等を設定することで、違法・有害なコンテンツの閲覧機会を最小化できますので、積極的に利用しましょう(18 歳未満の者が利用者となる携帯電話の契約では、フィルタリングを

原則適用することが法律で定められています)。

#### 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること
- ・ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ
- ・ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の未利 用

#### 【主な関係法令】

・ 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境 の整備等に関する法律)

#### D) 参考事例

- ・ 便利な使い方(【Yahoo!検索ガイド】https://promo-search.yahoo.co.jp/tips/)
- ・ Google 検索の仕組み Search Console ヘルプ(【Google】https://support.google.com/web masters/answer/70897?hl=ja)
- ・ ウェブ検索の精度を高める Google 検索 ヘルプ (【Google】https://support.google.com/web search/answer/2466433)

#### ■ 項目 5. Wi-Fi を利用する

#### A) 概要

PC やスマホ、ゲーム機等で無線を通じてインターネット回線を利用すること。Wi-Fi はカフェやホテル、空港等、様々な場所で提供されています。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例:Wi-Fi を利用する】

① Wi-Fi のアクセスポイントを探す。

ポイント1

② Wi-Fi のアクセスポイントに接続する。

ポイント2

③ Web ブラウザやアプリを利用する。

ポイント3

④ Wi-Fi を切断する。

#### C) 啓発すべき内容

#### ポイント1: Wi-Fi のアクセスポイントを探す。

【啓発の具体的な内容】

- ・ 屋外では地下鉄や空港等の公共機関や、カフェやホテルの多くで、利用者向けの Wi-Fi を無料で提供しており、このようなサービスを公衆無線 LAN やフリーWi-Fi と呼びます。
- ・ 日本では災害時に誰でも無料で利用できる無料 Wi-Fi「00000JAPAN(ファイブゼロジャパン)」 が用意されており、携帯電話通信事業者のネットワークに頼らずにインターネットを利用する ことができます。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

#### ポイント2: Wi-Fi のアクセスポイントに接続する。

- ・ 屋外で Wi-Fi に接続する場合は、以下の点に気を付けましょう。
  - ➤ フリーWi-Fi のアクセスポイントの案内の多くは、SSID (ネットワーク名) と暗号キー (パスワード) が書かれています。多くの人が無料で利用でき利便性が高い一方で、通信が保護

されていない可能性があったり、多くの人がフリーWi-Fiでつながることでセキュリティ上のリスクがあったりしますので、利用には注意しましょう。

- ▶ ウイルス感染した端末や悪意のある利用者の端末が同じフリーWi-Fi に接続していた場合、 ウイルス感染被害や不正アクセスの被害に遭う可能性があります。他にも、悪意のある利用 者が用意した、本物と同名の SSID を設定した偽のアクセスポイントに気付かずに接続し、 通信盗聴やフィッシング詐欺等の被害に遭う可能性もありますので、ウイルスソフトを最 新の状態に保ち、怪しいと感じたら接続しないなどの対策を行いましょう。
- 自宅で Wi-Fi に接続する場合は、以下の点に気を付けましょう。
  - ➤ Wi-Fi ルーターに初めから設定されている初期パスワードは必ず変更し、自分や家族以外の 人に安易に教えないようにしましょう。なお、パスワードは大文字、小文字、数字、記号な どを組み合わせ、簡単に破られることのない文字列を設定しましょう。
  - ➤ 家庭用の Wi-Fi は、機器の登録を行い、接続可能な子機を制限し、適切な暗号化方式(WPA2-PSK (AES))を選択するようにしましょう。セキュリティ対策が脆弱な Wi-Fi は、他人に 無断利用されるおそれがあるだけでなく、通信内容を盗聴されたり、Wi-Fi を利用して犯罪 に利用されたりする可能性があります。
  - ➤ Wi-Fi ルーターは、管理画面等から定期的にファームウェア(基本的な制御を直接行うために Wi-Fi ルーターに組み込まれたソフトウェア)のアップデートを行うようにしましょう。

#### 【関連するインシデント (「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 25. フィッシング
- ・ インシデント項目 27. ウイルス (マルウェア) 感染
- · インシデント項目 29. OS やアプリの未更新
- ・ インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い

#### 【主な関係法令】

- ・ 不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)
  - ▶ 不正入力要求 (7条):1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### ポイント3: Web プラウザやアプリを利用する。

- ブラウザで Web サイトにアクセスする場合は、「https://」で始まる暗号化通信された URL の Web サイトを利用しましょう。
- ・ フリーWi-Fi を利用する場合は通信盗聴のリスクもあります。また、悪意のある第三者が用意した正式なフリーWi-Fi に似た名前 (SSID) を持つ偽スポットに本物だと思って接続することで、通信を盗聴されるおそれがありますので、個人情報やクレジットカード等の重要情報の入力は行わないようにしましょう。

#### 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- インシデント項目 24. 不正アクセス
- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

#### 【主な関係法令】

- 不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)
  - ▶ 不正入力要求 (7条):1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

#### D) 参考事例

- ・ 災害用統一 SSID 00000JAPAN (ファイブゼロジャパン) (【一般社団法人 無線 LAN ビジネス 推進連絡会【WiBiz (ワイビズ)】】 https://www.wlan-business.org/customer/introduction/feat ure)
- ・ 公衆無線 LAN 利用に係る脅威と対策 〜公衆無線 LAN を安全に利用するために〜 (【独立行政法人情報処理推進機構 技術本部 セキュリティセンター】https://www.ipa.go.jp/files/000051453.pdf)
- ・ 【注意喚起】家庭内における無線 LAN のセキュリティ設定の確認を(【IPA 独立行政法人情報 処理推進機構】https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert270612.html)

#### 4-2. 情報を発信・共有する

ICTや情報メディア等を活用して、自分自身で情報を発信・共有したり、他人とコミュニケーションを取ったりする方法や活用例、注意点等について説明しています。

- 項目 6. SNS (Social Networking Service) を利用する
- 項目 7. 動画を視聴する・配信する
- 項目 8. GPS (Global Positioning System: 全地球測位システム)を使う

#### ■ 項目 6. SNS (Social Networking Service) を利用する

#### A) 概要

メッセージアプリや写真(動画)共有、つぶやき、ゲーム、ブログ等、世界中の様々な人たちと 自由に交流できる Web サイトやアプリを利用すること。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① SNS サービスを起動する。 **ポイント1**
- ② 他人の投稿を閲覧する。 ポイント2
- ③ SNSで投稿・反応する。
  - (1) 自分のコメントや写真等を投稿する。 ポイント 3
  - (2) 他のユーザーをフォローする (フォローを解除する)。 ポイント4
  - (3) 他のユーザーの投稿に反応する (いいね、お気に入り等)。 ポイント 5
  - (4) 他のユーザーの投稿にコメントする。 ポイント6
  - (5) 他のユーザーの投稿や Web の記事等を引用、拡散する。 ポイント7
  - (6) 他のユーザーにダイレクトメッセージを送る。 **ポイント8**
- ④ SNS サービスを終了する。
- C) 啓発すべき内容

#### ポイント1: SNS サービスを起動する。

- ・ SNS はユーザー同士のつながりを促し、積極的なコミュニケーションを促進するツールです。 距離が離れていてもリアルタイムでコミュニケーションを図ることができ、直接面識のない相 手や、普段の生活では会うことのない有名人や著名人とも、SNS では直接言葉を伝えられる利 点があります。
- ・ SNS は日記を残す、情報を拡散する、個人または特定のグループ内でチャットをする、写真や

動画を投稿するなど、様々な目的のサービスがあります。その他にも、勉強やトレーニングの習慣付けを目的とした SNS では、他のユーザーとの交流が継続の動機付けとなり、意欲の向上にも役立つなど、様々な用途でも利用されています。

- ・ SNS では PC やスマホに記録しているアドレス帳等の個人情報とのリンクを求められる場合があります。これによって音信不通だった友人や知人を見つけやすくなるメリットもありますが、友人や知人の情報をサービス事業者に提供することになり、その情報が利用されることもあるので、必要以上に SNS に情報を開示しないように注意しましょう。
- ・ 友人になりすました第三者から友達申請を受けた場合、本人かどうかは SNS だけでは確かめられません。例えば、友達申請は直接対面で会った人のみ承認をするなどして、本人と確信を持てない場合は承認しないようにするなど、対策を行いましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

なし

#### ポイント2:他人の投稿を閲覧する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ SNS は面識のないユーザー同士が投稿を行うことが多いため、意図せず違法・有害な情報に触れたり、事故やトラブルに巻き込まれたりするリスクがあります。特に知識や経験の不足から、無自覚に、違法・有害なコンテンツを利用・発信するなどして、自らが加害者となってしまう可能性もあります。
- ・ 多くの SNS では利用規約等で年齢制限が設けられています。年齢を偽装してアカウントを作成 したり、サービスを利用したりすると、アカウントの停止などのペナルティが課されることがあ ります。 SNS は利用規約等に定められている年齢に達してから利用するようにしましょう。
- ・ 携帯電話通信事業者等が提供しているフィルタリングサービスにおいて、オプションで選択できるモード(小学生、中学生等)によっては多くの SNS の利用を制限できるようになっています。青少年については、カスタマイズ機能を利用して必要最低限度の SNS の利用に留めるなど、SNS を通じたトラブルに巻き込まないように対策を行いましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害
- ・ インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害
- ・ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の未利 用

### 【主な関係法令】

- ・ 出会い系サイト規制法 (インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等 に関する法律)
- ・ 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境 の整備等に関する法律)
- 各都道府県の青少年保護育成条例

# ポイント3:自分のコメントや写真等を投稿する。

- ・ インターネットやその中で利用者が交流する SNS は公共の場です。投稿の内容が人を傷つけ不 快にさせる内容になっていないか、特定の人種や思想、外見などを差別、侮辱する発言をする行 為(ヘイト)になっていないかなど、公共の場で公開するのにふさわしい内容か投稿する前に今 一度考え、投稿しましょう。
- ・ 元になる事実がデマだったり、たとえ真実でも公共性がないことだったりすれば、正しいと思って書き込んだ内容であったとしても違法となる可能性もあるので、十分に注意しましょう。
- ・ SNS でコメントや写真を公開する場合は、氏名や住所、学校、職場等を特定されるような個人情報を投稿しないようにしましょう。SNS に投稿された写真に位置情報が付与されていると、その情報から場所を特定されてしまう可能性もあります。親しい友人等と SNS 上で個人情報を含む会話をする必要がある場合は、ダイレクトメッセージ (DM) を利用するなど、プライバシーが守られるように対策しましょう。
- ・ 自分が投稿したコメントや画像等は、投稿を見たユーザーに容易に加工されたり、拡散されたり する可能性があります。親しい仲間に向けた軽い悪ふざけの投稿であっても、その内容が多くの 人の目に留まり、批判を受ける中で氏名や住所を特定され、実生活にも影響を及ぼすことがあり ます。また、友人限定で公開していても、コピーされて他に投稿されてしまうと拡散して情報が 漏れてしまう可能性もあります。一度拡散してしまった投稿をネットから削除するのは大変困 難で、将来に渡って自分の人生に影響を及ぼす可能性がありますので、いたずらや悪ふざけの投 稿は決してしないようにしましょう。
- ・ 他人の投稿した画像を無断で複製したり投稿したりすることは著作権侵害となります。SNS の 機能により再配布 (リツイートやシェア等) が許されている場合は、特に個別に禁止されていな い限り許諾は不要ですが、その元の画像がすでに第三者の著作権を侵害する形で投稿されている場合には、それを知りながら再配布することは著作権侵害や著作者人格権侵害となる可能性 がありますので、必ず許諾を取るようにしましょう。
- ・ SNS で投稿する写真に他人が写っている場合は、個人が特定されないように加工したり、SNS への掲載の許可を取ったりするなど、予め確認をしましょう。
- ・ 18 歳未満の選挙運動は公職選挙法で禁止されており、ネットを利用する場合も同様です。18 歳 未満の子供が、選挙運動メッセージを SNS に投稿したり、シェアして広めたりするとネット選 挙運動違反となり、違反した場合は処罰を受けることもありますので、選挙期間中の SNS の投稿には十分注意しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 2. 炎上させること
- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- ・ インシデント項目 6. 不適切投稿
- インシデント項目7. ネットいじめ・ハラスメント
- インシデント項目 8. 犯罪予告
- インシデント項目 10. 肖像権侵害
- インシデント項目 11. プライバシー権侵害
- インシデント項目 12. ネット選挙運動違反
- インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与
- ・ インシデント項目 20. SNS 公開範囲設定の誤り

#### 【主な関係法令】

- 憲法
  - ▶ 幸福追求権(13条) ※肖像権(人の顔や全身などの姿を勝手に撮影されない、または撮影されたものを公開されない権利。肖像権には人格権の一部としての肖像権と財産権の一部としての肖像権がある)の根拠条文
- 刑法
  - ▶ 名誉毀損(230条):3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
  - ▶ 侮辱罪(231条):拘留または料科
  - ▶ 信用毀損(233条):3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ▶ 業務妨害(233条・234条):3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
  - ▶ 名誉回復措置(723条)
- ・ プロバイダ責任制限法 (特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示 に関する法律)
- 各都道府県の迷惑防止条例

# ポイント4:他のユーザーをフォローする (フォローを解除する)。

- ・ 気に入ったユーザーをフォローすると、自分のタイムラインにそのユーザーの発言が表示されるようになります。サービスによってはリストを分けてユーザーを登録し、目的や用途別のタイムラインを作成することもできますので、自分の見やすい方法を工夫してみましょう。
- ・ 職場等において、本人の意に反して SNS の友達申請やフォローを強要する行為はソーシャル・ ハラスメント (パワーハラスメントの一種) となりますので、強要したり不当な扱いをしたりす るのは絶対に止めましょう。

・ SNS によっては、フォローとフォロー解除だけでなく、友達関係とその解除、ブロック、ミュート等といった様々な機能が用意されていますので、必要に応じて使い分けましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント

#### 【主な関係法令】

いじめ対策推進法

#### ポイント5:他のユーザーの投稿に反応する(いいね、お気に入り等)。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ 他のユーザーの投稿に対して、アイコンやスタンプ、お気に入りボタン等を活用して簡単な感情表現やリアクションを行うことができます。SNSによっては様々なアイコンやスタンプを用意しています。言葉での表現とこれらのアイコンやスタンプ等も活用して、表現を工夫しましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

なし

# 【主な関係法令】

・ なし

# ポイント6:他のユーザーの投稿にコメントする。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 自分や他のユーザーの投稿に返信することで、他のユーザーとコミュニケーションを図る場合 は丁寧な言葉遣いや誤解のない表現を心がけましょう。SNS では身近な友人以外にも、実社会 で知り合う機会のない様々な年代や立場の人と意見を交換できるメリットがありますが、イン ターネットは匿名性が高いが故に誹謗中傷となるコメントを安易に発信しがちです。SNS でつ ながった先にはバーチャルではない生身の人間がいるということをきちんと意識しましょう。
- ・ 投稿者と異なる意見を持つ場合には、討論や意見の交換は節度ある態度を保ち、感情的になり相 手を攻撃しないようにしましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 2. 炎上させること
- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- ・ インシデント項目 6. 不適切投稿
- ・ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント

### 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 名誉毀損(230条):3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
  - 毎辱罪(231条):拘留又は科料
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
  - ▶ 名誉回復措置(723条)
- ・ プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示 に関する法律)

## ポイント7:他のユーザーの投稿や Web の記事等を引用、拡散する。

# 【啓発の具体的な内容】

- ・ SNS ではネットニュースや他のユーザーの投稿を引用、転載して、自分の意見を投稿したり、 拡散したりすることができます。他の人にも知ってほしい情報を知らせるために役立つ機能で すが、SNS の投稿には真偽の不明な情報や、裏付けのない不確かな情報が投稿されていること があります。過激な内容、事件性のある投稿等を見かけても安易に引用、拡散せず、内容が確か なものかを確認しましょう。嘘の情報を引用や拡散している行為を見かけたら対応窓口に通報 するなどして、デマの拡散に加担しないようにしましょう。
- ・ 万が一誤った情報を引用、拡散した場合は、他人からの信頼を損なう可能性があります。特に災害時などは真偽よりもスピードが要求される場合もあります。その場合には不確かかもしれないことを明記して伝えたり、内容が誤りであることが分かった場合はきちんと訂正を行ったりするなど、適切な対応を心がけましょう。
- ・ SNSでWebの記事等を引用、拡散する場合は、本文をコピーして貼り付けるのではなく、URLを張りましょう。他人の著作物を侵害する投稿にならないか、投稿前に今一度確認することも大切です。
- ・ 多くの参加者が特定の人を非難するような、いわゆる炎上という状況のもとでは、その非難を引用・拡散することは同じように非難する行為ととられることもありますし、非難されている対象者を苦しめることにもなりますので、軽い気持ちで炎上に加担をするのはやめましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること
- ・ インシデント項目 2. 炎上させること
- インシデント項目 9. 著作権侵害

#### 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 名誉毀損(230条):3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
  - ▶ 偽計業務妨害(233条):3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
- 著作権法

# ポイント8:他のユーザーにダイレクトメッセージを送る。

## 【啓発の具体的な内容】

- ・ ダイレクトメッセージは、特定のユーザーに直接メッセージを伝えることができ、他のユーザー にやり取りを見られることなく会話することができます。 大勢に閲覧される投稿と目的を使い 分けて利用するとともに、ダイレクトメッセージでも丁寧な言葉遣いに留意し、他人を誹謗する コメントやいじめにつながるようなコメントは絶対にしないようにしましょう。
- ・ 悪意のあるコメントや犯罪につながる誘いなどは、他の利用者から見えないダイレクトメッセージ等で行われる場合が多く見受けられます。必然性がないのに、ダイレクトメッセージでのやり取りに誘われる場合は、こうした悪意のある意図がないか警戒心をもってよく考えてから対応しましょう (ダイレクトメッセージでのやり取りが必要なければ断りましょう。)。
- ・ インターネットでは性別や年齢を偽って別人になりすますことが容易であることを認識し、面 識のないユーザーから直接会って話をするようにダイレクトメッセージ等で持ち掛けられても、 むやみに会わないようにしましょう。
- ダイレクトメッセージ等を通じて、自分の裸等を自画撮りして送るような行為は絶対にやめましょう。また、相手に求められたとしても、絶対に写真は撮らずに、拒否しましょう。また、他人の目につかない場所であることを悪用し、金銭を要求したり、個人情報等を元に生命や身体を脅かすような発言があったりする場合は、一人で悩まずに身近な人や警察の相談窓口等に連絡しましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- ・ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント
- インシデント項目13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害
- ・ インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害
- ・ インシデント項目 16. 児童ポルノの製造、所持、頒布

## 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 名誉毀損(230条):3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
  - ▶ 侮辱罪 (231条):拘留または料科
  - ▶ 強制わいせつ(刑法 176条):6ヶ月以上 10年以下の懲役
  - ▶ 脅迫(刑法 222 条):2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
  - ▶ 恐喝 (刑法 249 条 1 項): 10 年以下の懲役
- 民法

## ▶ 損害賠償請求 (709 条)

- ・ 出会い系サイト規制法 (インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等 に関する法律)
- 売春防止法
- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童 の保護等に関する法律)
- いじめ防止対策推進法
- 各都道府県の青少年保護育成条例

#### D) 参考事例

- ・ コンビニや飲食店での不適切行為が SNS に投稿される事件が相次ぎ、企業が謝罪を行ったり、店舗がつぶれたりするニュースが、テレビやネット等のメディアで連日報道された(2018年~2019年)
- ・ 少年非行、児童虐待及び子供の性被害|警察庁 Web サイト(【警察庁】SNS に起因する事犯の 被害状況:https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/syonen.html)

## ■ 項目 7. 動画を視聴する・配信する

## A) 概要

Web サイトやアプリを通じて、動画配信サービスや SNS 等に提供・共有された動画(映画やアニメ、個人が撮影した動画等)を視聴・配信すること。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例1:動画の視聴】

① 動画配信サービス (Web サイト・アプリ) を起動する。

ポイント1

- ② 見たい動画を選択する。
- ③ 動画を視聴する。 ポイント2
- ④ 動画の評価やコメントをする。 ポイント3
- ⑤ 動画配信サービス (Web サイト・アプリ) を終了する。

# 【活用例2:動画の配信】

- ① 動画配信サービス (Web サイト・アプリ) を起動する。
- ② 配信したい動画をアップロードする。
- ③ アップロードした動画を公開する(もしくは生放送で配信する)。 ポイント4
- ④ 動画の評価やコメントをする。 **ポイント3**
- ⑤ 動画配信サービス(Web サイト・アプリ)を終了する。
- C) 啓発すべき内容

ポイント1:動画配信サービス(Web サイト・アプリ)を起動する。

【啓発の具体的な内容】

・ 動画配信サービスを利用することで、世界中の映画やドラマ、アニメ作品等を視聴できます。また、オリジナルのコンテンツを作って配信したり、配信されたオリジナルのコンテンツを視聴し

たりすることもできます。そのような動画配信者の中には多くのファンを持ち、視聴回数に応じて広告収入等の報酬を得る人もいます。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・なし

#### 【主な関係法令】

なし

#### ポイント2:動画を視聴する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 動画配信サービスには有益で楽しい情報だけでなく、視聴回数を稼ぐために性的な動画や暴力 的な動画、著作権に抵触する動画等が配信されていることがあります。サービスによっては、そ れらの動画の閲覧を制限する機能が付いている場合がありますので、上手に活用しましょう。
- ・ 違法・有害な動画を見つけた場合は、配信サービス側で通報フォームや報告ボタン等を用意しているケースがありますので、管理者に連絡するようにしましょう。
- ・ 違法にアップロードされた動画の閲覧そのものは違法ではありませんが、違法な行為を助長する行為であるためやめましょう。また違法であると知りながらその動画をダウンロードする行為は違法となりますので、絶対にやめましょう。
- 動画の視聴には多くの通信量が発生します。通信制限にかかったり、高額な通信料を支払ったり することのないように、Wi-Fi環境で動画を視聴するなどの工夫をしましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ
- ・ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の未利 用

#### 【主な関係法令】

・ 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境 の整備等に関する法律)

#### ポイント3:動画の評価やコメントをする。

- ・ 動画のコメント欄へのコメントや動画配信者へ直接ダイレクトメッセージ等で連絡をすると、 誹謗中傷につながったり炎上に巻き込まれたりするなど、トラブルを招く可能性があります。動 画にコメントをする場合や評価を行う場合は、事前に動画配信サービスが提供しているガイド ライン等を閲覧し、ルールを守ってコメントや評価を行いましょう。
- 万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合は、配信サービスが提供している問い合わせフォ

ーム等から、管理者に意見や要望を伝えるようにしましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

インシデント項目 5. 誹謗中傷

#### 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 脅迫 (222条)
  - ▶ 名誉棄損 (230条)
  - ▶ 侮辱罪 (231条)
- 民法
  - ▶ 脅迫損害賠償請求(709条)

## ポイント4:アップロードした動画を公開する(もしくは生放送で配信する)。

## 【啓発の具体的な内容】

- ・ 動画配信サービスでは、自分自身で制作した動画を配信することができます。動画を公開する際は、著作権や肖像権等の他人の権利を侵害することのないように、十分な注意が必要です。特にテレビ番組や映画、音楽など、公共の場で見られる作品の動画は視聴者の注目を集めやすく、視聴回数を稼ぐために無断利用されるケースがあります。他人がアップロードした画像や動画、音楽等は決して無断利用をしないようにし、作成者(著作権者)の許可の範囲内で行うようにしましょう。(違法にアップロードされたものをダウンロードすることも違法になるので気を付けましょう。)
- ・ 一度公開した動画は、動画や画面がキャプチャーされて拡散されると二度とネット上から消す ことはできません。公開した動画や生配信した動画に住所や個人を特定できる情報が含まれて いると、危険な目に遭う可能性もあります。公開した動画は不特定多数の人に閲覧されることを 心がけ、本当に公開してよい動画かどうか、公開前に今一度確認しましょう。
- ・ 最近の動画共有サービスでは、公序良俗に反する映像の影響を考え、厳しく規約を設けているところが多くあります。事前にどのような映像が規約違反となるか、確認しましょう。また、撮影行為自体が違法なものの場合も、動画が削除されたり、それを証拠に捜査・逮捕されたりする場合があります。動画の撮影時から法律や規約違反とならないように注意しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 6. 不適切投稿
- ・ インシデント項目 9. 著作権侵害
- インシデント項目 10. 肖像権侵害
- インシデント項目 11. プライバシー権侵害
- ・ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ
- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

## 【主な関係法令】

- 憲法
  - ▶ 幸福追求権(13条) ※肖像権(人の顔や全身などの姿を勝手に撮影されない、または撮影されたものを公開されない権利。肖像権には人格権の一部としての肖像権と財産権の一部としての肖像権がある)の根拠条文
- 刑法
  - ▶ わいせつ物公然陳列罪 (175条): 2年以下の懲役または 250 万円以下の罰金
  - ▶ 名誉棄損(230条):3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
- 著作権法
  - ▶ 著作権侵害
  - ▶ 差止請求

## D) 参考事例

- ・ 不適切なコンテンツの報告・iPhone と iPad・YouTube ヘルプ(【Google】https://support.google.com/youtube/answer/2802027?hl=ja&co=GENIE.Platform=iOS)
- \* 著作権と著作権管理 · YouTube ヘルプ(【Google】https://support.google.com/youtube/topic/2676339?hl=ja&ref\_topic=6151248)
- ・ 東京都内の19歳の少年が、自身が万引きをしたと見せかける様子や、店内の商品につまよう じを指す様子をYouTube(動画配信サイト)で配信し、建造物侵入容疑で逮捕された後も該当 の動画や少年の個人情報がネット上で拡散され続けた。事件から4年経過し、釈放された現在 もネット上の個人情報から、就職活動で素性を知られ採用してもらえないなど、その後の生活 の影響を語るインタビュー記事が公開された。(2019年)

# ■ 項目 8. GPS (Global Positioning System: 全地球測位システム)を使う

## A) 概要

複数の GPS 衛星を通じて、地球上の現在位置を測定するシステムを利用すること。写真や動画の位置情報の付与に利用されたり、地図アプリ等で自分の位置を表示したりするのに利用されています。その他、GPS を利用したゲームやカーナビ、SNS 等でも利用され、位置情報の共有により利便性がより高まる場合もあります。

B) 活用方法と注意のポイント等

#### 【活用例】

- ① 地図アプリを起動する。 ポイント1
- ② 自分がいる場所とその近辺の地図を表示する。
- ③ 目的地への経路を調べる。
- ④ 地図アプリを終了する。

# C) 啓発すべき内容

## ポイント1:地図アプリを起動する。

- ・ スマホの位置情報の使用を許可した状態で地図アプリを起動すると、地図上で自分の現在位置 を確認することができます。また、目的地を入力して経路を確認したり、移動距離から車や徒歩 での移動時間を予測したりすることができます。
- ・ 来店したお店や旅行で訪問した場所の写真を SNS 等に投稿する際に、GPS から取得した位置 情報を付与して掲載することで、お店の場所を検索するのに役立ったり、訪問した場所の位置を 記録するのに役立ったりします。ただし、投稿した写真から住んでいる地域や自宅の場所、今自 分がいる場所が特定される危険性もありますので、写真に位置情報を付与する場合は注意も必要です。
- ・ スマホを紛失した場合に、GPS を活用して場所を特定したり、追跡したりするアプリやサービスが提供されています。会社から提供されているスマホには、多くの個人情報や機密情報が登録されている場合も多く、万が一の紛失に備えてそれらのアプリやサービスを利用することも検討しましょう。
- ・ 地図アプリ以外にも、スマホには位置情報を利用するアプリが多数あります。GPS を利用して、 特定の場所や移動距離に応じてイベントや報酬がもらえるゲームや、移動経路や距離を記録し、 ヘルスケアに役立てるアプリ等、地図アプリ以外にも、GPS を利用するアプリが多数あります。

必要に応じてアプリに GPS の利用を許可して、それらのアプリで遊んだり活用したりするようにしましょう。

・ 公道上でアプリを見ながら歩行すると視界が狭まり、思わる事故につながります。また自転車や 自動車の運転は違法となるばかりでなく、万一事故になった場合、命に係わる場合がありますの で、絶対にやめましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与
- ・ インシデント項目 31. 機器の紛失・破損

## 【主な関係法令】

- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

## D) 参考事例

- ・ iPhone、iPad、iPod touch で位置情報サービスと GPS のオン/オフを切り替える Apple サポート (【Apple】https://support.apple.com/ja-jp/HT207092)
- ・ Android デバイスの位置情報の設定を管理する Google アカウント ヘルプ (【Google】http s://support.google.com/accounts/answer/3467281?hl=ja)
- ・ ICT 技術と位置情報に関する制度の動向(【一般財団法人日本データ通信協会】https://www.dekyo.or.jp/info/2017/07/security/30/)

# 遊項 ぶ目

# 4-3. 遊ぶ

ICT や情報メディア等を活用して、趣味や娯楽をより充実させる方法について記載しています。イラスト・音楽・小説等、自分が制作した作品を他の人に楽しんでもらうこともできます。

- 項目 9. ゲームをする
- 項目 10. 電子書籍を読む
- 項目 11. イラストを描く・音楽を作る・小説を書く

## ■ 項目 9. ゲームをする

## A) 概要

Web サイトやアプリにて提供されるオンラインゲームやソーシャルゲーム(主に SNS 上で提供されるコミュニケーション機能があるゲーム)で遊ぶこと。無料のゲームや有料のゲーム、課金でアイテム等を購入できるゲームがあります。

B) 活用方法と注意のポイント等

# 【活用例】

- ① ゲームをダウンロードする (有料の場合は購入してダウンロード)。 ポイント1
- ② ゲームを立ち上げ、遊ぶ。 ポイント2
- ③ (必要に応じ) ゲームに課金する。 ポイント3
- ④ ゲームを終了する。

#### C) 啓発すべき内容

#### ポイント1:ゲームをダウンロードする(有料の場合は購入してダウンロード)。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ PC やスマホ向けのゲームアプリの中には、ダウンロードをするだけでは課金されず、無料で遊べるものもあります。ただし、そのようなゲームアプリであっても、イベントを進めたり、アイテムを入手したりする際に料金が発生する(ゲーム内課金)場合がありますので、ゲームアプリをダウンロードする前に、アプリのダウンロードページ等に記載されている説明をよく確認しましょう。
- ・ ガチャと呼ばれる何が得られるかわからない課金方式もあります。欲しいアイテムが出るまで 課金し続けることで、支払いが高額になってしまう場合もありますので気を付けましょう。プリ ペイドカードを利用してその金額の範囲内で課金したり、ゲームによっては月内の課金上限を 決められるようなサービスもあったりしますので、上手く活用しましょう。
- ・ ゲームアプリの中には性的・暴力的なアプリ等、青少年の利用に適さないアプリもあります。携 帯電話通信事業者が提供しているフィルタリングサービスや OS のペアレンタルコントロール 等を設定することで、そのようなアプリの利用を制限することができます。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・ インシデント項目 24. 不正アクセス

# 遊項 ぶ目

## 【主な関係法令】

・ 不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)

# ポイント2:ゲームを立ち上げ、遊ぶ。

## 【啓発の具体的な内容】

- ・ ゲームは一人で遊べるものから、同じゲームをプレイする仲間と協力してレベルを上げるもの (オンラインゲーム等) や、GPS と連動して特定の場所や移動距離に応じてイベントや報酬が もらえるもの (位置ゲー) 等、様々な種類のゲームがあります。
- ・ ゲームで遊ぶことを優先し、睡眠不足などから体調を崩すことのないように注意しましょう。ゲームで遊ぶ時間を決める等、ルールを設けて遊ぶことも大切です。
- ・ ゲームの中には、コミュニケーション機能のついたソーシャルゲームがあります。悪口等の手段 で相手の人格や名誉をおとしめたり傷つけたりしないよう、注意してコメントをするようにし ましょう。
- ゲームに不正な手段でアクセスし、アイテムを入手したり、有利に進めたりするような行為は、 チート行為と言われ、利用規約違反又は違法な行為として犯罪に問われることがありますので、 絶対にやめましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 3. ネット依存
- インシデント項目 4. 健康被害
- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- ・ インシデント項目 18. チート行為

#### 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ わいせつ物公然陳列罪(175条):2年以下の懲役または250万円以下の罰金
  - ▶ 名誉棄損(230条):3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
  - ▶ 電磁的記録不正作出・供用罪(161条の2):5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

#### ポイント3:(必要に応じ)ゲームに課金する。

- ・ 未成年者がゲーム内で課金をする場合は、事前に保護者の同意を得てからにしましょう。ゲーム の中には課金を制限する機能もあるので、それを上手に活用しましょう。
- ・ ゲームのプレイ中に追加のイベントや限定アイテムの課金を求められると、必要以上に課金してしまうケースがあります。プリペイドカードを利用するなどして上限を制限して、課金が高額

にならないように工夫しましょう。

・ ゲームのアカウントやアイテムを現実の通貨で売買する行為(RMT: Real Money Trade、リアルマネートレード)は、ほとんどのゲームで禁止されています。トラブルに発生する可能性もありますので、絶対に行わないようにしましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

· インシデント項目 35. 高額課金

# 【主な関係法令】

- 民法
  - ▶ 未成年者取消権(5条2項)

## D) 参考事例

・ CESA: 決済情報(【一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会】https://www.cesa. or.jp/efforts/howto/settlement.html)

リアルマネートレード対策ガイドライン(【一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会】https://www.cesa.or.jp/uploads/guideline/guideline20170511.pdf)

# ■ 項目 10. 電子書籍を読む

## A) 概要

インターネット上で提供される電子書籍、マンガ、雑誌等を読むこと。PC やスマホの閲覧アプリや、専用の電子書籍リーダー等を使って閲覧することができます。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

① 電子書籍サービス (Web サイト・アプリ) を起動する。

ポイント1

② (必要に応じ)電子書籍を購入する。

ポイント2

③ 電子書籍を閲覧する。

ポイント3

- ④ 電子書籍サービス (Web サイト・アプリ) を終了する。
- C) 啓発すべき内容

## ポイント1:電子書籍サービス (Web サイト・アプリ) を起動する。

【啓発の具体的な内容】

・ 電子書籍は、Web サイトやビューワーアプリ、専用のタブレット等で書籍を読むことができる サービスです。スマホや専用のタブレットで閲覧することができるので、紙の書籍と違い、多く の書籍を持ち運ぶことができる利点があります。

【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

なし

# 【主な関係法令】

・なし

# ポイント2:(必要に応じ)電子書籍を購入する。

【啓発の具体的な内容】

・ 電子書籍はスマホや専用のタブレットさえあれば多くの書籍を閲覧したり持ち歩いたりすることができ、一度削除した書籍も再ダウンロードして読むことができます。一方で紙の書籍と違い、購入した書籍を古本として売買することはできず、他のユーザーと貸し借りをすることができません。また、スマホや専用タブレットのバッテリーが無くなると書籍自体を読めなくなるため、長時間充電できない環境での電子書籍の利用は不向きです。紙の書籍と電子書籍の特性を理

遊項ぶ目

解し、それぞれの長所を理解して電子書籍を購入しましょう。

- 紙で表示される前提で作られた書籍は、電子書籍ではレイアウトが異なる場合もありますので、 納得した上で購入しましょう。
- ・ 多くの出版社では、単体の冊子を購入するだけでなく、定額で複数の書籍が読み放題になるなど の様々なプランが提供されています。自分の購読スタイルに合わせたプランを選択し、賢く電子 書籍サービスを利用しましょう。なお、月額利用料の場合は、不要になったら解約するようにし ましょう (不要なのに支払い続ける場合があります)。
- ・ 電子書籍はデータを購入して保有できる売買タイプと、電子書籍サービスの中でデータを閲覧できるライセンスタイプとがあり、後者は電子書籍サービス自体の廃止によりデータ閲覧ができなくなる可能性があります。紙媒体の書籍とは異なる性質を理解した上で利用しましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

## ポイント3:電子書籍を閲覧する。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ 違法にコピーした書籍や漫画をアップロードし、公開している海賊版サイトがあります。そのような Web サイトの電子書籍を利用すると、書籍や漫画の著作者だけでなく、正規に商品を流通・販売する人の収入や生活を脅かすことになるので、絶対に利用しないようにしましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 9. 著作権侵害
- ・ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ

#### 【主な関係法令】

- 著作権法
  - ▶ 著作権侵害
    - ◆ (119条1項:著作権、出版権、著作隣接権の侵害):10年以下の懲役又は1000万円 以下の罰金
    - ◆ (119条2項:著作者人格権、実演家人格権の侵害等):5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
    - ◆ (119条3項:私的使用目的であっても、違法アップロードであり有償で提供であることを知りながら自動公衆送信でデジタル録音・録画する行為):2 年以下の懲役若しくは 200万円以下の罰金
- 民法

- ▶ 損害賠償請求 (709 条)
- ▶ 不当利得返還請求(703条)

# D) 参考事例

・ 深刻な海賊版の被害(【出版広報センター】https://shuppankoho.jp/damage/index.html)

# ■ 項目 11. イラストを描く・音楽を作る・小説を書く

## A) 概要

PC やタブレット上でイラストを描いたり、音楽を作ったり、小説を書いたりすること。それぞれ専用のアプリ等が提供されており、それらを利用することで、本来必要な多くの道具や機材が無くても作品を作ることが可能になります。また、著作権等の権利や素材の利用条件等を守ることで、ネット上の様々な素材を利用することもできます。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例1:イラストを描く】

① イラスト・画像編集アプリを起動する。

② ペンタブ等を使いイラストを描く(編集する)。 ポイント1

③ 描いたイラストを SNS 等にアップする。 **ポイント2** 

④ イラスト・画像編集アプリを終了する。

# 【活用例2:音楽を作る】

① 音楽制作アプリを起動する。

② 音楽を作る (編集する)。 ポイント 3

③ 制作した音楽を SNS 等にアップする。 **ポイント2** 

④ 音楽制作アプリを終了する。

#### 【活用例3:小説を書く】

① テキストアプリ等を起動する。

② 小説を書く (編集する)。 ポイント4

③ 作成した小説を SNS 等にアップする。 **ポイント2** 

④ テキストアプリ等を終了する。

## C) 啓発すべき内容

## ポイント1:ペンタブ等を使いイラストを描く(編集する)。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 以前はイラスト・画像ツールといえば高価なものが多数でしたが、現在は無料のアプリからプロ 用のソフトまで、多くのアプリやソフトが提供され、それぞれにできることは様々です。また、 リアルなイラストと同じように、専用のペンを使いタブレットにイラストを描くペンタブレッ ト等も販売されています。
- ・ 色塗りではみ出してしまった場合や線を間違えて描いてしまった場合も、デジタルのイラストであれば、すぐに間違える前の状態に戻れるといったメリットがあります。それ以外にも、小さく細かい絵を描く場合に拡大して描くことができたり、レイヤー(イラストや画像の層)を使って効率的にイラストを描くことができたりと、デジタルでイラストを描くことには様々なメリットがあります。
- ・ 他人が作成したイラストや画像等の素材を加工したり、いくつかの素材を組み合わせて利用したりする際には、素材を提供する Web サイト等に記載されている利用規約や著作権の取り扱いをよく読み、ルールに沿って素材を利用しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

#### ポイント2:描いたイラスト/制作した音楽/作成した小説を SNS 等にアップする。

- ・ 自分が制作した作品(イラストや音楽、小説等)を公開するための SNS が数多く提供されています。サービスごとにジャンルや特定の年齢層向けのものといった区別もあるため、自分の表現したいものに近いサービスを選択し、公開しましょう。なお、各サービスを利用する前に、利用規約等で投稿するサービスの表現に関するルール(性的、暴力、自殺、犯罪、社会通念上認められないものは NG等)や禁止事項、自分の投稿した作品の著作権の取り扱い(無償・有償、作品の権利の取り扱い)などについて事前に確認しましょう。
- ・ ネットで提供されているフリー素材を利用した場合は、フリー素材を提供している Web サイト に記載されている利用規約や利用条件について必ず確認を行い、著作権や肖像権を侵害しない ように気を付けましょう。また、個人利用では OK であっても商用利用では NG またはライセンス契約が必要、あるいは提供元を記載することが必要なフリー素材もありますので注意しま

しょう。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのように、フリー素材にマークが付与され、どのように利用してよいのか分かる素材もありますので、ルールを守って正しく素材を使いましょう。

- ・ 楽曲の著作権は著作権管理団体(JASRAC 等)に管理されており、無断で音源を使用、演奏等をすると、権利者の著作権の侵害にあたり法的処置を受ける可能性があります。他人の楽曲を利用する場合や、既存の音楽をカバー演奏する場合、営利を目的としない無料での演奏は認めているが公衆送信では NG といったケースもあり、また、サービスによっては包括契約により一部の楽曲の利用が認められているケースもありますので、サービスの利用規約等をよく確認し、必要に応じて権利者の許諾を取りましょう。また、既存の CD 等の音源については、別途、レコード製作者の許諾が必要(著作隣接権)ですので、許諾を取ってから利用しましょう。著作権フリーとして音源の利用を認めている場合等もありますが、配信している Web サイトの規約等をよく確認し、許可された範囲で利用するようにしましょう。
- ・ 他人が発表した作品や表現を元にして、新たに作品を書くことを二次創作といいます。二次創作 の作品は、しばしば著作権侵害の問題を起こします。現在は、ガイドラインを設けて二次創作か つ非営利な活動を許可している作品もありますので、二次創作を行う場合は、そのようなガイド ラインや作品をきちんと確認するようにしましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 9. 著作権侵害
- インシデント項目 10. 肖像権侵害
- ・ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ

## 【主な関係法令】

- 憲法
  - ▶ 幸福追求権(13条) ※肖像権(人の顔や全身などの姿を勝手に撮影されない、または撮影されたものを公開されない権利。肖像権には人格権の一部としての肖像権と財産権の一部としての肖像権がある)の根拠条文
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
- 著作権法
  - ▶ 著作権侵害
    - ◆ (119条1項:著作権、出版権、著作隣接権の侵害):10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
    - ◆ (119条2項:著作者人格権、実演家人格権の侵害等):5年以下の懲役又は500万円 以下の罰金

## ポイント3:音楽を作る(編集する)。

- ・ PC 等を使用して音楽を作成したり編集したりすることを DTM (Desktop Music:デスクトップミュージック)と呼びます。かつての音楽制作は、高額な楽器や機材などを必要としましたが、現在は音楽を手軽に作成できるスマホアプリ等が登場し、気軽に音楽制作をはじめることができます。フリーのアプリやソフトも数多く提供されていますが、フリーのアプリを利用する際は検索してその評価等を参考にしてみましょう。
- ・ 近年登場した「サンプリング・ミュージック」は、他人の楽曲のフレーズや音の一部を取り込んで自身の楽曲を制作する「サンプリング」という手法で制作された楽曲です。利用規約に則って著作権フリーの音源素材を利用することで、著作権を意識せずに制作することもできますが、他人の曲を取り入れる際には元の楽曲の権利者(著作者、演奏者、レコード会社等)と権利関係を調整したり、許諾を得たりする必要があることに十分留意しましょう。
- ・ 近年はAIを使った作曲サービスも提供されており、作曲に必要な知識を持たないユーザーでも、AIを使って曲を自動生成できるようなサービスもあります。個人利用であれば無料で利用できるものもありますが、用途によっては有料になるなどの条件が示されている場合もありますので、事前に利用規約を確認しましょう。

# 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

# ポイント4:小説を書く(編集する)。

## 【啓発の具体的な内容】

- ・ スマホを使った文字入力は PC に比べて画面が小さいため、入力作業には適さないと思われが ちですが、外出先等で思いついたアイデアや下書きを記録するのに、スマホのテキストアプリが 役立ちます。スマホと PC の双方でデータを同期し、外出先・自宅を問わずに執筆を行うことが できるアプリ等もありますので、上手に活用しましょう。
- ・ テキストアプリ (エディタ) の機能には、単なる文字の入力だけでなく、文章を書く人に向けて 様々なサポート機能が搭載されているものもあります。創作活動をより効率よく進めるために それらの機能も活用しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

遊項 ぶ目

### D) 参考事例

- ・ 子供向けゲームのキャラクターが登場する成人向けの同人誌を通販で購入した未成年者の保護者がゲームメーカーに通報し、その後ゲーム制作会社が著作権法違反として被害届を提出したことにより、同人誌の作者が著作権法違反で逮捕された。(1999年)
- ・ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは(【Creative Commons JAPAN】https://creative commons.jp/licenses/)
- · 著作権関係団体一覧(【文化庁】https://pf.bunka.go.jp/chosaku/1tyosaku/kyouiku/sidoujireis hu/dantai.html)
- みんなのための著作権教室 KIDS CRIC (【公益社団法人著作権情報センター】http://kids.cri c.or.jp/index.html)
- ジャスラの音楽著作権レポート (JASRAC PARK) (【一般社団法人日本音楽著作権協会 JAS RAC】 https://www.jasrac.or.jp/park/)
- ・ ネットワークサービスにおける任天堂の著作物の利用に関するガイドライン(【Nintendo】htt ps://www.nintendo.co.jp/networkservice\_guideline/ja/index.html)

# 4-4. 学ぶ・働く

ICT や情報メディア等を活用した学習や仕事のやり方について記載しています。ICT メディアや情報を活用して、学習や業務の効率を上げるための考え方等を知ることができます。

- 項目 12. オンライン学習をする
- 項目 13. プログラミングをする
- 項目 14. テレワークをする
- 項目 15. 業務アプリ(文書作成、表計算、プレゼンテーション支援等)を使う
- 項目 16. グループウェアを利用する

## ■ 項目 12. オンライン学習をする

## A) 概要

PC やスマホを活用して、場所や時間にとらわれずに学習すること。離れた場所にいる教員と生徒がオンラインツールやアプリによってつながり、リアルタイム(双方向)で学習したり、生徒同士でグループワークを行ったりすることができます。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

① オンライン学習の準備をする。

ポイント1

② オンライン学習を始める。

ポイント2

③ オンライン学習を終了する。

ポイント3

④ 課題に取り組む・提出する。

ポイント4

#### C) 啓発すべき内容

# ポイント1:オンライン学習の準備をする。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ オンライン学習のためのツールやアプリは学校や塾、予備校によって異なるので、推奨している ものを確認し、自宅の PC やスマホに必要なツールを事前に準備しましょう。
- ・ 学校や塾、予備校等によっては、PCやWi-Fiルーター等、オンライン学習に必要な機器を貸し出してくれる場合もあるので、確認・相談してみましょう。オンライン学習を始める前に、セキュリティアップデート等を実施して、ウイルス対策を行っておきましょう。自分では分からないときは学校や塾、予備校の先生に聞きましょう。また、貸与された機器を利用する場合は、破損等にも十分注意しましょう。

# 【関連するインシデント (「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 27. ウイルス (マルウェア) 感染
- · インシデント項目 29. OS やアプリの未更新
- ・ インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い
- インシデント項目 31. 機器の紛失・破損

# 【主な関係法令】

民法

#### ▶ 損害賠償請求 (709条)

#### ポイント2:オンライン学習を始める。

## 【啓発の具体的な内容】

- ・ オンライン学習の方法には主に下記の 2 つのタイプがあり、それぞれにメリット・デメリット があります。
  - ▶ 「双方向型」の学習は、オンラインツールやアプリ等を使って、つながった者同士がお互いに会話やチャットを利用しながら双方向で学ぶ方法です。映像と音声を組合せて使うことで、実際の教室で学習しているように、学ぶことができます。お互いの学習をスムーズに進めるため、場合によってはホスト(オンライン学習を準備したり実施したりする教員等)の指示に従ってカメラを「オフ」にしたり、マイクを「ミュート」にしたりするなどの対応が必要になります。また、オンラインツールやアプリの使い方に事前に慣れておくことで、スムーズに学習に参加できるようになります。
  - ▶ 「オンデマンド型」の学習は、学習内容が前もって録画されたものを視聴して学ぶ方法です。時間に縛られず、いつでも、どこでも学習することができます。リアルタイムで疑問や質問を双方向でやりとりすることはできませんが、自分のペースに合わせて学習することができます。
- ・ オンライン学習を始める前に、マニュアル等でオンラインツールの操作方法等を確認し、併せて「カメラ」、「マイク」、「スピーカー」、「チャット」、「資料の共有」等を正しく使えるように準備をしておきましょう。
- ・ PC、スマホのトラブルや通信障害などで授業が受けられない場合に備えて、連絡先や問合せ先を事前に確認しておき、状況を報告できるようにしておきましょう。
- ・ 双方向型の学習では、カメラからの映像を映すことがあります。画面の背景にプライベートな情報が映し出されないよう、必要に応じて座席を移動するか、バーチャル背景を活用して、不要な情報を写さないようにしましょう。また、最低限の身だしなみは整えて参加しましょう。
- ・ 画面を共有する場合、デスクトップに学習内容と無関係のファイルが開かれた状態になっていたり、置いてあったりすると、不要な情報まで共有されてしまう事があります。誤って共有されないよう不要なファイルは閉じておくなど、画面共有を行う際は気を付けましょう。
- ・ チャット機能を利用する場合、誤ってデスクトップ上のファイルがドラッグ&ドロップで添付されてしまい、送信確認もなく参加者に共有されてしまうようなツールもありますので、個人情報や機密情報を含むファイルはデスクトップに置いておかないようにするなど、誤送信が起きないように十分注意しましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

# 【主な関係法令】

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

# ポイント3:オンライン学習を終了する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ オンライン学習が終わったら必ず「退出」をして、オンラインツールやアプリを終了しましょう。 特に双方向型の学習において、明示的に「退出」しないままにしておくと、カメラやマイクが有効な状態のまま残り、参加者に不要な映像や音声を視聴されてしまう可能性がありますので気を付けましょう。
- ・ オンライン学習では、教室移動や休憩等の行動の切り替えがないことから、運動不足や上手に気持ちの切り替えを行えないと感じるケースも見受けられます。意図的に運動(ストレッチ等)や深呼吸等の気分転換を取り入れ、心身の区切りをつけるように工夫しましょう。また、画面を見続ける時間も多くなりますので、眼精疲労にも注意しましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

#### 【主な関係法令】

- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求(709条)

## ポイント4:課題に取り組む・提出する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 課題の提出にクラウドサービス (クラウドコンピューティングソリューション) を使う場合は、 事前に動作を確認しておきましょう。万が一、ログインや操作が行えない場合は、学校や塾、予 備校の教員に連絡しましょう。
- ・ 課題の提出期限直前は、システムが混み合い、課題提出(アップロード)に時間がかかることが ありますので、余裕をもって提出するように心がけましょう。
- ・ メールを利用して学校や塾、予備校の教員に連絡や報告をする場合は、メールの文章が正しく相手に伝わる内容となるよう、書き方にも注意しましょう(「項目 1. 電子メール(E-mail)を受け取る・送る」を参照)。
- ・ 博物館や学術系の施設では、オンライン学習を充実させるための情報やコンテンツを掲載している Web サイトもありますので、上手に活用しましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

・なし

## 【主な関係法令】

・ なし

#### D) 参考事例

- 文部科学省のガイドライン
  - ▶ 初中教育ニュース(初等中等教育局メールマガジン)第381号(令和2年3月27日):
     『【特別寄稿】Zoom を使ったオンライン授業(1)』(【文部科学省】https://www.mext.go.jp/magazine/backnumber/1422844\_00014.htm)
  - 初中教育ニュース(初等中等教育局メールマガジン)第382号(令和2年4月10日):
     『【特別寄稿】Zoom を使ったオンライン授業(2)』(【文部科学省】https://www.mext.go.jp/magazine/backnumber/1422844\_00015.htm)
  - ▶ 子供の学び応援コンテンツリンク集(令和2年5月8日時点)(【文部科学省】https://www.mext.go.jp/a\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\_00460.html)
- 大学・学校のオンライン授業ガイドライン等
  - ➤ Teaching Online | CONNECT (【京都大学高等教育研究開発推進センター】https://www.highedu.kyoto-u.ac.jp/connect/teachingonline/)
  - ▶ 専修大学情報科学研究所 » Blog Archive » 「大学のオンライン授業を展開するための簡易ガイド」を公開しました(【専修大学情報科学研究所】http://senshu-iis.jp/?p=1102)

## ■ 項目 13. プログラミングをする

## A) 概要

PC やスマホに実行させたい動作や機能等を、プログラムとして書き出すこと。プログラム専用の言語(プログラミング言語)を使用して、PC やスマホに指示を出すプログラムを作成できます。プログラミングにより、作業の自動化、高速化、正確性の向上が見込まれます。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① プログラミング環境を用意する。
  - (1) 目標を設定する。 **ポイント1**
  - (2) 学習する言語や開発ツールを決める。 ポイント2
  - (3) 情報収集をする。 ポイント 3
  - (4) 開発環境、使用するソフトウェアをインストールする。 ポイント4
- ② プログラミングを行う。 **ポイント5**
- ③ プログラムを実行する。 ポイント6
- ④ (必要に応じ) アプリ等を公開する。 ポイント7
- ⑤ プログラミングを終了する。
- C) 啓発すべき内容

# ポイント1:目標を設定する。

- ・ 小中高等学校におけるプログラミング教育の目的は、授業で児童、生徒にプログラムで意図した 動作を実行させる体験を通して論理的な思考を育むことであり、児童、生徒自身が身近な問題の 解決に主体的に取り組めるようになることを目指しています。また、中学・高等学校に進むと、 より技術的な面にも重きが置かれ、情報技術を学ぶことや情報を活用する能力を身に付けるこ とが目的となっています。
- プログラミングにより、思うように情報機器等を動作させるためには、一からプログラミング言

語を習得し、プログラムを書き、それを実行できるようになるなど多くの知識や経験が必要です。プログラミングということだけで難しく考えてしまい、諦めてしまう人がいるかもしれません。しかし、プログラミングには、プログラミング言語を描かなくてもビジュアル的に組み立てて実行できるものがあり、また、初心者向けに様々な書籍やネットの情報、ツール等が溢れています。まずは小さな目標を設定し、自分だけではプログラムの学習が難しいと感じた場合には、これらの情報を活用し、プログラミングを学んでみましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・ なし

## ポイント2:学習する言語や開発ツールを決める。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ プログラミング言語には、Web サイトの作成に使用する言語 (HTML 等)、アプリやゲームの 開発に使われる言語 (Ruby 等)、AI の開発に使われる言語 (Python 等) といった、様々な種類 の言語があります。目的に応じてプログラミングで使用する言語を選択しましょう。
- ・ プログラムには、有償でプログラミングの開発環境等が提供されているものの他に、オープンソースのように無償で開発環境やソースコードが提供されているものがあります。オープンソースの中には、提供元のサポートが受けられない、モジュールに脆弱性がある、提供元に悪意があり情報を窃取するなどといった可能性がありますが、無償のため手軽に始められることができます。ライセンス契約に記載されている使用条件も確認し、必要に応じてオープンソースも活用しましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

・ インシデント項目 9. 著作権侵害

## 【主な関係法令】

- \* 著作権法
- 知的財産基本法

#### ポイント3:情報収集をする。

- プログラミングに関する情報収集を行うには、以下のような方法があります。プログラミングについて学んだり、困ったりしたときの参考になります。
  - ▶ 書籍を購入する、借りる。
  - ▶ プログラムの入門書から応用向けのものまで様々な書籍が出版されています。自分のレベ

ルに合わせ、書籍を購入したり、図書館等で借りたりしましょう。入門書は、プログラミングに必要となる環境の構築や、プログラミングの書き方、実行方法等、様々なことが網羅されています。多くの書籍が出回っているプログラム言語もありますので、必要に応じて、ネット上で検索をして調べたり、下記で記載する開発者の交流サイトで質問したりして、自分の目的やレベルにあった書籍を選択しましょう。Web サイトを閲覧する。

- ◆ プログラミングに関する様々な情報(言語の説明や特徴、開発の仕方等)がネット上に は溢れています。まずは何か知りたい場合は、ネットで情報を探してみましょう。
- ◆ プログラミング言語の公式サイト等では、アップデート情報の他、様々な情報が配信されています。 定期的に最新の情報を確認しましょう。
- ◆ 技術系のブログ (個人や企業) 等では、技術だけでなく、開発者独自の観点で記載されているものがあり、多くの事を学ぶきっかけになることがあります。RSS リーダー (登録したブログのタイトルや記事本文などの情報を読み取り、最新記事の一覧を取得する機能)を活用し、最新記事を集めてみましょう。
- ▶ 開発者向けの交流サイトや SNS に参加する。
  - ◆ 開発者同士の交流サイトや SNS のコミュニティに参加して、同じプログラミング言語で開発する仲間同士で情報交換や開発に関する質問を行うことができます。交流サイトの過去ログから解決のヒントを得られる場合もあり、また、開発者同士で意見交換等を行うことで開発への意欲を高めることもできます。開発の環境により不具合の出方も変わる場合がありますので、交流サイト等で質問をする場合は、自分の環境や実行した手順、ツールのバージョン等を正しく伝えるようにしましょう。事前に交流サイトやSNS の利用規約や投稿ルール等について確認することも大切です。
- 講座・勉強会等に申し込む。
  - ◆ 講座や勉強会等は、プログラムを基礎から体系立てて学ぶには良い方法です。開催される場所や時間が決まっている講座以外にも、動画配信ツールを利用したオンラインの講座もあります。オンライン講座は、場所や時間に縛られず、空き時間で学べる講座もありますので、上手に活用しましょう。
  - ◆ 講座や勉強会の中には無償で受講できるものや、有償の講座の一部を無償で体験できるようなものあるので、色々と探して調べてみましょう。
  - ◆ 講座や勉強会等で注意すべき点として、近年、開催者がプログラミング初心者向けの勉強会と称して人を集め、悪徳な商法の勧誘の場として利用されている事例が報告されています。ネットで講師や講座の内容の評判を確認するなど、事前に調べておきましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- インシデント項目 36. 情報商材

### 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 詐欺罪 (246条): 10年以下の懲役

# ポイント4: 開発環境、使用するソフトウェアをインストールする。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ プログラミング開発で使用するソフトウェアには、アプリを動かす OS や OS のバージョン毎 に、使える機能等が異なる場合があります。プログラム言語と併せて、アプリを提供する OS やの OS バージョンについても事前に決めて、開発環境を準備しましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・なし

#### 【主な関係法令】

・ なし

### ポイント5:プログラミングを行う。

## 【啓発の具体的な内容】

- ・ 他人のプログラムコードや、書籍のサンプル等を参考にする場合には、著作権に注意しましょう。プログラムの具体的な記述の創作性については、著作権法上で保護されています。プログラムのソースコードも他人の著作物であることを認識し、公開者が利用範囲を取り決めている場合は、許可された範囲内でソースコードを利用するようにしましょう。
- ・ プログラムを悪用するような行為(チート行為、ウイルス(マルウェア)の作成等)は違法となるため、絶対にしないようにしましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 18. チート行為
- インシデント項目 26. ウイルス (マルウェア) 作成・提供・保管

## 【主な関係法令】

- 著作権法
- 刑法
  - ▶ 電子計算機損壊等業務妨害罪(234条の2):5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - 電子計算機使用詐欺罪(246条の2):10年以下の懲役
  - ➤ 電磁的記録不正作出・供用罪(161条の2):5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ▶ 不正指令電磁的記録に関する罪 (刑法 168 条の 2 及び 3)
    - ◆ ウイルスの作成・提供罪:3年以下の調整又は50万円以下の罰金
- 民法

#### ▶ 損害賠償請求 (709条)

#### ポイント6:プログラムを実行する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ プログラムを実行する前に、プログラムに問題がないかテストをしましょう。本来であればどういう動きをすれば正しい動きなのか、また、本来と違う操作をした場合に正しくプログラムが終了するのかについても確認しましょう。テストをすることで、プログラムの不具合を事前に見付け、修正することが可能になります。
- ・ オンライン上で動くプログラムは、公開の場でテストを行うと、万が一の場合、大きなトラブル を生じることになったり、事件に発展したりします。テスト環境を構築して、その中でプログラ ムを実行し、テストするようにしましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・なし

# 【主な関係法令】

なし

## ポイント7:(必要に応じ)アプリ等を公開する。

## 【啓発の具体的な内容】

- アプリ等を公開する前にバグ等の不具合がないか、また、セキュリティ上の脆弱性がないか、事前にチェックしましょう。プログラムが改ざんされるような脆弱性が見つかった場合、作成したプログラムそのものがマルウェアと同じような動作をしてしまう場合もありますので、十分に留意しましょう。
- ・ 自分が作成したアプリ等を公式アプリストアや、フリーソフトの配信サイトに公開した場合、ユーザーからのコメントを通して要望やクレームが挙げられることがあります。利用を継続できないような不具合が見つかった場合は公開を取り下げる、または改善の要望に応える等、できる範囲での対応について準備しておきましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 27. ウイルス (マルウェア) 感染
- インシデント項目 26. ウイルス (マルウェア) 作成・提供・保管

## 【主な関係法令】

- 刑法
  - ➤ 不正指令電磁的記録に関する罪 (刑法 168 条の 2 及び 3) ◆ ウイルスの作成・提供罪: 3 年以下の調整又は 50 万円以下の罰金
- 民法

## ▶ 損害賠償請求 (709条)

## D) 参考事例

- ・ 情報教育の推進(【文部科学省】https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369 613.htm)
- ・ プログラミング教育(【文部科学省】https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/zyouhou/detail/1 375607.htm)
- ・ 小学校プログラミング教育の手引(【文部科学省】https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/zyo uhou/detail/1403162.htm)
- ・ 著作物にはどんな種類がある? | 著作権って何? | 著作権 Q&A (【公益社団法人著作権情報センター CRIC】 https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html)
- ・ プログラミング初心者向けの無料セミナーで、参加者が講師からマルチ商法に勧誘されるケースが SNS などで報告され、一時期多くの技術ブログや SNS で注意喚起の記事が公開された。 (2019 年)

#### ■ 項目 14. テレワークをする

#### A) 概要

ICT を活用して、場所や時間にとらわれずに仕事をすること。電話やメール以外にも、チャットやオンライン会議システムを利用して、連絡を行ったり、情報を共有したりする方法があります。 従来のオフィス勤務では、従業員の勤務する場所や時間が決められていましたが、今後、多様な働き方が浸透する中で、働き方の一つとして普及することが見込まれています。また、働き方改革の推進により、大学等でもテレワークが推奨されています。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① テレワーク環境を準備する。 ポイント1
- ② テレワークをする。
  - (1) 自宅でテレワークをする。 ポイント2
  - (2) 公共の場所(外出先やカフェ等)でテレワークをする。 ポイント3
- ③ テレワークを終了する。
- C) 啓発すべき内容

# ポイント1:テレワーク環境を準備する。

- 運用ルールについて
  - ▶ 自社のテレワークに関する社内規程を読み、社内ルールを理解しましょう。テレワークを導入済みの企業でも、テレワーク利用者を取り巻く社会状況は日々変化しているため、今後も定期的なルール改正が行われる可能性があります。
  - ▶ 既にテレワークを導入済みの企業でも、時間や環境の変化にともない、ルールの追加や改正が必要になります。テレワークでは会社の情報資産を社外に持ち出す、または社外から使うという自覚を持ち、ルールを守っているか、現在のルールに当てはまらない状況が発生していないかについて定期的な見直しを行いましょう。総務省が公開している「テレワークセキュリティガイドライン(4.参考事例を参照)」では、経営層・システム管理者・テレワーク勤務者が注意すべきポイントが網羅されているため、会社の運用ルールを策定する際の参考になります。

- ▶ 私物の端末を業務に利用する場合、セキュリティ対策が不十分な端末は情報漏えいのリスクがあります。会社が私物の端末利用を許可していない場合は利用しないようにし、許可されている場合も会社の利用ルールを確認し、十分なセキュリティ対策を行ってから利用するようにしましょう。
- コミュニケーションについて
  - ▶ オフィス勤務と違い、テレワークでは近くの同僚と気軽な雑談や、そこから得られる情報や 話題の発展の機会が失われてしまう点が課題となっています。テレワークであってもオン ラインで仕事仲間と話す機会を意識的に設け、リラックスできる場所を作っておくことが 大切です。グループウェア等を活用してコミュニケーションを図りましょう。

#### オンライン会議について

- ▶ テレワークでオンライン会議を行う場合、マイク、カメラ等、テレワークに使う機能が正常に利用できることを事前に確認しましょう。カメラを使う場合、自宅の生活空間が背景に写りこむため、壁などを背景にできる場所を確保する、もしくはバーチャルな背景を設定できるものもあるので、そのような機能も活用しましょう。
- ▶ オンライン会議に出席する際は、映像や音声等の通信で多くの通信パケットを使います。そのため、参加者が多ければ通信量も増え、画像や音声が途切れるなどの状況が発生することがあります。特に、家庭内でオンライン会議を行う場合には、家族のネット利用との兼ね合いなども考えて利用したり、環境に手を加えたりするなどの対策も必要です。司会進行役以外はカメラやマイク機能をオフにし、発言する場合のみオンにするなど、ルールを事前に決めておくと、スムーズな会議進行ができるようになります。
- ▶ オフラインの会議と同様に、オンライン会議での内容を明確にするために、議事録の作成と確認が有効です。
- ▶ オンライン会議の普及が広まりつつある中で、社内の従業員や取引先を騙り、オンライン会議の招待メールを装ってフィッシングメールを送付する事例が報告されています。メールには「会議が始まっているのですぐに来てください」など、参加を焦らせる内容とともに、不正な URL を参加用のリンクと偽ってクリックさせようとします。会議の参加者や時間等を確認し、身に覚えがない場合は破棄する(社内ルールによっては窓口へ通報を行う)ようにしましょう。
- ➤ オンライン会議の URL が漏れることで、見知らぬ人が参加したり、会議を邪魔したりする ことがあります。待合室や控室の設定、参加にはホストの許可を要するなど、安全への配慮 も忘れずに行いましょう。

### 技術対策について

➤ テレワークでは必要に応じ社内外の人と映像等を表示してオンライン会議を行ったり、業務データをクラウドサーバからダウンロードしたりする必要があります。そのような業務を問題なく行うために必要な無線(有線)LANの通信品質を確保する必要があります。自身(会社)が導入するツールの推奨環境を確認し、速度テストサービスの Web サイトなどで自分の端末の速度を計測し、必要な通信速度を満たしているか確認しましょう。ルーターの設定や機器を見直したり、交換したりするだけでも効果をあげることができる場合もあ

ります。

- ▶ OS の機能追加や、見つかった不具合を修正するため、メーカーから定期的に更新プログラムが配信されます。アップデートを行っていない端末はウイルスに感染しやすくなり、脆弱性を抱えた状態になります。ウイルスソフトの定義ファイルは常に最新にしておくようにしましょう。
- ➤ データをバックアップしておくと、データの消失や破損の際に、元の状態に戻せるメリットがあります。ただし、外付けの記憶媒体(USB)等に保存すると、紛失や盗難のおそれがあるため、会社で許可されていない場合には外付けの記憶媒体(USB)等には保存しない、もしくは会社から貸与されている場合はパスワードを付けるなど、保存したメディアは厳重に保管するようにしましょう。バックアップにクラウドサービスを利用する際も、不正アクセスなどで情報漏えいするリスクがあるので、IDやパスワードは厳重に管理しましょう。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい (機密情報・個人情報等)
- インシデント項目 29. OS やアプリの未更新
- インシデント項目 31. 機器の紛失・破損

#### 【主な関係法令】

- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

## ポイント2: 自宅でテレワークをする。

- ・ テレワークでは自宅で業務端末や書類等を保管するため、生活空間との切り離しが難しく、事故 や不注意で端末を破損したり、書類を紛失したりするリスクが会社よりも高くなります。安定し た場所に置く、小さな子供の手が届かない場所に保管するなど、安全な場所で業務利用する端末 や書類を保管するように注意しましょう。
- ・ 会社の情報を自宅で取り扱うという意識を持ち、業務で作成した書類や電子ファイルの保存先 や保管場所に注意しましょう。例えば、会社のサーバやクラウドサービスに保管されている電子 ファイルを操作するために一時的にデスクトップに保管するような場合もありますが、セキュ リティ上、情報が漏れるおそれもありますので、必要がなくなったら削除しておくなどの対応が 必要です。特に電子ファイルの場合、端末内に保管が禁止されているものについては、会社が許 可したクラウドサービスや社内サーバに保管するようにしましょう。紙の書類の場合、誤って廃 乗したり、部外者(家族を含む)に重要情報を見られたりすることがないよう、保管場所を決め ておきましょう。
- ・ 自宅のソファーや、ダイニングの椅子は長時間の業務に適さない場合があり、テレワークでは身体に負担をかけてしまう場合があります。テレワーク用の机や椅子を用意し負荷の軽減を行ったり、定期的に目や心身の休憩を意識的にとったりするなどの工夫し、快適な勤務が行えるよう

に準備しましょう。

【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】インシデント項目25.フィッシング

- ・ インシデント項目 27. ウイルス(マルウェア)感染
- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい (機密情報・個人情報等)

#### 【主な関係法令】

- 個人情報保護法
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

# ポイント3:公共の場所(外出先やカフェ等)でテレワークをする。

- ・ 地下鉄や空港等の公共機関や、飲食店などで利用できる公衆無線 LAN は、端末をつないで外出 先から業務を行える利便性の高さから、仕事でも利用されるケースが見うけられますが、十分な セキュリティ対策が施されていない公衆無線 LAN は通信内容を盗聴されるなどの情報漏えい につながることがあります。公共の場所での業務は、あらかじめサーバ等から必要な電子ファイ ルをダウンロードしておきオフラインで対応できる作業に切り替え、メール等は会社支給のス マホや Wi-Fi ルーターのモバイル通信を利用するなど、安全な環境で通信を行うようにしまし よう。
- ・ 一部のスマホでは、接続したことがある無線 LAN のスポットに、自動接続するように初期設定 されていることがあります。今までに利用したセキュリティレベルの低い公衆無線 LAN を無意 識に使い、重要情報をやり取りしてしまう危険性があるため、外出先では Wi-Fi の利用をオフ にするか、会社から貸与されているスマホは特定の無線 LAN に自動接続を行わないようにオフ にするなどして、安全にインターネットを利用しましょう。
- ・ Windows や Mac の PC では、同じネットワーク上の複数の PC でファイルやフォルダを共有 する機能を備えています。ファイルやフォルダが共有された状態で公衆無線 LAN に接続する と、同じアクセスポイントに接続する第三者から共有フォルダの中を見られたり、不正なファイ ルを入れられたりする可能性があります。他のユーザーから共有ファイルやフォルダをのぞき 見られないように、事前に PC の設定を変更しておきましょう(関連:項目 12. Wi-Fi を利用 する)。
- ・ 第三者と場所を共有する環境で業務を行う場合、PC 画面ののぞき見や盗難に注意しましょう。 のぞき見を防ぐためにスクリーンセイバーを利用したり、離席中に盗難被害に遭わないように 離席の際は PC 等の端末は肌身離さず持ち運ぶようにしたりするようしましょう。
- ・ 公共の場でのオンライン会議や電話の会話は音声が第三者に聞かれることがないよう、イヤホンを使い、発言は音声ではなく文字入力(チャット)で対応するなど、第三者に業務内容を聞かれることがないように気を付けましょう(「項目 4. オンライン通話をする」を参照)。
- 通勤の混雑等を避けて、自宅から近い場所で業務を行うことを目的として、数年前から、「シェ

アオフィス」や「サテライトオフィス」といった名称で、業務スペースをレンタルするサービスが展開されています。企業によっては、社宅の集会場をテレワーク用に活用したり、カラオケボックスなどを借り上げたりする例もあるようです。必要に応じ、そのような施設も利用しましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい (機密情報・個人情報等)
- インシデント項目 31. 機器の紛失・破損

### 【主な関係法令】

- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

### D) 参考事例

- 気を付けたい、テレワーク時のセキュリティ7つの落とし穴 | セキュリティ対策のラック
   (【株式会社ラック】https://www.lac.co.jp/lacwatch/service/20200318 002153.html)
- ガイドブック | テレワーク情報サイト(【総務省】https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/telework/furusato-telework/guidebook/index.html)
- ・ テレワークのガイド、ガイドライン、事例等(【一般社団法人日本テレワーク協会】https://japan-telework.or.jp/tw about-2/guide/)
- テレワークで使用が増えたツールに便乗する攻撃(【トレンドマイクロ セキュリティブログ (2020年6月9日)】https://blog.trendmicro.co.jp/archives/25129)
- ・ 緊急事態宣言解除後のセキュリティ・チェックリスト(【特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会】https://www.jnsa.org/telework\_support/telework\_security/index.htm 1)
- ポジシェア | やってみよう・教えよう 疲れやストレスと前向きにつきあうコツ | こころの耳 (【厚生労働省】https://kokoro.mhlw.go.jp/ps/)
- ワーケーションは従業員の生産性と心身の健康の向上に寄与する ~ワーケーションの効果検証を目的とした実証実験を実施(【NTTデータ経営研究所(https://www.nttdata-strategy.com/)】
   https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/200727.html)

## ■ 項目 15. 業務アプリ(文書作成、表計算、プレゼンテーション支援等)を使う

## A) 概要

PC やタブレット、スマホ向けに提供されている業務アプリを利用して資料を作成したり、プレゼンテーションをしたりすること。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① 業務アプリ(文書作成、表計算等)を起動する。ポイント1
- ② データ (テキスト、数値等) の入力を行う。 ポイント2
- ③ ファイルを保存する。 ポイント3
- ④ ファイルを共有する。ポイント4
- ⑤ 業務アプリ(文書作成、表計算等)を終了する。

## C) 啓発すべき内容

## ポイント1:業務アプリ(文書作成、表計算等)を起動する。

- ・ 業務アプリ(ここでいうアプリとはアプリケーションソフトウェアを指し、文書作成や表計算、 プレゼンテーション支援等の目的に応じて作られたソフトウェアを指す。)には文書作成、表計 算、プレゼンテーション支援ツールなど、様々なアプリがあります。一部の業務アプリは、スマ ホやタブレット版も提供されているので、普段持ち運ぶスマホ等にアプリをインストールする ことで、外出先でもファイルの閲覧や編集を行うことができます。PC版に比べて使いやすさの 面で制限がある場合もありますが、場所にとらわれず確認や作業ができるメリットを生かし、必 要に応じてスマホ等のアプリも活用しましょう。
- ・ プレゼンテーション支援ツールは、業務等でプレゼンをするためのスライドを作成するものですが、様々なユーザーが自分の作成したプレゼン資料を共有し、公開している Web サイトやアプリ等のサービスがあります。内容も自社の研修資料から、個人の趣味の紹介まで多岐にわたっています。プレゼン資料の作成に困ったら、そのようなサービスで他の人が作ったプレゼン資料を参考に、ストーリー構成や効果的なレイアウトの配置、適度にアニメーション等も加えるなどの工夫を凝らし、プレゼン資料の品質を上げるための参考として活用しましょう。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

### ポイント2:データ(テキスト、数値等)の入力を行う。

### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 文書内で顧客の個人情報を扱う際は、情報の公開範囲やメールの宛先に十分に気を付けましょう。特に特定個人情報等の重要情報は、厳密な管理が求められるため、一般的な業務アプリで管理することは避け、専用の作業端末を使用する等、作業場所や保管場所等についても厳密に規定を設け、管理ルールを関係者と共有しましょう。
- ・ 文書作成アプリでは、変更履歴を残し、変更点を比較するなどして、差分をチェックできるもの があります。また、コメントを付記して、他のメンバーにコメントを残すこともできます。文章 の構成作業等に役立つので、上手に活用しましょう。
- ・ 表計算アプリで重要なデータを扱う場合は誤操作や計算ミスを防ぐため、用意されている関数 やマクロの機能を活用しましょう。大量のデータを自動計算し、手作業のミスを防ぐことができ ます。これらの機能を活用することで時間の短縮や品質向上に役立てることができます。
- 複数人で同時に同じファイルを編集する場合は、以下のような点に気を付けましょう。
  - 変更履歴やコメント機能等を活用し、編集を行った記録を残す。
  - > ファイル名に日付や通し番号を付け、世代管理を行う。クラウド等のサービスによっては、 ファイルの世代管理をサービスの機能として提供しているものもある。
  - ▶ ファイルに権限を付与し、編集を行えるメンバーや閲覧のみ行えるメンバーを分けて管理する。
  - ▶ ファイル編集の運用ルールを定め(例:ファイルを編集する場合はクラウドやサーバ上のファイルロックをかけ、他のユーザーが編集できないようにする等)、ルールに沿って編集を行う。
- ・ 翻訳機能を用いる場合は、その正確性をチェックする必要があります。AI による翻訳機能とはいえ、人間による確認訂正なしに正式な文章として使用できる能力は、現状ではありません。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

## 【主な関係法令】

- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
  - ▶ 命令違反 (84条):6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

## ポイント3:ファイルを保存する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 業務アプリで作成したファイルは、作成者の氏名や会社名等がプロパティ(ファイルの属性情報)に保存されます。プロパティの情報はファイルを複製しても引き継がれ、張り付けた画像等にも提供元の情報がついている場合があるため注意が必要です。過去のプロパティの情報が残ったまま、別の取引先等に送付すると、明かしてはいけない不要な情報が流出するような可能性がありますので、ファイルの保存時にプロパティの情報についてもきちんと確認するようにしましょう。
- ・ 業務アプリの中には、変更履歴や非表示にした情報、個人情報等をチェックし削除してくれる機能があります。取引先に提供するようなファイルについては、そのような機能を使って事前に確認し、不要な情報を削除しましょう。
- 資料を作成した後、ファイルを保存する前に以下のような点をチェックしましょう。
  - ▶ 作成した資料の見直し、推敲。
  - ▶ 不要な変更履歴やコメントが残ったままになっていないか。
  - ▶ インデント等の体裁にずれがないか。
  - ▶ ヘッダー・フッター等に、情報を入力する必要があるか(タイトルやページ数、機密情報であればその旨の記載等)
  - ▶ 印刷レイアウトに崩れがないか(印刷プレビューでの確認等)。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

## 【主な関係法令】

- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

### ポイント4:ファイルを共有する。

- ・ 業務アプリで編集したファイルをクラウドサービスにアップロードして、他のユーザーとファイルを共有することもできます。クラウドサービスを利用することで、ファイルを自動でバックアップできたり、インターネットを使える環境でならどこでもアクセスできたりするなど、様々な機能、利点があります。スマホに対応しているクラウドサービスであれば、専用のアプリ等からファイルを参照し、簡単な編集を行え、業務を効率化することもできます。
- ・ クラウドは様々な企業で導入が進んでいますが、社内の機密情報を外部のサービスに保管する ことから、使用を禁止している企業もあります。社内情報資産のルールを確認し、業務文書は会 社が許可している環境(社内共有サーバ等)に保存するようにしましょう。
- 作成したファイルを共有サーバやクラウドサービス上で共有する場合には適切な公開範囲を設

定しましょう。見る必要のないメンバーが閲覧できる状態で公開されると、情報漏えいのリスクが高まります。グループやメンバーをそれぞれ指定し、見るべきメンバーに限定して、ファイルを共有するようにしましょう。

- ・ 自動保存がオンになっているクラウドサービス上の共有ファイルを操作すると、ファイルその ものが書き換わってしまうので、必ずダウンロードしてから操作するようにしましょう。またそ のファイルを保存するときは、上書きしていいのか確認を取り、前のファイルを残す場合は、フ ァイル名を変更し、世代がわかるようにしてから保存しましょう。
- ・ 内容を修正されたくないファイルについては、PDFに変換し、文書の編集を許可しないように することで、内容の上書きや改ざんを防ぐことができます。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

## 【主な関係法令】

- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709条)

#### D) 参考事例

- Microsoft Office ヘルプとトレーニング(Microsoft.com に移動)(【Microsoft】 https://support.office.com/ja-jp/)
- ・ Google スライド・オンラインでプレゼンテーションを作成、編集できる無料サービス(【Google】https://www.google.com/intl/ja\_jp/slides/about/)

## ■ 項目 16. グループウェアを利用する

### A) 概要

友達同士や学校、企業の組織内で、情報やスケジュール等を共有するサービスやアプリを利用すること。電子メールや掲示板(BBS)、ファイル共有、カレンダー機能を有しているグループウェアもあります。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① グループウェアにログインする。 ポイント1
- ② 情報を共有する。 **ポイント2**
- ③ スケジュールを調整する。 ポイント3
- ④ メンバーとチャットをする。 **ポイント4**
- ⑤ グループウェアを終了する。

#### C) 啓発すべき内容

# ポイント1:グループウェアにログインする。

- ・ グループウェアは、オンライン上でグループ内のメンバー同士が情報を共有するためのサービスやシステムのことをいいます。メンバーのスケジュール管理のほか、ファイルの共有や掲示板等、様々な機能が用意されています。
- ・ かつては企業向けに提供されていたグループウェア製品も、時代の変化とともに需要の幅も拡 がり、様々な目的で利用されるようになっています。グループウェアの中には無料で導入できる ものもあり、サークル活動や学校の保護者会、マンションの理事会など、生活圏内のコミュニテ ィの連絡手段として気軽に利用されるようになっています。
- ・ 近年、学校向けのグループウェアでオンライン授業や課題提出を行えるサービスも提供されており、事故や災害等で通学ができない場合や、感染症対策のために休校する場合であっても授業を進められる仕組みとして注目されています。自宅のインターネット環境の違いにより、すべての児童、生徒、学生が同じ環境を利用できないケースもあり、また、職場や学校等でみんながアクセスすることを想定してネットワークが設計されておらず、うまく機能できない場合もあるため、利用環境の格差を改善することが今後の課題となっています。
- ・ 企業向けのグループウェアは、業種や勤務状況により導入率は異なりますが、デスクワーク中心

の職場においては、在宅勤務や遠方のメンバーと仕事をする体制が拡がりを見せる中で、さらに 利用が定着することが予想されます。

- ・ グループウェアに新規で参画するメンバーが利用しやすいよう、初心者向けの情報交換の場所 を設け、利用に慣れてもらうための環境づくりをすることで、よりよいグループウェアの活用が できるようになります。
- ・ グループウェアにログインするためには、他のサービスと同様に ID とパスワードを入力するケースがほとんどです。特に企業や学校のグループウェアの中では、オフィスや学校にいるのと同じように情報のやり取りがされるので、外部にパスワードなどが漏れると、機密情報が搾取されるおそれがあります。 ID とパスワードは大切に管理し、他人に教えないようにしましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 24. 不正アクセス
- インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)
- インシデント項目30. 不十分なID/パスワードの取り扱い

## 【主な関係法令】

- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
  - ▶ 不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)

## ポイント2:情報を共有する。

- ・ グループウェアが普及する以前の業務連絡は、電話、FAX、メール(メーリングリスト)などが使われていました。これらの連絡手段は伝達に手間がかかり情報の管理も煩雑となってしまうため、早く正確な情報を伝えにくかったり、社外の連絡においては誤送信から情報漏えいにつながったりするリスクもありました。しかし、グループウェアで公開する情報は基本的にグループウェア内の公開に限定され、社外に情報が漏えいするリスクを低減することができます。また、グループウェアの様々な機能を活用することで、情報の管理も行うことができます。ただし、文書やファイル等の機密レベルによっては適切な公開範囲を設定し、重要な情報が無関係なメンバーに知られることがないように注意しましょう。
- ・ グループウェアには様々な情報共有機能があるので、伝える情報や目的、それぞれの特徴を生か して利用しましょう。
  - ▶ メッセージ:友人や社内外の人と連絡を取る手段として利用できます。送信した後に修正や 削除ができるものありますが、重要な訂正を行った場合は修正したことを周知しましょう。 また、複数のメンバーが含まれるメッセージでは、メンション機能を使い特定の相手にメッ セージを送ったことを通知する機能等も活用しましょう。
  - ▶ チャット:個人同士や、指定したメンバー同士で簡単なやり取りをすることができます。気

軽に利用できる一方で、古い会話は画面外にどんどんと流れていき、時間の経過とともに過去の会話を閲覧しづらくなります。重要な情報はファイル共有や掲示板機能を利用するなどして見えやすい場所に置いておくなど、他の機能と使い分けましょう。メッセージと同様に、メンション機能で特定の相手にメッセージを強調して伝えることもできます。

- ▶ スケジュール管理:カレンダーを使って、個人やグループの予定を調整できます。時間やメンバーの登録以外にも、施設の予約やメンバー以外に予定を公開するかなどの細かな設定を行えるものもあります。
- ▶ 掲示板:グループウェア内のメンバーに連絡事項を周知します。部門やグループメンバー単位で公開範囲を指定することができるものもあります。OSやソフトウェアの重要なアップデートの対応依頼など、幅広いメンバーに周知する際に活用できます。必要な情報は再掲するなどして、定期的に見えやすい位置に表示させるなどの工夫をしましょう。
- ▶ ファイル共有:友人間や社内業務で共有したいファイルを保管することができます。グループウェア内のメンバーがアクセスしやすいように、ファイルの場所を案内する際はファイルのパスやリンクを引用しましょう。業務マニュアルや申請書類の書式等を決まった場所にファイル共有しておくと、ユーザーは最新版のファイルをダウンロードでき、手続きの周知等も楽になります。共通で利用するものや利用頻度の高いものは共有しておきましょう。
- ▶ 社内設備:グループウェアの中には、企業内にある設備を登録し、予約の管理を行えるものがあります。会議室やプロジェクターなど、企業内で共有して利用する設備について、貸し出し状況や利用可能な時間、空き数等を確認することができます。
- ➤ ワークフロー: 社内事務処理等を紙書類の回覧や印鑑による承認をせず、Web 上で迅速に 承認手続きを進めることができるものもあります。事務手続きの簡略化に役立ちます。
- ・ グループウェアは様々な製品やサービスが提供されており、複数の製品やサービスを目的に応 じて組み合せて利用したり、使い分けて利用したりすることもでき大変便利です。しかし、似た ような機能を持つ製品やサービスを並行して利用するうちに、同じ内容のファイルが別々の場 所で管理されたりするなどの弊害も懸念されます。いくつかの製品やサービスを利用する場合 は、事前にグループウェアの利用ルールやファイル管理の方法等を取り決め、ユーザー間で共有 しておきましょう。
- ・ グループウェアを利用しなくなったメンバーや、企業の人事異動で利用必要がなくなったメンバー、退職者のアカウント等についてはすぐに無効にするか、削除するようにしましょう。利用しなくなったメンバーをいつまでも登録したままにして、グループウェアにログインできる状態が続くと、友人間の秘密の情報や社内の情報が漏えいするリスクが高まります。友人間や社内の情報を保護するためにも、忘れずに対応するようにしましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 24. 不正アクセス
- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)
- · インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い

- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

# ポイント3:スケジュールを調整する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ スケジュール管理機能では、自身の予定を登録するだけでなく、他のメンバーが自分の予定を参照し、空き時間に予定を入れることもあります。予定を登録していないと、予定の入っていない時間は空き時間と認識され、複数の予定が重複してしまうこともあります。こうした状況を防ぐため、常に最新の予定を登録するように心がけましょう。
- ・ 大人数の友達や社外の人とのスケジュール調整では、メール、SNS や電話等を使って調整を行う以外にも、スケジュール調整に特化した Web サイトやアプリ等のサービスを利用する方法があります。サービスによってはユーザー登録やアプリのインストール等が不要なものがありますので、電話やメールを使うよりも調整が容易な場合があります。必要に応じて利用しましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

なし

## ポイント4:メンバーとチャットをする。

- ・ グループウェアのチャットは、個人同士や、利用目的に応じてグループを作成し、その中のメンバーで行うことができます。対面で話すための準備が要らず、メールよりも気軽にコミュニケーションを図ることができるため、業務連絡から雑談まで、幅広く活用することができます。
- ・ チャットで個人情報や機密情報等を取り扱う際は、仲間同士や組織内のグループウェアであっても、情報の取り扱いには注意しましょう。例えば、パスワードをかけたファイルで共有するなど、情報の取り扱い方法を工夫しましょう。
- ・ 文字のみのやり取りは十分なコミュニケーションを図れない可能性があります。人は相手の表情や声からも様々な情報を受け取るので、必要に応じてオンライン通話や電話等、従来の伝達方法と組み合わせてコミュニケーションを図りましょう。
- ・ チャットは場所や時間にとらわれずにメンバーと会話できる一方で、上司が部下に対して業務時間外に連絡や指示を出したり、他の人から見えない環境を利用して相手を攻撃したりするなどのハラスメント行為は問題となります。ハラスメント行為を自分や近しい人が受けた場合は、会話の内容などの事実関係を証拠として記録し、社内の相談窓口に相談するなど、速やかに第三

者の介入を受けるようにしましょう。

# 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント
- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

## 【主な関係法令】

- ・ 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)
- 刑法
  - ▶ 名誉毀損(230条):3円以下の懲役若しくは禁固又は50万円いかの罰金
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
- いじめ防止対策推進法

## D) 参考事例

・ 新人研修の一環として、人事課長が内定学生に対して、内定者用の社内 SNS に毎日の閲覧と 投稿を強要し、度々内定者を激しく非難するハラスメントを SNS 内で繰り返した結果、内定 者の男子大学生が自死に追い込まれたとして、男性の遺族が当時の人事課長や会社に対して責 任を追及し、訴訟に発展した。(2018 年)

# 4-5. 売る・買う

ICT や情報メディア等を活用してモノやサービス、情報を売買する方法について記載しています。また、オンラインで売買を行う場合の注意点についても説明しています。

- 項目 17. ネット通販を利用する
- 項目 18. オンライン売買仲介サービスを利用する
- 項目 19. 電子決済をする
- 項目 20. 暗号資産(仮想通貨)を使う
- 項目 21. インターネット広告を利用する

## ■ 項目 17. ネット通販を利用する

### A) 概要

インターネット上の通信販売を利用すること。インターネット上にあるショッピングモールや店舗(実店舗含む)を介して、様々な商品やサービスを購入することができます。

B) 活用方法と注意のポイント等

### 【活用例】

- ① 通販サイトにアクセスする。 **ポイント1**
- ② 商品を比較・選択する。ポイント2
- ③ 商品を購入する。 **ポイント3**
- ④ 通販サイトを閉じる。

## C) 啓発すべき内容

# ポイント1:通販サイトにアクセスする。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 通販サイトやショッピングモールは、実店舗に出向くことなく商品を購入できる便利な面もありますが、注文したものと異なる商品が届いたり、そもそも商品が届かなかったりするなどの詐欺目的の悪質な通販店舗や個人商店が含まれている場合があります。店舗の口コミや売買実績等を参考にしましょう。
- ・ 通販サイトやショッピングモールでは顧客情報を管理するため、サービス利用時に名前や郵便番号、住所、クレジットカードの情報等のユーザー情報を登録することがほとんどです。IDやPWを盗まれると勝手に商品を購入される危険性もありますので、厳重に管理しましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 25. フィッシング
- ・ インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い

## 【主な関係法令】

- ・ 不正アクセス禁止法 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律)
  - ▶ 不正入力要求 (7条):1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

# ポイント2:商品を比較・選択する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 通販サイトやショッピングモールには多くの店舗が集まっており、検索機能を使うことで店舗 を横断して商品や価格を比較・検索することができるものがあります。
- ・ 多くの通販サイトやショッピングモールには口コミ機能があります。商品を選択する際に、利用者は価格の安さや口コミの評価等を参考にすると思いますが、口コミの中には店舗側でさくら(おとり)を仕込んで、実際よりも高い評価をつけようとしたり、意図的に評価を下げようとしたりするユーザーも存在します。1つの店舗だけでなく、複数の店舗の口コミを比較するなどして、信頼できる店舗の商品を選択するようにしましょう。
- ロコミに限らず、比較サイトや検索サイトでは広告が上位に表示されて、それが見分けにくい場合もあります。慎重に見極めることが必要です。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

### ポイント3:商品を購入する。

- ・ 通販サイトやショッピングモールでも、海賊版の商品が販売されているケースがあります。これらの商品は、定価より非常に安く販売されているなどの特徴がありますので、購入しないように十分注意しましょう。
- ・ いわゆる情報商材として、健康や美容、金儲け、自己啓発、ギャンブル必勝法、絶対儲かる投資などのノウハウや「教材」が売られていたり、トレーニングコースの入会をセットにしたものが販売されていたりしています。しかも最初は安価なものだと思って契約しても、儲かった体験談を聞かされて、さらに高価なコースや「教材」の購入を勧められるなど、巧妙に高額の出費をさせられることがあります。詐欺の可能性も考慮しながら、慎重に購入するかどうかは判断しましょう。
- ・ 通販サイトやショッピングモールでは、店舗が商品の価格や送料等を独自に設定できるため、例 えば、商品の価格は安く設定されていても、送料が法外に高い価格で設定されていることがあり ますので、商品を購入する際は送料についてもきちんと確認するようにしましょう。
- ・ 最初はお試しで安価、または送料のみで購入可能という表示がよくありますが、スクロールしていくと、お試し期間後は定期購入することが条件になっている場合が見られます。しかもキャンセル料は高く設定されているなど、お試しのつもりで申し込みをすると結果として高い買い物になることがあります。スマホでは定期購入の表示を見つけるのも難しいのですが、お試しという言葉に安易に飛びつかず、確認できなかったら問い合わせをするということも考えましょう。
- 多くの通販サイトやショッピングモールには、サポートページ等で商品を購入した後のキャン

セルや返品・交換の条件を記載しています。しかしながら、通信販売には特定商取引法上のクーリング・オフ (一定の契約に限り、契約の申し込みや契約の締結をした後、一定期間、無条件で申込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度)の規定がないため、商品によっては、キャンセルや返品・交換に対応できないものもあります。通販サイトやショッピングモールの注意書きをよく確認した上で、商品を購入するようにしましょう。

・ 海外の通販サイトやショッピングモールを利用する場合は、返品・交換の際に海外の店舗と直接 商品のやり取りをすることもありますので、そのような点も考慮しながら商品を購入するよう にしましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 9. 著作権侵害
- · インシデント項目 36. 情報商材

## 【主な関係法令】

- \* 著作権法
  - ▶ 著作権侵害
- 特定商取引法(特定商取引に関する法律)
- 消費者契約法
  - ▶ 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し(第4条1項)
- 刑法
  - ▶ 詐欺罪 (246 条): 10 年以下の懲役

## D) 参考事例

- ・ インターネット通販トラブル(【消費者庁】https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/caution/internet/trouble/internet.html)
- ・ インターネットショッピングで購入した商品はクーリング・オフできるの? (身近な消費者トラブル Q&A) (【独立行政法人国民生活センター】http://www.kokusen.go.jp/t\_box/data/t\_box-faq\_qa2015\_20.html)

# ■ 項目 18. オンライン売買仲介サービスを利用する

## A) 概要

インターネット・オークションやフリマ等、インターネット上の売買を仲介するサービスを利用 して、物品やサービスの取引をすること。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例1:商品の落札】

- ① x-2
- ② 商品を選択する。
- ③ オークションに参加し、商品を落札する。 ポイント2
- ④ 落札した商品の支払いをする。 **ポイント3**
- ⑤ 商品を受け取る。 ポイント4
- ⑥ (必要に応じ) 出品者の評価を行う。ポイント5

# 【活用例2:商品の出品】

- ① オークションサイトにアクセスする。
- ② 商品を出品する。 ポイント6
- ③ 出品した商品が落札される。
- ④ 落札者から落札金額の入金がある。
- ⑤ 商品を発送する。ポイント7
- ⑥ (必要に応じ) 落札者の評価を行う。ポイント8

## C) 啓発すべき内容

## ポイント1:オークションサイトにアクセスする。

### 【啓発の具体的な内容】

- ・ オークションサイトやフリマアプリは、個人同士、もしくは店舗と個人の商品の売買を仲介する サービスです。これらのサービスの中には、取引の一部を代行したり、お互いの住所や銀行口座、 個人情報等を伏せたまま匿名で安全な取引ができたりするものもあります。
- ・ オークションサイトやフリマアプリを利用すると、現在は既に販売していない商品を購入した り、リサイクルショップへ商品を売るよりも高く販売(もしくは安く購入)できたりすることが あります。
- ・ オークションサイトやフリマアプリの利用は知らない相手との取引となるため、店舗で商品を 購入したり、通販サイトを利用したりするよりもリスクを伴います。トラブルを防ぐため、事前 に利用規約や金銭や商品に損害が発生した場合の保障内容を確認するようにしましょう。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル (インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

#### 【主な関係法令】

• 特定商取引法

#### ポイント2:オークションに参加し、商品を落札する。

- ・ 安全な取引をするにあたり、過去の取引回数が多く、落札者からの評価が高い出品者から購入するようにしましょう。代金先払い等もトラブルが多く注意が必要です。また、商品に不明な点がある場合は出品者に質問をして回答を得たり、出品者を識別する情報(IDや住所等)や出品者とのやり取りを控えておいたりするなど、落札後にトラブルにならないように対策を取りましょう。
- ・ 商品の入札期限間際になると多数の入札者が商品の落札に参加し、商品の落札額が高騰するケースがあります。落札額が妥当かどうかをよく吟味し、入札に参加するようにしましょう。
- ・ 新品の商品が販売されることがほとんどのネット通販とは異なり、オークションサイトやフリマアプリでは中古品を出品することが可能です。そのため、同じ商品でも出品者により商品の状態は様々です。出品者が記載している商品の情報や画像、配送時の梱包の方法等をよく確認し、納得できる商品に入札するようにしましょう。
- ・ 出品者の中には、転売目的で市場の商品を買い占め、高額な価格設定をして販売する転売業者も存在します。限定品や人気の高い商品は転売目的の買い占めが行われやすく、市場から商品がなくなってしまうことがあります。このような転売業者との取引が横行すると、より転売が過熱して、欲しい商品を定価で購入することが困難となります。本当に欲しいと思う人に商品が行き渡るよう、高額な転売商品は入札しないようにしましょう。また、自らが出品する際も、高額な転

売行為は決して行わないようにしましょう。

- ・ オークションサイトやフリマアプリには、出品者に質問をする機能があるものがあります。気軽に質問しやすい一方で、度重なる質問は出品者に負担をかける場合もありますので、質問内容は簡潔にまとめて丁寧な対応を心がけたり、似たような質問・回答がないか確かめたりしましょう。
- ・ 出品者への値引き交渉を許可しているオークションサイトやフリマアプリもあります。値引き を要求する場合は、具体的な価格を提案するなど、出品者の負担をかけない対応を心がけましょ う。また、値引きは出品者の好意によるものなので、値引きが成立した場合はきちんとお礼を伝 えるようにしましょう。
- ・ オークションフリマアプリでは情報商材と呼ばれる商品が販売されていることがあります。情報商材の内容は多様ですが、お金儲けのテクニックやギャンブルの必勝法等を PDF や DVD といった電子データで販売しているものがあります。商品の特性上、内容を全て見てから入札を検討することができないため、一度お金を払ってしまうと、期待する内容と大きく異なっていたり、無価値な情報だったりしても、返品や返金に応じていないケースがあります。うたい文句を安易に信用せず、詐欺の可能性も考慮しながら、支払いに納得ができるかをよく検討して、入札を慎重に検討しましょう。
- ・ チケット転売規制法が成立し、興行主の販売価格を超える価格で転売を禁止したチケットを売買すると罰則が科せられる可能性がありますので、そのようなチケットに入札をするのはやめましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 36. 情報商材
- ・ インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル (インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

## 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 詐欺罪 (246条): 10年以下の懲役
- ・ 特定商取引法(特定商取引に関する法律)
- 消費者契約法
  - ▶ 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し(第4条1項)
- ・ チケット転売規制法 (特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律

#### ポイント3: 落札した商品の支払いをする。

### 【啓発の具体的な内容】

直接、出品者に落札した商品の支払いを行ってしまうと、商品が届かなかったり、返品や返金が 生じた場合にトラブルになったりする可能性があります。オークションサイトやフリマアプリ の中には、商品の代金をオークションサイトやフリマアプリが一旦受け取り、落札者に商品が届いてから出品者に入金する方法での支払いを用意しているものがあります。安全な取引のため、落札した商品の支払いを行う場合は、必ずオークションサイトやフリマアプリが提供している方法で支払いを行いましょう (オークションサイトやフリマアプリ側で安全な金銭授受の方法をとっていないサービスは危険なので、利用は避けましょう)。

入金が遅れる場合は出品者にきちんと連絡をするなど、気持ちのよい取引を心がけましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

・ インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル (インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

#### 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 詐欺罪(246条):10年以下の懲役

# ポイント4:商品を受け取る。

## 【啓発の具体的な内容】

- 落札した商品を受け取ったら、すみやかに出品者に連絡しましょう。
- 商品に不備があった場合に備えて、事前にオークションサイトやフリマアプリ管理者や出品者への連絡方法を確認しましょう。落札した商品と異なる商品が届いたり、不良品が届いたりした場合は、オークションサイトやフリマアプリの管理者に連絡して、落札者への支払いを一時止めてもらい、オークションサイトやフリマアプリの利用規約等を閲覧したり、出品者に連絡するなど、今後の取引について再度確認をしましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・ インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル (インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

# 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 詐欺罪 (246条):10年以下の懲役
- 特定商取引法(特定商取引に関する法律)
- 消費者契約法
  - ▶ 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し(第4条1項)

## ポイント5:(必要に応じ)出品者の評価を行う。

## 【啓発の具体的な内容】

オークションサイトやフリマアプリには、商品の取引が全て終了した後に、取引の満足度を評価

する仕組みを用意しているサービスがあります。今後、別の人が同じ出品者と取引をする際の参考にもなりますので、必要に応じ出品者の評価を行うようにしましょう。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・ なし

#### 【主な関係法令】

・なし

#### ポイント6:商品を出品する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ オークションサイトやフリマアプリの利用規約で出品が禁止されている商品は、出品しないようにしましょう。例えば、劇薬やガソリンなどの危険物、安全性が保障されていない化粧品や医薬品、アダルト用品等の成人向けの商品、金銭と同等に扱われる金券やチケットの出品は法律に抵触するおそれがあります。そのような商品を出品すると、アカウントの利用停止や売り上げの凍結などの処罰を受ける可能性もあります。
- ・ 商品を出品する場合には薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)、古物営業法等、留意しなければならない法律があります。許可なく医薬品等を販売したり、古物(古物営業法第2条1項1.一度使用された物品、2.使用されない物品で使用のために取引されたもの、3.これらいずれかの物品に「幾分の手入れ」をしたもの)を買い取って転売したりすると法律違反となる場合があるため注意しましょう。また、海外に商品を販売する場合は、現地の法律や手続きに違いにも留意しましょう。
- ・ 出品する商品には正確な情報を記載するようにしましょう。検索でヒットしやすくするために 注目されやすいキーワードや都合の良い部分の情報のみを記載し、事実と異なる内容を伝えた 場合、後で落札者からのクレームやトラブルに発展することがあります。取引後の評価で低評価 を受けると、今後の取引で信頼をなくすことにもつながりますので、例えば商品の写真等も様々 な角度で写したものを提示するなど、商品の正しい情報を掲載するようにしましょう。
- ・ 出品する際に個人情報を非公開で出品することができる匿名取引の機能を用意しているオークションサイトやフリマプリもあります。出品者、落札者の住所や振込先の銀行口座をお互いに知らせることなく、安全に取引を行うことができますので、上手に活用しましょう。
- ・ 落札時と同様に、チケット転売規制法により興行主の販売価格を超える価格でチケットを売買 すると罰則が科せられる可能性がありますので、そのような出品は行わないようにしましょう。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル (インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

- 刑法
  - ▶ 詐欺罪 (246条):10年以下の懲役
- 特定商取引法(特定商取引に関する法律)
- ・ チケット転売規制法 (特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律)
- 薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
- 古物営業法

# ポイント7:商品を発送する。

### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 落札された商品を発送する際は、商品発送後のトラブルを防止するため、丁寧な梱包と配送を心がけましょう。
- 商品の発送が遅れる場合は落札者にきちんと連絡をするなど、気持ちのよい取引を心がけましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・なし

# 【主な関係法令】

なし

# ポイント8:(必要に応じ) 落札者の評価を行う。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ オークションサイトやフリマアプリには、商品の取引が全て終了した後に、取引の満足度を評価する仕組みを用意しているサービスがあります。今後、別の人が同じ落札者と取引をする際の参考にもなりますので、必要に応じ落札者の評価を行うようにしましょう。

## 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

・なし

### 【主な関係法令】

なし

#### D) 参考事例

・ 安心・安全のための 3 つのポイント(【ヤフオク!】 https://auctions.yahoo.co.jp/guide/guide/s afesupport/)

国民生活安定緊急措置法による転売規制についてのQ&A(【経済産業省】https://www.meti.g
 o.jp/covid-19/pdf/qa\_tenbai\_kisei.pdf)

### ■ 項目 19. 電子決済をする

### A) 概要

商品やサービスの売買を現金で支払うのではなく、電子マネー等の送信によって支払うこと。スマホ等に搭載された機能で決済を行うことをモバイル決済といい、電車の改札やバスの運賃の支払い、自動販売機等、コンビニの店頭などで利用されています。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① 電子決済の方法を選択する。ポイント1
- ② 必要に応じ電子マネーアプリの認証を行う。 ポイント2
- ③ スマホ等をリーダーにかざし決済を行う。 ポイント3

#### C) 啓発すべき内容

### ポイント1:電子決際の方法を選択する。

【啓発の具体的な内容】

- ・ モバイル決済は電子決済の手段の一つで、事前にクレジットカード情報や銀行口座を登録した り金額をチャージしたりすることで、スマホで電子決済を行える仕組みです。各社から様々なサ ービスが提供され、決済手段も様々な規格のものがあります。店舗によっても対応できるサービ スが異なりますので、自身の利用状況に合わせて、サービスを選択して利用しましょう。
- ・ スマホによる電子決済を利用している場合は、スマホの紛失や盗難で他人に電子マネーアプリ に登録しているクレジットカードや銀行口座を悪用されないように、指紋等と組み合わせた二 要素認証を用いるなど、セキュリティ強化の対策を行いましょう。
- ・ 電子マネーには、プリペイド番号の書かれたカード等を購入し、インターネット上の支払いで利用できるサーバ型の電子マネーがあります。 クレジットカードの番号等を登録することなく利用ができるため、未成年でも利用することが可能です。

【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

インシデント項目 31. 機器の紛失・破損

#### 【主な関係法令】

・なし

## ポイント2:必要に応じ電子マネーアプリの認証を行う。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ 電子マネーアプリを利用する際の認証には、指紋認証等の他にパスワードやパスコードを入力 して認証するケースもありますが、パスワードやパスコードを知られて他人に利用されること のないように、簡単なパスワードやパスコードの設定は避けましょう。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・ インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い

### 【主な関係法令】

・なし

## ポイント3:スマホ等をリーダーにかざし決済を行う。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 電子決済の方法には、リーダーにスマホ等をかざして決済する非接触型決済や、QR コードを利用した決済、キャリア決済等があります。また、決済手段も事前に現金をチャージして利用する方法や、クレジットカードと紐づけて、後払いで支払う方法等があります。
- ・ 電子決済は手持ちの現金が減らないため、一見すると出費が少ないように錯覚してしまいます。 金銭感覚を維持するため、例えば、使い過ぎを防ぐ為に現金やプリペイドカードでのチャージに 限定したり、残高や決済総額を定期的に確認したりするなど、電子決済の利用方法を工夫しましょう。
- ・ キャッシュレスで行える電子決済は大変便利ですが、スマホの電源が切れている場合や電子決済のサービスを提供している企業のシステム障害等で決済が行えなくなる場合、そもそも電子 決済に対応していないお店があるなど、外出先で電子決済が行えない状況も想定されます。外出 の際は現金も持ち合わせておき、電子決済と現金のどちらでも買い物ができるようにしておく と安心です。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・なし

## 【主な関係法令】

なし

## D) 参考事例

・ 店舗に設置されている QR コードの上に不正な銀行口座に誘導する QR コードのシールを貼り付けて上書きし、不正送金をさせた。(中国: 2019年)

# ■ 項目 20. 暗号資産(仮想通貨)を使う

## A) 概要

暗号資産(仮想通貨)とは、財産的価値をもって取引される電子データのことです。物品やサー ビスの売買で利用されています。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例1:暗号資産(仮想通貨)を購入する】

① 暗号資産(仮想通貨)取引所に口座を開設する。 ポイント1

- ② 口座に入金する。
- ③ 暗号資産を購入する。ポイント2

## 【活用例2:暗号資産(仮想通貨)で支払いをする】

- ① 暗号資産(仮想通貨)取扱店舗で商品を選択する。
- ② 支払い方法で暗号資産(仮想通貨)を選択する。 ポイント3
- ③ 暗号資産(仮想通貨)の支払画面に遷移する。
- ④ 支払いを完了する。

## 【活用例3:暗号資産(仮想通貨)を受け取る】

- ① ポイントサイトに登録する。 ポイント4
- ② 暗号資産(仮想通貨)を獲得する。 ポイント5
- ③ 暗号資産(仮想通貨)を受け取る。
- C) 啓発すべき内容

ポイント1:暗号資産(仮想通貨)取引所に口座を開設する。

### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 日本において暗号資産(2020年5月の資金決済法の改正により、法令上、「仮想通貨」は「暗号資産」に呼称変更されました)と現金(法定通貨)との交換を行うには、取引所で専用の口座を開設する必要があります。2017年から、暗号資産(仮想通貨)の取引所は必ず金融庁に「暗号資産交換業者」として届け出を行い、認可を受けなければなりません。未認可の取引所は、暗号資産(仮想通貨)の取扱企業としての要求水準を満たさない可能性が高く、万が一トラブルが起きた際に顧客の資産に影響を及ぼすリスクがあります。暗号資産(仮想通貨)の取引口座を開設する際は、金融庁から「仮想通貨交換業者」として認可されている取引所を選ぶようにしましょう。
- ・ 暗号資産(仮想通貨)は、現金と比較して個人間の送金手数料が安価もしくは無料であることや、 少額から投資できることなどがメリットとして挙げられています。一方、価格の値動きが激しい ことや、仕組みが周知されていないことなどから投機として扱われ、詐欺目的に利用されやすい などのリスクがあり、度々注意喚起がされています。例えば、仮想通貨交換業者を装った詐欺メ ールで、メール本文の URL から偽の Web サイトに誘導し、個人情報を入力させて情報を窃取 するようなケースがあります。重要な情報を入力する際は、Web サイトが SSL (Secure Socket Layer: Web ブラウザと Web サーバ間でのデータの通信を暗号化し、送受信させる仕組み)対 応されているか確認(URL 表示部分や運営組織名が緑色表示になっている/"https"になっている/ 多/鍵マークが表示されている)するなど、事前にチェックしましょう。
- ・ 暗号資産の口座を開設するためには本人確認書類の提出が必要になります。提出方法はいくつかありますが、スマホの口座専用アプリから免許証等の身分証明書を写真で撮影した画像をアップロードするだけで提出を完了できるサービスもあります。
- ・ 暗号資産に使われているセキュリティ保護の技術の一つに「ブロックチェーン」があります。ブロックチェーンは暗号資産を不正に改ざんさせないために使われている技術ですが、現在は、他の金融サービス等でも利用されています。
- ・ ICO (Initial Coin Offering) とは、暗号資産(仮想通貨)を利用した資金調達方法の一つです。 暗号資産(仮想通貨)を新規に公開し、支援した投資家に利益やサービスを還元することができる仕組みです。当初 ICO は、国家や政府の影響を受けることなく、世界中から資金調達が可能であることで注目を集めましたが、事業者の信頼性やプロジェクト等の実現性を保証する法律が存在しないため、詐欺目的で利用されるケースも多く、投資家にとってはリスクが高い投資と見なされるようになりました。通常の通貨は国家がその兌換(紙幣を同じ価値のある貨幣と引き換えること)性を保証するのに対し、暗号資産(仮想通貨)は保有者・利用者の信頼のもとに運用されています。このように通貨の信用の仕組みが異なることを理解した上で、投資をする際にはプロジェクト(企画や新製品の制作等)の信頼性や過去の実績等をよく検討し、安全な取引を行えるようにしましょう。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

インシデント項目 25. フィッシング

- 資金決済に関する法律
- 資金決済に関する法律施行令
- 仮想通貨交換業者に関する内閣府令
- 不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)
  - ▶ 不正入力要求 (7条):1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

# ポイント2:暗号資産(仮想通貨)を購入する。

## 【啓発の具体的な内容】

- ・ 暗号資産(仮想通貨)は、「販売所」か「取引所」のいずれかのサービスから購入できます。それぞれ暗号資産の売買のやり方の違いや、メリット、デメリットがあるため、自分の目的や希望する取引に応じて、使い分けるようにしましょう。
- ・ 販売所は、暗号資産の販売を運営する会社で、自社で取り扱う暗号資産をユーザーに販売し、ユーザーは自分の口座から、欲しい分の暗号資産を購入することができます。また、販売所に暗号 資産を売却し、現金に交換することもできます。
- ・ 取引所は、ユーザー同士による暗号資産の売買を仲介する会社で、株取引の証券会社と似たような機能をもっています。暗号資産を買いたいユーザーが、いくらでどのくらい買いたいのかを登録し、暗号資産を売りたいユーザーとの条件が一致すれば取引を行えます。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

## 【主な関係法令】

なし

## ポイント3:支払い方法で暗号資産(仮想通貨)を選択する。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ オンラインのショッピングサイト等では、暗号資産で商品やサービスの支払い(決済)を行える ような店舗もあります。暗号資産を取り扱う店舗はまだあまり多くないため、事前に暗号資産の 取引所のWebサイトや店舗の支払い方法を閲覧し、暗号資産での支払いが可能かどうか確認し ましょう。暗号資産の支払いは、暗号資産の口座を利用して支払いを行いますが、他人に不正利 用されることがないよう、他人に推測されないパスワードを利用したり、二要素認証を活用した りするなど、本人以外がログインできない設定をしておきましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 24. 不正アクセス
- ・ インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い

- 不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)

## ポイント4:ポイントサイトに登録する。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ 暗号資産(仮想通貨)は自身のお金を入金して購入する方法以外にも様々な受け取り方があります。例えば暗号資産(仮想通貨)を取り扱うサービスの新規登録キャンペーンとして暗号資産 (仮想通貨)をもらえたり、そのサービスを利用したりすることで、ユーザーが暗号資産(仮想通貨)をポイントとして獲得できるものもあります。ただし、本項目の「ポイント1」に記載している暗号通貨(仮想通貨)の詐欺等の注意点も踏まえ、ポイントサイトへの登録を検討するようにしましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・なし

#### 【主な関係法令】

・なし

#### ポイント5:暗号資産(仮想通貨)を獲得する。

## 【啓発の具体的な内容】

- ・ 暗号資産(仮想通貨)をポイントのように獲得できるサービスもあります。例えば、ニュース購 読やショッピング、アンケートの回答、ゲームアプリの利用等で暗号資産(仮想通貨)を受け取 ることができます。
- ・ 暗号資産(仮想通貨)の口座情報を第三者に知られてしまうと、不正アクセスによって資産が流 出する可能性があります。自分自身の ID やパスワード等の口座情報を他人に知られないよう、 厳重に管理しましょう。また、取引所側のシステム障害やサーバ攻撃によって予期せぬ損失を受 ける可能性もあります。事前に取引所で公開している注意事項に目を通し、リスクの存在を理解 しておきましょう。
- ・ 暗号資産(仮想通貨)の取引で一定以上の利益を得た場合(所得が20万円を超えた場合)は所得税の対象となる可能性があります。暗号資産(仮想通貨)による所得がある場合は確定申告を行い、所得税を納付しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 24. 不正アクセス
- ・ インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い

- ・ 不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)
- · 税法
  - ▶ 所得税法

## D) 参考事例

- ・ 暗号資産(仮想通貨)とは何ですか?(【日本銀行 Bank of Japan】https://www.boj.or.jp/an nouncements/education/oshiete/money/c27.htm/)
- フィッシング詐欺に注意 | 基本的な対策 | 一般利用者の対策 | 国民のための情報セキュリティサイト(【総務省】https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/security/enduser/security/01/05.html)
- · 暗号資産取引業者一覧(【金融庁】https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf)
- 仮想通貨に関する様々なトラブルにご注意(発表情報)(【独立行政法人国民生活センター】htt
   p://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180426\_1.html)

### ■ 項目 21. インターネット広告を利用する

### A) 概要

メール等を使用した広告や、Web サイトやアプリ等に掲載される広告を利用すること。ディスプレイ広告(Web サイト上に表示される広告)やリスティング広告(検索結果に連動して表示される広告)、成果報酬型広告(インターネット広告を介した利益に応じて報酬が支払われる広告)等、多様なインターネット広告が存在しています。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例1:Web サイトやアプリ上に掲載されているインターネット広告】

① インターネット広告が表示される。 ポイント1

\_\_\_\_

ポイント2

② 表示されているインターネット広告をクリックする。

③ クリック先の広告を表示する。

ポイント3

【活用例2:メールによるインターネット広告】

① 広告メールを受信する。 ポイント4

② メールに記載されている広告や URL リンクをクリックする。 ポイント5

③ インターネット広告を表示する。

C) 啓発すべき内容

ポイント1:インターネット広告が表示される。

- ・ インターネット広告は、Web サイトやアプリの運営者にとって収益につながる一方で、利用者 にとっては広告の表示が多すぎると、Web サイトの閲覧やアプリの利用を妨げてしまう場合が あります。
- ・ OS や Web ブラウザには、広告をブロックする機能を備えているものがあり、広告の表示を制限することができます。また、無料アプリや動画サービスの利用中に挿入される広告は、有料版を購入したり有料会員になったりすることで、広告を表示せずに利用できるものがあります。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

## ポイント2:表示されているインターネット広告をクリックする。

## 【啓発の具体的な内容】

・ インターネット広告には、Web サイトの広告枠に表示されるものや SNS のタイムライン等に表示されるもの、アプリや動画サービスの視聴中に挿入されるものなど、様々な形態の広告があります。中には広告であることを明言せず、SNS 等で特定の商品やサービスを紹介して、購入を促すようなステルスマーケティングといわれるような手法もありますので、注意しましょう。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・なし

### 【主な関係法令】

・なし

## ポイント3:インターネット広告を表示する。

- ・ インターネットの利用中もしくはインターネット広告をクリックした先で、プレゼントの当選を通知する偽のメッセージの表示や、何らかの警告画面等を表示してソフトウェアのインストールを求めたり、個人情報を入力するように促したりするケースがあります。そのような画面が表示された場合は悪質な Web サイトである可能性がありますので、安易にソフトウェアのインストールを行ったり、個人情報を入力したりしないようにしましょう。ウイルスに感染したり、個人情報を抜き取られたりするおそれがあります。また、不正な請求画面(架空請求)等が表示された場合も、金銭の支払いはせず、地域の消費生活相談センターなどに相談しましょう。
- ・ 興味がないインターネット広告や表示してほしくないインターネット広告、ポップアップの広告は、ブラウザの広告ブロック機能や広告の表示停止を選択することで非表示にすることができる場合がありますので、上手く活用しましょう。
- ・ インターネット広告の中には、性的・暴力的な商品やサービスを取り扱っているものがあります。携帯電話通信事業者が提供しているフィルタリングサービスや OS のペアレンタルコントロール等を設定することで、そのようなインターネット広告のリンク先の閲覧機会を最小化できますので、積極的に利用しましょう(18 歳未満が利用者の携帯電話を契約する場合は、フィルタリングを提供しなければならないことが法律で定められています)。

### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の未利 用
- インシデント項目 23. 偽警告
- ・ インシデント項目 27. ウイルス (マルウェア) 感染
- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)
- インシデント項目 33. 有害広告
- ・ インシデント項目 34. 架空請求・不正請求

### 【主な関係法令】

- 刑法
  - ▶ 詐欺罪 (246条): 10年以下の懲役
- ・ 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境 の整備等に関する法律)
- 各都道府県の青少年保護育成条例:措置命令

# ポイント4:広告メールを受信する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 法律によりサービス提供者は利用者から同意を得ない限り広告宣伝メールを送ってはいけない ことになっていますが、何らかの方法でメールアドレスが流出し、無許可の広告宣伝メールが届 く場合があります。そのような場合はメーラーの機能やウイルス対策ソフト・アプリを利用し て、そうしたメールを迷惑メールボックス等に振り分けることもできます。
- ・ 自分で申し込んだ広告宣伝メールを、不要になった後も放置していると、大量の広告宣伝メール で埋もれ、大切なメールに気付かないおそれがあります。利用しない広告宣伝メールは定期的に 解除しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

インシデント項目 32. 迷惑メール

#### 【主な関係法令】

- ・ 特定電子メール法(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律71条5の5)
  - 罰則(1号、37条1号):1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人は3000万円以下の罰金)
  - ▶ 措置命令 (7条)
- 特定商取引法(特定商取引に関する法律)

## ポイント5:メールに記載されている広告や URL リンクをクリックする。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ 広告宣伝メール内に記載されている URL 等をクリックすると、リンク先の Web サイトで閲覧 料として不当な料金を請求されたり (架空請求)、ID やパスワード、クレジットカード番号等の 個人情報の入力を不当に促されたりする場合があります。身に覚えのない広告宣伝メールに記載されている URL は、クリックしないようにしましょう。

# 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- インシデント項目 25. フィッシング
- ・ インシデント項目 32. 迷惑メール

# 【主な関係法令】

- ・ 特定電子メール法(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律71条5の5)
  - 罰則(34条1号、37条1号):1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人は3000万円以下の罰金)
  - ▶ 措置命令 (7条)
- 特定商取引法(特定商取引に関する法律)

#### D) 参考事例

- Safari のポップアップ広告やポップアップウインドウについて Apple サポート (【Apple】 https://support.apple.com/ja-jp/HT203987)
- ・ 特定の広告のブロック 広告 ヘルプ(【Google】https://support.google.com/ads/answer/266 2922?hl=ja)

# 4-6. 暮らす (ICT をもっと活用する)

ICTや情報メディア等をより活用し、暮らしに役立てる方法について記載しています。また、違法・有害な情報をブロックしたり、使い過ぎを制限したりする方法についても記載しています。

- 項目 22. スマート家電を使う
- 項目 23. スマートウォッチを使う
- 項目 24. フィルタリングやペアレンタルコントロール(OS の機能制限)を使う
- 項目 25. 便利なアプリ(電卓、翻訳、レコーダー等)を使う

# 暮<sub>ら</sub>す

# ■ 項目 22. スマート家電を使う

#### A) 概要

テキストや音声(会話)、その他のセンサーによる情報取得を通じて、スマホ等様々な情報機器・家電の利用をサポートする機能が搭載されている家電をスマート家電と呼びます。遠隔操作でAI(Artificial Intelligence:人工知能)を搭載したスマート家電を利用することもできます。IoT(Internet of Things:モノのインターネット)の普及に伴い、スマホ以外にも様々な家電や情報機器に、言葉を理解し学習や推論、判断等の知的行動を人に代わってコンピュータが行うAIが搭載され始めています。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① スマホやスマートスピーカーで音声アシスタントを起動する。 ポイント1
- ② スマホやスマートスピーカーに話しかけ、質問をする。 ポイント2
- ③ 音声アシスタントを終了する。

# C) 啓発すべき内容

# ポイント1:スマホやスマートスピーカーで音声アシスタントを起動する。

【啓発の具体的な内容】

- ・ スマホやスマートスピーカーには「音声アシスタント」という機能が搭載されており、人間の言葉の内容を理解し、指示されたことを実行することができます。音声アシスタントは特定のキーワード(ウェイクワード)でスマホ等に呼びかけを行い、直接手で操作しなくても起動することができます。現在、多くの企業からスマートスピーカーが販売されており、スマートスピーカー専用のアプリ等をインストールすることで、音声アシスタントを通じ自分の生活スタイルに合わせた様々な機能を利用することができます。
- ・ 音声アシスタントは AI の一つですが、現在、AI は様々な業種で利用されており、例えば、これまで人間が行っていた判断を、蓄積データをもとに AI が自動判定することで業務プロセスを効率化し、生産性を向上させる取り組みなどが行われています。具体的には翻訳ソフト(「項目 15.業務アプリ(文書作成、表計算、プレゼンテーション支援等)を使う」を参照)や自動車運転サポートシステムなどがあります。
- ・ スマート家電の多くは、スマホの専用アプリ等から遠隔で家電を操作できるため、手元で様々な 家電を操作することができます。また、AI が搭載されているスマート家電は、操作内容等を学 習し、ユーザーや利用環境に合わせた操作を考え、実行できるものもあります。スマート家電に は様々な種類や性能を持つものがありますので、生活を便利にするために活用しましょう。例え

ば、以下のようなスマート家電があります。

- ➤ ドライブレコーダー: GPS と連動して、最短ルートの提案や渋滞情報の通知、到着予想時刻を通知することができます。また、加速度センサーで車の加速や減速の変化を計測し、一定の大きさ以上の衝撃を受けた際に録画を行い、自動保存するものもあり、万が一の事故が起こった場合に、事故当時の記録を残しておくことができるものもあります。
- ▶ 見守りカメラ:見守りカメラは、留守中の子供やペットの様子を見守ったり、遠方で暮らす 高齢の家族の安全を確認したりする目的で普及が進んでおり、家電の性能をサポートする 目的でカメラ機能が搭載されているものもあります。カメラの機能だけでなく、スマホアプ リに様々な状況の変化を通知するものもあり、例えば、動体検知や夜間暗視モード、温度・ 湿度センサーを使って、一定範囲を超えた場合に通知するなどして、空き巣の被害や熱中症 の危険を防止することができます。一方で、カメラ機能を搭載する家電の ID、パスワード が破られると、家の中を他人に見られてしまうおそれがあるため、ID やパスワードは厳重 に管理し、設置場所にも十分配慮しましょう。
- ▶ ロボット掃除機:部屋の広さや段差を自分自身で把握(マッピング)し、ゴミの多い場所等を学習することで、掃除する部屋に応じた効率的な掃除方法を行ないます。ユーザー自身で掃除を許可するエリア・禁止するエリア等を指定することができるものもあります。
- ▶ 洗濯機:天気や季節の情報を取得し、スマホの専用アプリに時期に合わせた洗濯コースを提案したり、洗濯物の量から洗い方や乾燥時間を提案してくれたりする洗濯機もあります。
- ➤ スマート電球:スマホの専用アプリで電球の ON/OFF 切り替えや、調光や調色などの操作できるものもあります。音声スピーカーと連動することで、音声での操作も可能になります。

# 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

# 【主な関係法令】

なし

# ポイント2:スマホやスマートスピーカーに話しかけ、質問をする。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ スマホやスマートスピーカーの音声アシスタントとスマート家電 (インターネットと接続して 遠隔操作が可能な家電のこと)を連動することで、自宅の家電を音声で操作することができ、大 変便利です。例えば、家の中で手の離せない作業をしているときや、外出先からも操作すること ができます。
- ・ 音声アシスタントを使うと、例えば、スマホやキーボードの操作に不慣れな高齢者も、人と会話 するように話しかけ、スマホを操作することができます。
- ・ 音声アシスタントを通じて、スケジュール読み上げや商品の注文等も可能ですが、個人情報と結びついたサービスを利用する場合、音声アシスタントとの会話を他人が聞いてしまう可能性も

あります。自身のプライバシーが漏れてしまう可能性もありますので、利用するタイミングは気を付けましょう。

- ・ 多くのスマートスピーカーは、人物を判定せずに操作を行うものもあります。他人の呼びかけに答えてユーザー本人に関する情報を与えてしまったり、勝手にユーザーのカードで買い物をしてしまったりするケースもあるため、他人に不用意に利用されないよう、不必要な機能はオフにしておいたりセキュリティの高い Wi-Fi ルーターを利用するなどして、セキュリティ面にも十分配慮しましょう。
- ・ スマホの AI やスマートスピーカーに入力した内容は、音声認識に用いられると同時に、AI の データとして再利用されることもあります。この点も踏まえた上で利用しましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目 11. プライバシー権侵害
- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)
- · インシデント項目 29. OS やアプリの未更新

# 【主な関係法令】

- 憲法
  - ▶ 幸福追求権(13条)
- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709条)

#### D) 参考事例

- ・ スマートデバイスの音声アシスタント機能でサポートセンターへの連絡を指示したところ、スマートデバイスが使用した検索エンジンの上位にあった詐欺サイトに掲載された偽のサポートセンターに繋がり、不正に金銭を要求された。(米国:2019年)
- ・ AI を活用した建築生産システムの高度化に関する研究 (【国土交通省】https://www.mlit.go.j p/tec/gijutu/kaihatu/pdf/h29/170725 06jizen.pdf)
- ・ ドライブレコーダーの活用について | 警察庁 Web サイト (【警視庁】https://www.npa.go.jp/bu reau/traffic/anzen/drive\_recorder.html)



# ■ 項目 23. スマートウォッチを使う

#### A) 概要

腕時計型のウェアラブルデバイスを使うこと。時計の機能以外にも、電話やインターネット、電子決済の機能を有しているものがあります。また、スマートウォッチに内蔵されているセンサーを通じて、ヘルスケアアプリ等と連携して健康を管理することもできます。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① スマートウォッチを着用する。 **ポイント1**
- ② スマートウォッチを利用する。
  - (1) スマートウォッチで電子決済をする。 ポイント2
  - (2) ネットを利用する。 **ポイント3**
  - (3) ヘルスケアアプリを利用する。 ポイント4

# C) 啓発すべき内容

# ポイント1:スマートウォッチを着用する。

【啓発の具体的な内容】

- ・ スマートウォッチは、ウェアラブルデバイス(身体に直接装着することができるデバイス)の一つで、腕時計としての機能だけでなく、電話やインターネット、電子決済、それ以外にも内蔵されているセンサーを通じて、1日に歩いた歩数や移動距離、運動量、睡眠時間、心拍数や体脂肪率等を計測し、アプリ等と連携して健康を管理することができるものもあります。また、手持ちのスマホとスマートウォッチを連携させることで、スマホにインストールされているアプリをスマートウォッチでも操作することができるようになります。
- ・ スマートウォッチの出荷台数は世界的に増加傾向にあり、日本でも若年層を中心に普及が進んでいます。2020年第一四半期の出荷台数は、前年の同時期から20%近く増加しているともいわれ、今後、世界中で自分の生活に合わせてスマートウォッチを活用する人々の増加が見込まれています。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

・なし

# 【主な関係法令】

・ なし

# ポイント2:スマートウォッチで電子決済をする。

# 【啓発の具体的な内容】

- ・ 電子マネーに対応しているスマートウォッチを使うことで、交通機関の乗換(支払い)やスーパー・コンビニ、自動販売機での支払いをスマートウォッチで済ませることができます。財布やスマホ、交通系 IC カードを取り出す手間が省け、スムーズに買い物をすることができるため、大変便利です。
- ・ スマートウォッチは位置情報や決済情報だけでなく、身体情報等、個人と密接な情報をスマホ等と連携し、スマートウォッチ内にも保存しているケースがあります。指紋や静脈などの生体認証やパスコード入力によって、本人のみがロックを解除できるようにするための機能が搭載されているものもあります。スマートウォッチが盗難や紛失に遭った場合、保存情報が第三者に流出し、悪用されるリスクがありますので、自身の生体認証を登録したり、紛失に備えてスマートウォッチを探せるように位置情報を有効に設定したりするなどして、防犯対策を行いましょう。

# 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい (機密情報・個人情報等)
- インシデント項目 31. 機器の紛失・破損

#### 【主な関係法令】

- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709条)

#### ポイント3:ネットを利用する。

# 【啓発の具体的な内容】

スマートウォッチはスマホと連携することで、スマホで受信したメールや SNS アプリ等の通知をスマートウォッチで受信し、確認することができるものもあります。またそれ以外にも、天気や株価、スマホに入っている一部のアプリの利用などもできます。スマホを取り出さなくても、簡単なメッセージを返信でき大変便利ですが、スマホよりも画面が小さく、歩きながらや運転をしながらの操作は事故につながる可能性があるため、決して行わないようにしましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

インシデント項目 22. ながらスマホ(歩きスマホ・運転中のながらスマホ等)

#### 【主な関係法令】

- · 道路交通法 (71 条 5 の 5)
  - ▶ 携帯電話使用等(交通の危険)違反:3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

#### ポイント4:ヘルスケアアプリを利用する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ スマホのヘルスケアアプリに自分の身体情報を登録し、着用したスマートウォッチで心拍数、歩数、消費カロリー、体脂肪率等の身体情報を収集し日常的に管理することで、生活習慣の見直しに役立てることができます。しかし、医療用の機器ほど正確でない場合もあるので、データを鵜呑みにせず健康上の問題については適宜、医療機関を受診するなどしましょう。
- ・ スマホと同様に、GPS と連動して移動距離や経路情報等の行動をスマートウォッチに記録する ことができます。移動距離や速度から消費カロリーを記録し、運動量を把握することができま す。
- ・ マラソンやフィットネス、水泳、ゴルフ、登山など、特定のスポーツやアウトドア利用を想定し、 防水機能や耐衝撃に備えた製品や、スマートウォッチ用のアプリ等も提供されています。例え ば、登山では、登頂予定のコースを記録して自分の現在位置や到着予想時間を確認することがで き、運動やスポーツをするモチベージョンの向上にも役立ちますので、スマートウォッチを上手 に活用しましょう。

# 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

インシデント項目22. ながらスマホ(歩きスマホ・運転中のながらスマホ等)

#### 【主な関係法令】

- · 道路交通法 (71条5の5)
  - ▶ 携帯電話使用等(交通の危険)違反:3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
  - ▶ 携帯電話使用等(保持)違反:5万円以下の罰金

# D) 参考事例

- · スマートウォッチの便利な使い方 講座 (【ASCII.jp】 https://ascii.jp/serialarticles/1622408/)
- ・ Wear OS スマートウォッチを紛失した場合に見つけられるようにしておく・Wear OS by G oogle ヘルプ (【Google】https://support.google.com/wearos/answer/9377785?hl=ja)
- ・ Apple Watch を紛失した場合や盗難に遭った場合 Apple サポート (【Apple】https://support.apple.com/ja-jp/HT207024)



# ■ 項目 24. フィルタリングやペアレンタルコントロール(OS の機能制限)を使う

# A) 概要

Web サイトの閲覧やアプリの利用、利用時間制限等、子供の PC、スマホ等の利用を保護者等の 大人が制限・解除する仕組みのこと。携帯電話通信事業者が提供するサービス以外にも、OS の機 能として提供されたり、ソフトウェアやアプリで提供されていたりするものもあります。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例1: Android でフィルタリングの設定を変更する】

- ① 携帯電話通信事業者の提供するフィルタリングサービスの手順に従い保護者が設定する 管理画面を開く。
- ② フィルタリングアプリの設定(Web サイト・アプリ)を変更する。 **ポイント1**

③ 設定画面を終了する。

## 【活用例 2:iPhone でフィルタリングの設定を変更する】

- ① 携帯電話通信事業者の提供するフィルタリングサービスの手順に従い保護者が設定する 管理画面を開く。
- ② フィルタリングアプリの設定(Web サイト)を変更する。

ポイント1

③ OSの機能制限(スクリーンタイム)で設定(アプリ)を変更する。

ポイント2

④ 設定画面を終了する。

# 【活用例3:その他のペアレンタルコントロールを変更する】

① OS や各サービス・アプリのペアレンタルコントロールの設定画面を開く。

ポイント3

② ペアレンタルコントロールを設定する。

ポイント4

③ 設定画面を閉じる。

#### C) 啓発すべき内容

# ポイント1:フィルタリングアプリの設定を変更する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 携帯電話通信事業者が提供するフィルタリングサービス(あんしんフィルター)を使うことで、 保護者のフィルタリングの管理画面等から子供のスマホの設定を行えるようになります。学齢 や年齢別に「Web サイトの閲覧制限」や「アプリの起動制限(Android のみ。iPhone は OS の 機能制限(スクリーンタイム)でアプリの利用やインストールの制限を行います)」を行うこと が可能です。
- ・ 携帯電話通信事業者が提供するフィルタリングサービス(あんしんフィルター)には、カスタマイズ機能が提供されています。特定のWebサイトやアプリを利用できないからと安易にフィルタリングを外すのではなく、カスタマイズ機能を上手に利用しましょう。
- ・ フィルタリングやペアレンタルコントロールを利用することで、違法・有害情報の閲覧や利用を 最小化することができますが、決してフィルタリングやペアレンタルコントロールは万能では ありません。保護者の見守りや情報リテラシーを身に付けて、総合的な対策を行いましょう。
- ・ インターネット上では年齢や性別を偽って別人になることも容易であり、SNS 等を通じて知り合い、精神・身体を脅かすような犯罪に巻き込まれる可能性があります。フィルタリングやペアレンタルコントロールを利用することで SNS の利用を制限 (一部の SNS を除く) することができますので、子供のリテラシーや成長段階、利用状況等に合わせて、親子でも相談しながらフィルタリングの見直しを行いましょう。

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- インシデント項目13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害
- ・ インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害
- ・ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ
- ・ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の未利 用

#### 【主な関係法令】

- ・ 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境 の整備等に関する法律)
- 各都道府県の青少年保護育成条例

#### ポイント2:OSの機能制限(スクリーンタイム)で設定(アプリ)を変更する。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ iPhone を含む iOS を搭載した機器については、OS の機能制限(スクリーンタイム)でアプリ の利用やインストールの制限を行います (携帯電話通信事業者が提供するフィルタリングサー ビス (あんしんフィルター) では行えません)。子供のリテラシーや成長段階、利用状況等に合わせて、アプリのレーティングを設定しましょう。

・ iOS の機能制限(スクリーンタイム)では、アプリのレーティング設定の他にも Web サイトの アクセスを制限したり、インストールされているアプリの利用を制限(使用時間の制限含む)し たりすることができます。例えば、iPhone を使わない時間を決めて、通話と一部のアプリしか 利用できないようにしたり、アプリのカテゴリごとに 1 日に利用できる時間の上限を設定でき たりします。子供だけでなく大人の使い過ぎを防止するためにも役立ちますので、機能制限(スクリーンタイム)を上手に活用しましょう。

# 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害
- ・ インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害
- ・ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ
- ・ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の未利 用

# 【主な関係法令】

- ・ 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境 の整備等に関する法律)
- 各都道府県の青少年保護育成条例

#### ポイント3:OS や各サービス・アプリのペアレンタルコントロールの設定画面を開く。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 携帯電話通信事業者が提供するフィルタリングサービス以外にも、様々な企業から PC やタブレット向けにフィルタリングソフトやサービスが提供されています。また、OS や各サービス側でペアレンタルコントロールを用意しているものがあります。また、サービスによっては子供向けのアプリ (例: YouTube Kids 等)を専用で用意しているものもありますので、必要に応じそれらも活用しましょう。
- ・ OS 事業者からは、子供の端末を管理するためのアプリ (Google ファミリーリンクアプリ) や機能 (iOS のファミリー共有でスクリーンタイムを利用) が提供されています。それらのアプリや機能を利用することで、保護者の端末から子供の端末のペアレンタルコントロールを設定することが可能です。
- ・ ゲーム機にはスマホと同じようにインターネットに接続し、SNS を利用したり、ゲームを購入 したりできるものがあります。保護者の知らない間に面識のない人とネット上で出会い、予期せ ぬトラブルに巻き込まれたり、無断でゲームに課金をしたりすることがないよう、ゲーム機もペ アレンタルコントロールを設定しましょう。1日のプレイ時間を決めて日常生活に支障が出るこ とを防いだり、年齢や購入金額の上限に制限を設けたりすることもできます。
- フィルタリングやペアレンタルコントロールを設定する際に利用するパスワードは、子供に推 測されるようなパスワードは控え、保護者がしっかりと管理をしましょう。特に、保護者とゲー

ム機を共用する場合には、クレジットカードの番号登録や、インターネットを通じて外部とのやり取りを無断で使われることがないようしっかりと制限がかかっていることを確認し、渡すようにしましょう。

#### 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の未利 用
- ・ インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い

#### 【主な関係法令】

▶ 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる 環境の整備等に関する法律)

# ポイント4:ペアレンタルコントロールを設定する。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ OS や各サービス・アプリのペアレンタルコントロールでは以下のような設定が用意されている 場合があります。OS 事業者のヘルプや各サービスのヘルプ等を参照し、親子で相談しながらペアレンタルコントロールを活用しましょう。
  - ▶ 端末やアプリの利用時間制限
  - ▶ アプリストアのダウンロード設定 (例: Google Play の保護者による使用制限等)
  - ▶ Web ブラウザのセーフサーチ設定
  - ▶ 動画の閲覧制限 (例: YouTube の制限付きモード等)
  - ▶ 購入 (課金) 金額の上限設定 等

#### 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ
- ・ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等) の未利 田
- インシデント項目 35. 高額課金

# 【主な関係法令】

- 民法
  - ▶ 未成年者取消権(5条2項)
- ・ 青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境 の整備等に関する法律)

#### D) 参考事例

- 各携帯電話事業者が提供するフィルタリング
  - ➤ あんしんフィルター for au | サービス・機能 | au (【KDDI】 https://www.au.com/mob ile/service/anshin-filter/)
  - ➤ あんしんフィルター for docomo | サービス・機能 (【 NTT ドコモ】https://www.nttdocomo.co.jp/service/anshin\_filter/)
  - ➤ あんしんフィルター | スマートフォン・携帯電話 (【ソフトバンク】 https://www.softb ank.jp/mobile/service/filtering/anshin-filter/)
- ・ SNS やアプリの利用を制限する機能 | 子どもとネットのトリセツ(【安心ネットづくり促進協議会】https://www.kodomo-safety.org/tool/11)
- ・ お子様の iPhone、iPad、iPod touch でペアレンタルコントロールを使う Apple サポート (【Apple】https://support.apple.com/ja-jp/HT201304)
- ・ Google ファミリー リンク ホーム (【Google】 https://families.google.com/intl/ja/familylink /)
- ・ みまもり設定(保護者による使用制限)(【Nintendo】 https://www.nintendo.co.jp/support/switch/parentalcontrols/index.html)
- ・ ゲーム機で同級生の服を無理やり脱がせた画像が公開されたとして、画像を公開された児童の 保護者が、それらの行為に加担した同級生ら7名とその保護者に対し、1000万円の賠償を求 めて提訴した。また、同機では小学生女子児童がペアレンタルコントロールを無断で解除して 出会い系サイトにアクセスし、知り合った男性2名に乱暴されるなどの被害が起きた。その後 ゲーム機を提供する企業は未成年者の保護のため、写真や音声を公開するサービスを停止し た。(2013年)

# 暮<sub>項</sub> らす

# ■ 項目 25. 便利なアプリ(電卓、翻訳、レコーダー等)を使う

#### A) 概要

PC やタブレット、スマホ向けに提供されているツール等の便利なアプリを利用すること。電卓、翻訳、レコーダー、通貨変換等のアプリがあります。

B) 活用方法と注意のポイント等

【活用例】

- ① スマホアプリを使う。
  - (1) プリインストールされているアプリを使う。 **ポイント1**
  - (2) ストアからインストールしたアプリを使う。 **ポイント2**
- ② スマホアプリをアップデートする。 ポイント3
- ③ アプリを終了する。 ポイント4
- C) 啓発すべき内容

# ポイント1:プリインストールされているアプリを使う。

【啓発の具体的な内容】

- ・ スマホや PC には、メールや Web ブラウザ、カレンダー、カメラ、写真、地図、計算機、天気 予報、家計簿管理、名簿管理等、日常生活に使えるアプリが購入時からインストール(プリイン ストール)されています。足りない機能やアプリについては、アプリストアからダウンロードを して利用するなど、様々なアプリを通して生活や仕事に役立てることができます。
- ・ プリインストールされているアプリには、様々な機能が初めから用意されているものがあります。例えば、カメラアプリには QR コードを読み取る機能が付いていたり、写真アプリには画像を編集・加工したり検索したりする機能を備えているものもあります。専用の機器を使わなくても、プリインストールされているアプリでも多くのことが行えますので、色々と調べて活用してみましょう。

# 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

なし

# 【主な関係法令】

なし

# ポイント2:ストアからインストールしたアプリを使う。

#### 【啓発の具体的な内容】

- ・ 公式のアプリストアには、多くのアプリが公開(販売)されています。無料で提供されているアプリもありますが、広告が入ったり、利用が限定されたりするアプリもあります。有料版に切り替えることで、広告の表示をなくすることのできるアプリもありますので、必要に応じて有料版の利用についても検討しましょう。
- ・ プリインストールされているアプリと同じであっても、より便利な機能を実装しているアプリ も数多くあります。例えば、天気予報だけでなく、風や湿度などの複合的な情報から外出に適し た服装を教えてくれるお天気アプリや、旅行のプランを登録し、持ち物リストやスケジュールを 参加メンバーと共有し、旅のしおりとして管理できるようなものもあります。お店予約のサービ ス等も、Web サイトで展開されているサービスでも、アプリの方が利便性の高いものがありま すので、使い勝手に合わせて活用するようにしましょう。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大にともない、2020年6月に厚生労働省から新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)がリリースされました。利用者がこのアプリをスマホにインストールすると、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。この通知を受け取ることで、症状の有無等から受診案内や、適正な行動について案内を受けられるため、感染拡大の防止に繋がることが期待されています。また自身が陽性者と診断された場合は、アプリで陽性者登録をすることで、個人情報を知られることなく他のユーザーに接触の可能性を周知することができます。適正な行動を取る利用者が増えることでウイルス感染を抑止する目的のアプリであり、なるべく多くの人がインストールすることが推奨されています。
- ・ アプリの中には、利用者の端末から個人情報を流出させる不正なアプリも存在します。そのようなアプリは一見普通のアプリを装い、電池の節約などの利便性をうたうものや、人気のアプリを装ってインストールさせようとするものもあります。不正なアプリをインストールすると、個人情報やアドレス帳等の情報を盗み取られたり、スマホを遠隔操作で乗っ取られたりする可能性があります。スマホアプリはユーザーのスマホ内のデータにアクセスする際、アクセス許可を要求するので、アプリが要求するアクセス権を確認し、必要のない情報にアクセスするアプリは利用しないようにしましょう。また、アプリをダウンロードする際は、OS事業者や携帯電話通信事業者が提供している公式ストアで提供されているアプリをダウンロードするようにし、それ以外からのインストールは避けましょう。
- ・ 保護者等が使っていたスマホ等を子供に渡して利用させる場合は、事前に子供に利用させたくないアプリについては削除したり、スマホ等にペアレンタルコントロールを設定したりしてから渡しましょう。

# 【関連するインシデント (「羅針盤 (本編)」参照)】

- ・ インシデント項目 27. ウイルス (マルウェア) 感染
- ・ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

# 暮項 らす

#### 【主な関係法令】

- 民法
  - ▶ 損害賠償請求 (709 条)
- 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

# ポイント3:スマホアプリをアップデートする。

#### 【啓発の具体的な内容】

・ アプリは新しい機能の追加や改善、不具合の改修が日々行われており、公式ストアを通じて更新 プログラムが配信されます。インストールは自動では行われないため、公式ストアからの通知を 確認し、常に最新のバージョンのアプリを利用するようにしましょう。

## 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

· インシデント項目 29. OS やアプリの未更新

# 【主な関係法令】

・なし

## ポイント4:アプリを終了する。

# 【啓発の具体的な内容】

- ・ スマホのアプリは PC のアプリのように、使い終わった後に手動で「終了」させる必要はありませんが、複数のアプリを立ち上げたままにしておくと電池の消費等につながる可能性があります。画面をスワイプして起動中のアプリを表示させ、アプリを明示的に終了させることもできます。
- ・ 使わなくなったアプリをホーム画面に置いておくと、目的のアプリを探しにくくなるだけでなく、本体のストレージ(保存領域)を圧迫して必要なデータを保管できなくなるなどの問題が起きるため、定期的に削除するようにしましょう。アプリ(特に SNS アプリ等)の退会、削除前には登録してあるデータを必ず削除しておきましょう。

# 【関連するインシデント(「羅針盤(本編)」参照)】

なし

#### 【主な関係法令】

・なし

#### D) 参考事例

スマートフォンのセキュリティ<危険回避>対策のしおり(【IPA 独立行政法人情報処理推進機構】https://www.ipa.go.jp/files/000011456.pdf)

- スマホアプリ導入時は公式マーケットを利用しよう | トレンドマイクロ is702 (【トレンドマイクロ】 https://www.is702.jp/manga/1919/partner/12\_t/)
- ・ スマホにアプリを入れる前に確認したい 4 つのポイント | トレンドマイクロ is 702 (【トレンドマイクロ】 https://www.is 702.jp/special/3510/partner/12\_t/)
- ・ iPhone 上の情報への App アクセスを変更する Apple サポート (【Apple】https://support. apple.com/ja-jp/guide/iphone/iph251e92810/ios)
- ・ Android 6.0 以降のアプリの権限を管理する Google Play ヘルプ(【Google】https://support.google.com/googleplay/answer/6270602?hl=ja)
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application
   (【厚生労働省】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\_00138.html)

「LAC」「ラック」「サイバー・グリッド・ジャパン」は、株式会社ラックの商標または登録商標です。この他、本書に記載した会社名・団体名、製品名、HPの名称等は、各社・各団体の商標または登録商標、製品名、HPの名称等です。本書の著作権は株式会社ラックが保有します。

株式会社ラックは、本書の記載内容を利用(二次利用含む)した結果生じるいかなる損害・損失についても責任を負いません。
本書に記載された情報は発行日時点のものであり、閲覧・提供される時点では変更されている可能性があることをご了承ください。
情報モラル・情報セキュリティを含む情報の収集、読解、創造、分析、発信等の情報リテラシーの啓発(以下「本目的」といいます。)
を目的とし、かつ対価を得ずに利用される限りにおいて、本書を紙媒体または電子媒体での配布や印刷(一部のみの印刷配布含む)を
する場合には、株式会社ラックの改めての許諾は必要ありません。また、引用は著作権法に定められたルールに従い行ってください。
本目的の範囲外の利用、または有償での利用を行う場合等、本書の利用にあたって株式会社ラックの許諾が必要な場合、または不明点がおありの場合は、株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン 情報リテラシー啓発のための羅針盤 問合せ窓口(Mail: egj-compass@lac.co.jp)までお問合せください。

# 情報リテラシー啓発のための羅針盤 情報活用編

2020年10月7日 第1.0版発行

株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン 編

# 監修(五十音順)

匹田 篤 広島大学大学院 准教授

町村 泰貴 成城大学 教授

村井 万寿夫 北陸学院大学 教授

株式会社ラックサイバー・グリッド・ジャパン